

大阪市こども計画（素案）

令和7年度～令和11年度

大 阪 市

令和●年●月

大阪市こども計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 策定の背景	1
2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象	1
3 指標・目標の設定	5
4 社会全体でこども・若者・子育て当事者への支援に取り組むうえでの 計画の役割	7
第2章 現状と課題	
1 人口・世帯等の社会状況	8
2 こども・若者を取り巻く状況	15
3 子育てに関する状況	28
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	41
2 重視する視点	41
3 計画がめざす「大阪市のまち像」	43
4 施策の基本方向	44
5 重点的に取り組む施策	47
6 基本施策	48
第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画	
1 提供区域の設定	49
2 各年度における量の見込みと提供体制の確保の内容	50
第5章 基本施策と個別の取組	
基本方向1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～	61
安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに 健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します	
基本方向2 ～学童期・思春期～	85
こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする 環境を充実します	
基本方向3 ～青年期～	113
若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援 します	
基本方向4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します	118
基本方向5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもって こどもと向き合えるよう支援します	148

第6章 計画の推進にあたって	
1 計画の推進体制	169
2 計画の進捗管理及び検証・改善	170
3 社会・経済情勢の変化等への対応	170
4 国・大阪府など関係機関との連携	171
5 自律した自治体型の区政運営	171

参考資料

用語の説明	XXX
こども・子育て支援会議条例	XXX
こども・子育て支援会議条例施行規則	XXX
こども・子育て支援会議委員名簿	XXX
大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱	XXX
「大阪市こども計画」（素案）にかかる パブリック・コメント手続きの実施結果について	XXX
策定経過	XXX

別冊 大阪市こども・子育て支援事業計画（量の見込み・提供体制）

- 1 第2期計画での取組状況（はぐくみ指標）
- 2 量の見込みと提供体制の確保の内容（第2期計画）年度別実績
- 3 行政区ごとの人口推計及び量の見込みと提供体制の確保の内容

別冊 大阪市こどもの貧困対策推進計画（第2期）

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

我が国における急速な少子化の進行等をふまえ、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に、平成17年度から10年間の時限立法として次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法律のもと、市町村は「市町村行動計画」の策定が義務づけられ、大阪市では、「大阪市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17年度から平成21年度まで、後期：平成22年度から平成26年度まで）を策定し、こども・子育て支援にかかる施策を推進してきました。

平成24年には、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実を図るため、こども・子育て支援法をはじめとするこども・子育て関連3法が成立し、平成27年度から「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたことを受け、大阪市では「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「市町村行動計画」を一体のものとして「大阪市こども・子育て支援計画」（第1期：平成27年度から令和元年度まで、第2期：令和2年度から令和6年度まで）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。

令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。「こども基本法」第10条においては、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されています。

2 計画の趣旨・位置づけ・期間・対象

（1）計画の趣旨（計画策定の根拠となる法律）

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置付け、大阪市におけるこども施策を総合的に推進するため、こども大綱及び大阪府子ども計画を勘案して策定します。

本計画は、「大阪市こども計画」とし、次の各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして策定します。

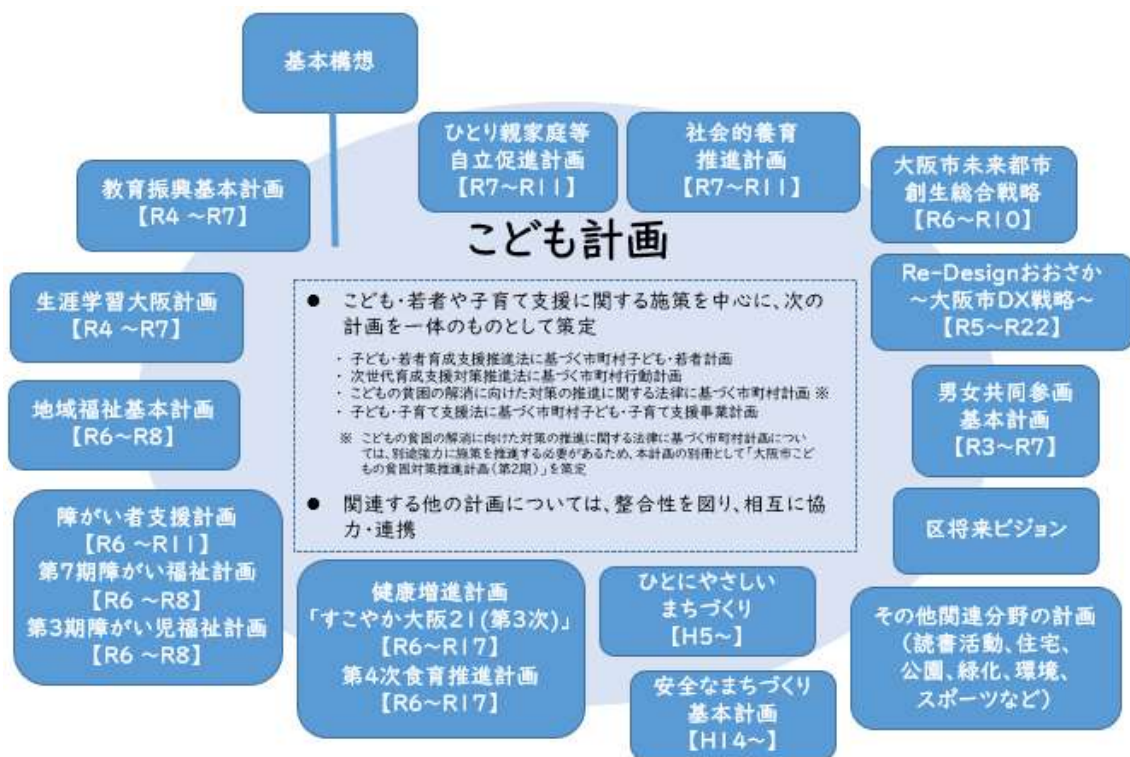
<本計画の根拠となる法律について>

法律	計画策定の根拠条文
こども基本法	(都道府県こども計画等) 第10条 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(市町村こども計画)を定めるよう努めるものとする。
子ども・若者育成支援推進法	(都道府県子ども・若者計画等) 第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(市町村子ども・若者計画)を作成するよう努めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	(市町村行動計画) 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定することができる。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	(都道府県計画等) 第10条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(市町村計画)を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画)を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ(関連計画)

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



<関連性が高い主な計画について>

大阪市教育振興基本計画 (令和4年度～令和7年度)

平成18年に改正された教育基本法において、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実状に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされました。

また大阪市では、平成24年5月に施行された大阪市教育局行政基本条例により教育基本法に規定する基本的な計画として、教育振興基本計画を定めることとしています。

この計画では、3つの最重要目標「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」を定め、目標を達成するために重点的に取り組むべき施策を、総合的かつ計画的に推進しています。

大阪市ひとり親家庭等自立促進計画 (令和7年度～令和11年度)

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する「自立促進計画」として、同法第11条に基づき国が定めた「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即し、大阪市のひとり親家庭等に対する施策の方向性を示すものです。

今後のひとり親家庭等を取り巻く環境の変化に対応し、こどもの貧困対策にも資するように、本計画に基づき、きめ細かな就業支援サービスや子育て・生活支援サービス、こども主体の養育の推進や経済的支援、サポート体制の充実といった5つの柱を中心とした、ひとり親家庭等自立支援施策を総合的に推進していきます。

大阪市社会的養育推進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）

こどもが権利の主体であると位置づけられた平成 28 年の児童福祉法改正をうけ、国が示した「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づき、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現するため、社会的養育の基本的考え方、全体像及び里親委託の推進と施設の小規模化・地域分散化などの方向性とめざす目標を示した「大阪市社会的養育推進計画」（計画期間令和 2 年～令和 11 年度）を策定し、施策を推進してきました。

その後、令和 4 年に児童福祉法が改正され、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業の構築、困難を抱える妊産婦等への支援事業の創設、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化、こどもの権利擁護の取組の推進などが盛り込まれました。この改正を踏まえ、国の策定要領に基づき、計画を見直し、令和 7 年～11 年の 5 年間を計画期間とする新たな計画を策定し、大阪市における社会的養育施策を推進していきます。

（３）計画の期間

本計画は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間を対象期間としています。

（４）計画の対象

本計画は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

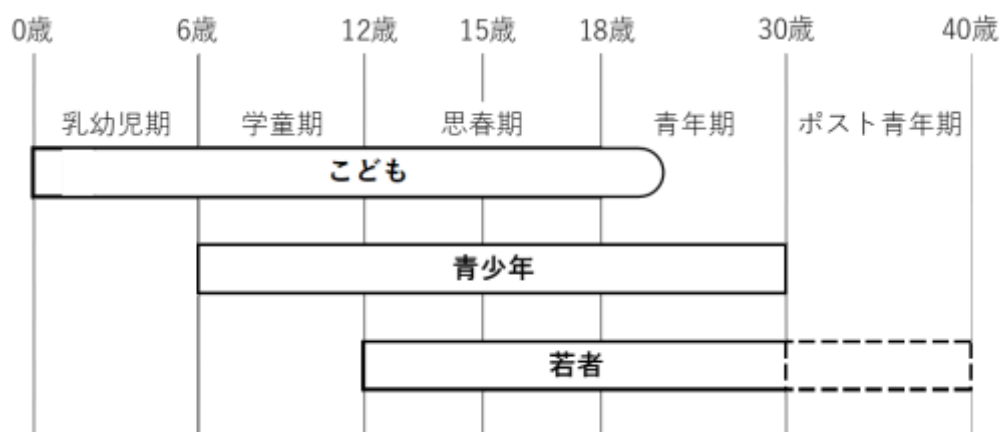
- こども基本法における、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。
- こども基本法に基づく「市町村こども計画」として策定する本計画では、上記こども基本法における「こども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとします。

〈本計画における定義〉

こども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

青少年：学童期から青年期までの者（6 歳～おおむね 30 歳未満）

若 者：思春期から青年期の者。事業によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象
（12 歳～40 歳未満）

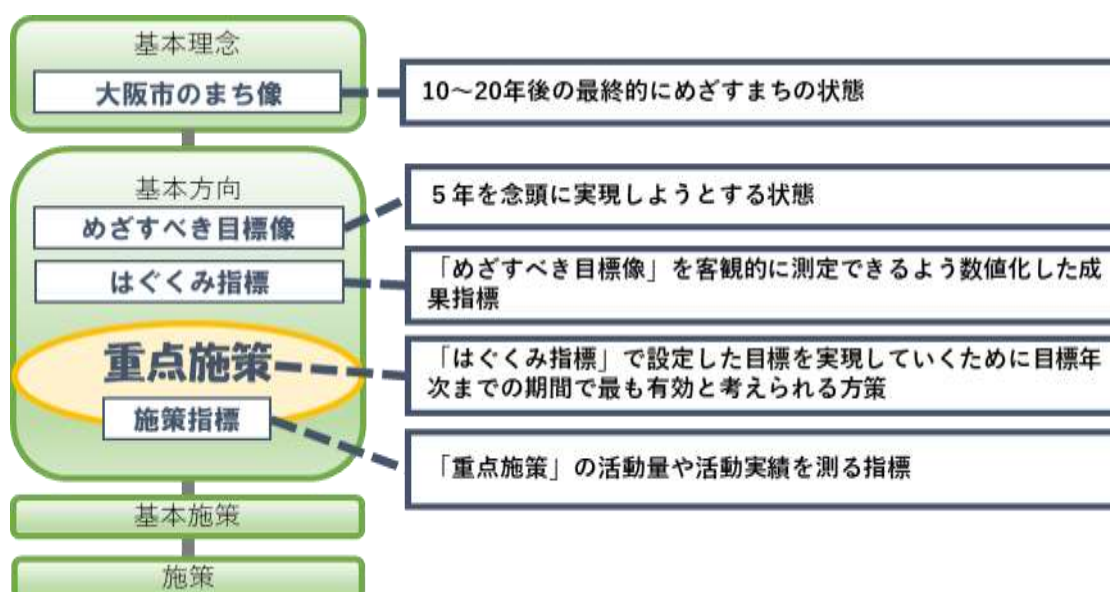


- ※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者
- ※ 学童期は、小学生年代
- ※ 思春期は、中学生年代からおおむね 18 歳まで
- ※ 青年期は、おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。

3 指標・目標の設定

本計画においては、計画の基本的な考え方である「基本理念」のもと、最終的にめざす「大阪市のまち像」を設定しています。そして、「大阪市のまち像」の実現に向け、施策を 5 つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定し、「はぐくみ指標」で設定する目標を実現していくため、重点的・集中的に推進する「重点施策」とその達成状況を示す「施策指標」を設定しています。

計画の推進にあたっては、これらの目標や指標の達成をめざし、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして策定しており、子ども・子育て支援法に基づいて国が示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）に基づき、次の就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域を設定し、提供区域ごとに量の見込み及び提供体制の確保の内容を定めています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）

1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）

地域子ども・子育て支援事業

1	延長保育事業【時間外保育事業】	
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業【放課後児童健全育成事業】	
3	子どものショートステイ事業【子育て短期支援事業】	
4	地域子育て支援拠点事業	
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	
7	ファミリー・サポート・センター事業【子育て援助活動支援事業】	
8	病児・病後児保育事業【病児保育事業】	病児・病後児対応型
		体調不良児対応型
9	利用者支援事業	地域子育て相談機関
		基本型・こども家庭センター型
10	妊婦健康診査事業	
11	乳児家庭全戸訪問事業	
12	養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）	
13	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（※）	
14	実費徴収に係る補足給付事業（※）	
15	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（※）	
16	家事・育児訪問支援事業【子育て世帯訪問支援事業】	
17	児童育成支援拠点事業	
18	親子関係形成支援事業	
19	妊婦等包括相談支援事業	
20	こども誰でも通園制度【乳児等通園支援事業】	
21	産後ケア事業	

※13・14・15については、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外となっています。

4 社会全体でこども・若者・子育て当事者への支援に取り組むうえでの計画の役割

こども・若者・子育て当事者への支援は行政だけで進められるものではなく、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠です。

国が示す「こども大綱」にもあるように、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据え、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押ししなければなりません。そのためには、企業や地域社会、子育てを終えられた方々や子育てされていない方々も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育て当事者をめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていき、取組を進めていくことが重要です。

行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・若者・子育て当事者への支援の基本的な考え方を計画の基本理念として示しながら、子ども・若者育成支援推進法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・子育て支援法に基づく各計画を整理・統合し、行政や各関係機関が担うべき取組や、市民や地域の主体的な活動を支援する取組を総合的かつ一体的に取りまとめたものです。

また、本市では、SDGs の理念を取り込んだ「大阪市未来都市創生総合戦略」において、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感でき、誰もが安心していつまでも住み続けたいと思う「にぎやかで活気あふれるまち大阪」の実現をめざしており、本計画の取り組みを進めることによって、この実現に寄与し、未来の大阪を担うこどもを安心して生み育てられ、すべてのこども・若者が健やかで心豊かに成長できるよう社会総がかりではぐくんでいくことをめざします。

第2章 現状と課題

1 人口・世帯等の社会状況

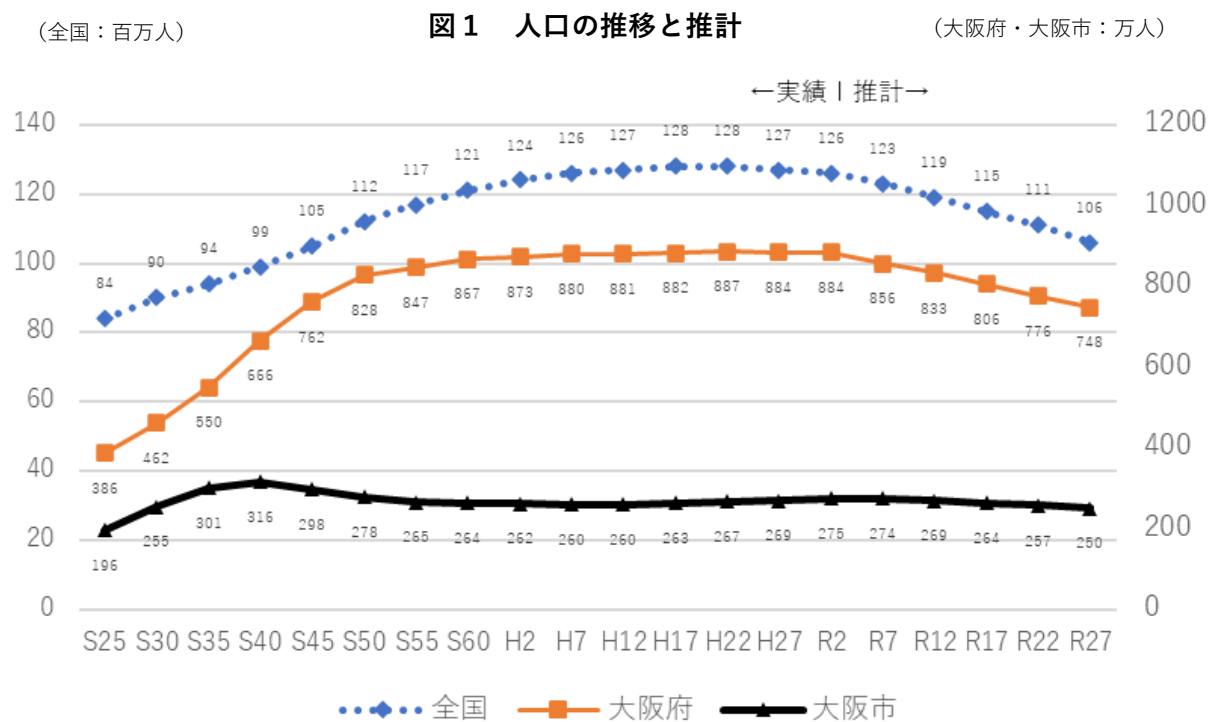
大阪市人口ビジョンの改訂に合わせ修正検討

① 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和25年から昭和40年まで大きく増加し316万人となりましたが、その後減少に転じ、昭和55年からは260万人台で推移していました。昭和55年以降、平成12年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、令和2年には275万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

大阪市においても、将来的には減少に転じるものと見込まれます。(図1)

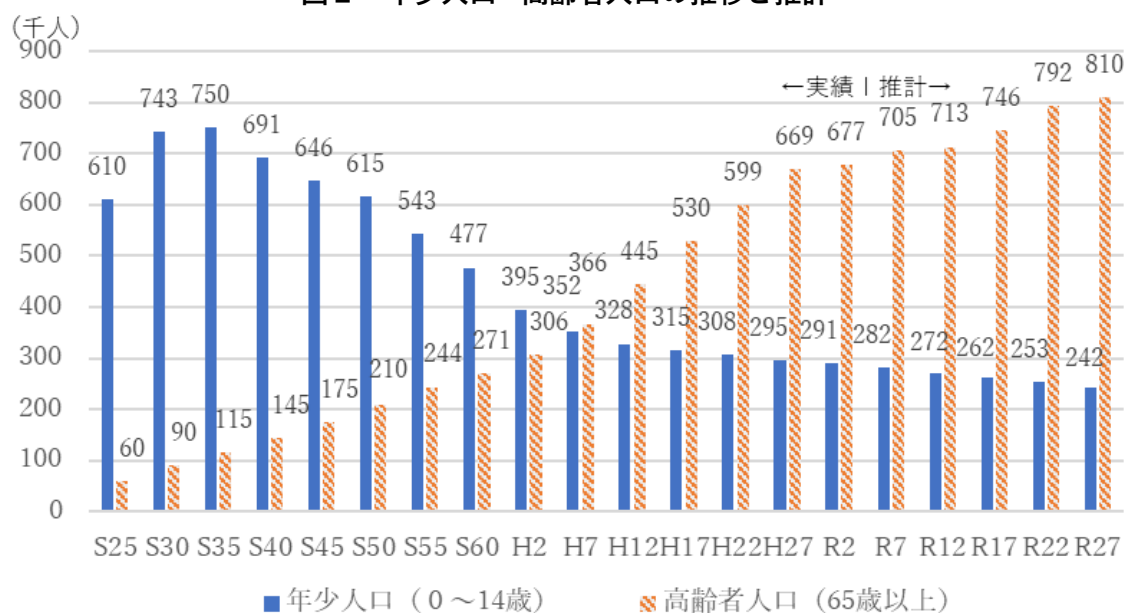


資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は「大阪市人口ビジョン」（令和2年）

② 年少人口・高齢者人口の推移

大阪市の年少人口（0～14歳）は、昭和35年をピークに減少しており、令和2年は29万1千人となっています。また、今後も減少し、令和27年には24万2千人になると見込まれています。（図2）

図2 年少人口・高齢者人口の推移と推計

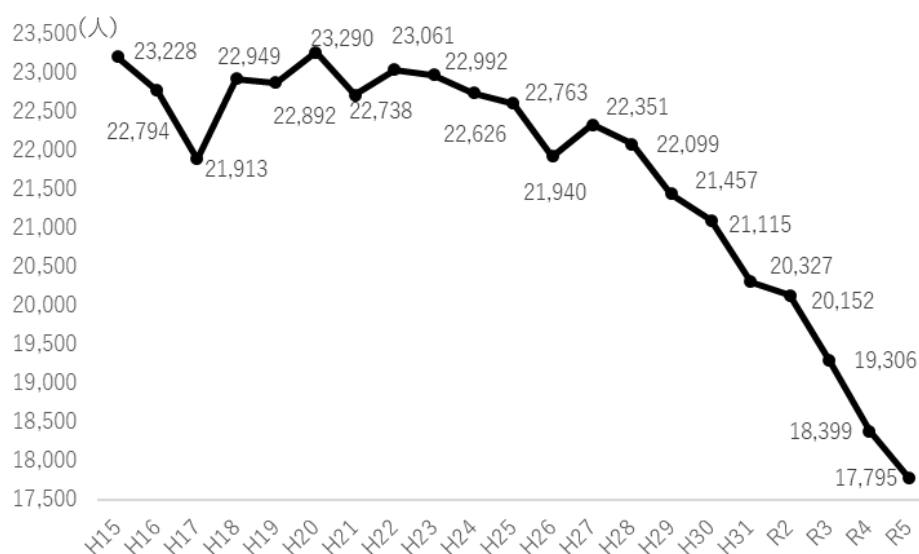


資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は「大阪市人口ビジョン」（令和2年）

③ 出生数の推移

大阪市の出生数をみると、全体的な傾向として、減少傾向にあります。（図3）

図3 出生数の推移（大阪市）



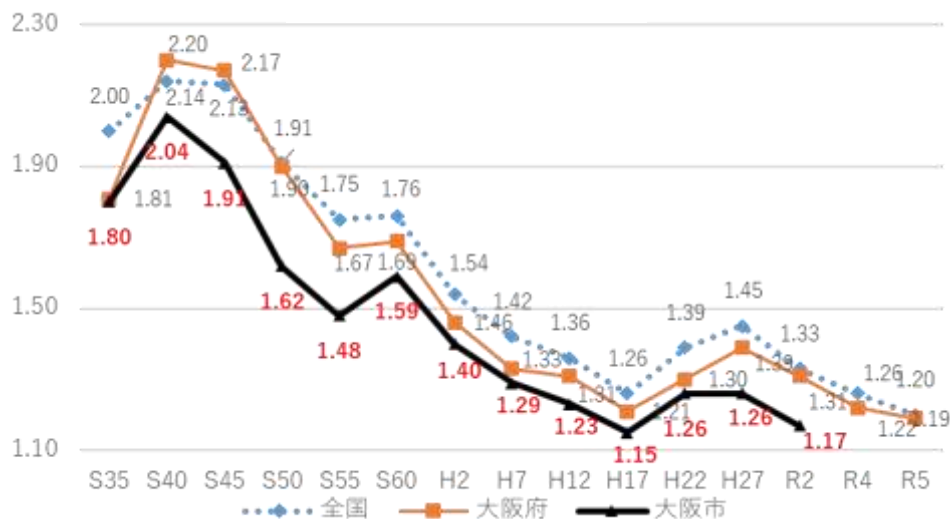
資料：厚生労働省「人口動態統計」

④ 合計特殊出生率

合計特殊出生率※は、平成 17 年までは下降傾向でしたが、それ以降はいったん上昇し、近年また下降しています。（図 4）

※合計特殊出生率：「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産むと想定されるこどもの数を表しています。

図 4 合計特殊出生率

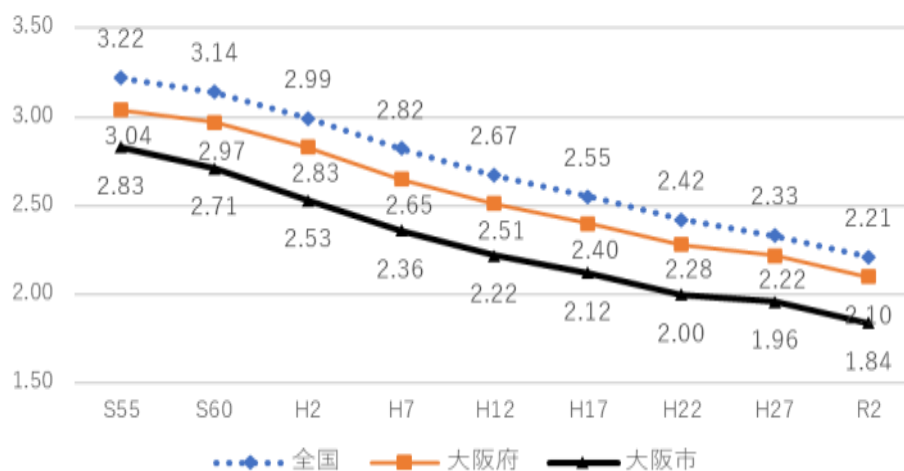


資料：全国、大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、大阪市は大阪市健康局調べ

⑤ 一般世帯における一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員をみると、全国、大阪府、大阪市ともに年々減少しています。大阪市は、全国や大阪府よりも低く推移しています。（図 5）

図 5 一般世帯における一世帯あたり人員の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

⑥ 区別の人口の推移

大阪市内各区における令和元年10月から令和5年10月までの区別の人口増減率をみると、人口増加率の高い区は中央区 13.3%、浪速区 9.7%、西区 7.0%、北区 6.4%、福島区 5.8%などとなっています。一方、人口減少率が高い区は、大正区 5.3%減、平野区 3.6%減、住之江区 3.2%減、此花区 2.3%減、港区 1.8%減などとなっています。市内中心部の区の人口増加が顕著となっています。（図6・7）

図6 区別の人口増減率（令和元年10月・令和5年10月比較）

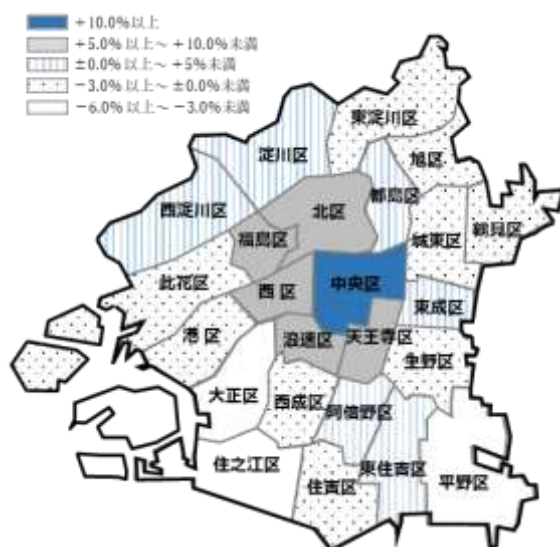
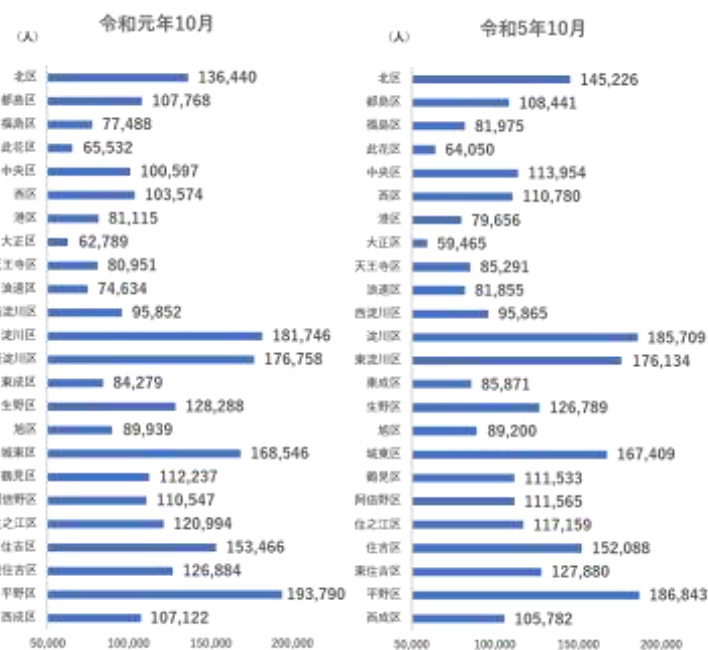


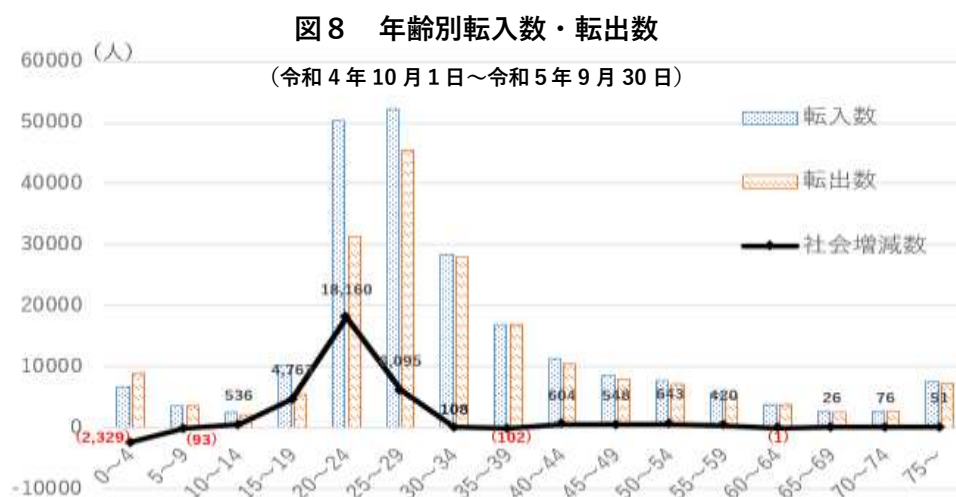
図7 区別の人口の推移（令和元年10月・令和5年10月比較）



資料：（図6・7とも）大阪市計画調整局調べ

⑦ 年齢別転入数・転出数

令和4年10月1日から令和5年9月30日にかけての大阪市の社会増減数（転入数－転出数＋その他増減）をみると、「20～24歳」が最も多く、次いで「25～29歳」となっています。特に、「0～9歳」の社会増減数がマイナス（転出超過）となっていることから、「0～9歳」のこどもの保護者世帯の転出が多いと考えられます。（図8）

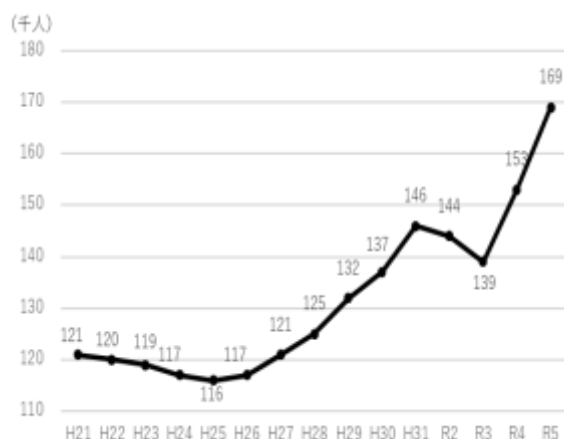


資料：大阪市計画調整局「大阪市の推計人口年報」（令和5年）

⑧ 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、平成26年度以降急増しており、令和5年12月31日時点で16万9千人となり5年間で3万2千人増加し、政令指定都市の中で外国人住民数・外国人住民比率が最も高い状況です。（図9・表1）

図9 外国人住民数の推移
(各年12月末日現在)



資料（図9）：大阪市民政局調べ

表1 政令市外国人住民比率
(上位10市)

都市名	総人口	外国人住民数	比率
大阪市	2,757,642	169,392	6.1%
名古屋市	2,297,745	92,758	4.0%
京都市	1,379,529	55,434	4.0%
浜松市	788,985	28,781	3.6%
神戸市	1,500,425	54,428	3.6%
千葉市	978,899	34,519	3.5%
川崎市	1,529,136	50,794	3.3%
横浜市	3,752,969	115,954	3.1%
福岡市	1,593,919	44,651	2.8%
相模原市	717,861	18,708	2.6%

資料（表1）：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和6年）をもとに作成

⑨ 労働力状態

令和2年の大阪市の労働力率（15歳以上人口に占める労委動力人口の割合）を平成27年と比べると、男性、女性とも全ての年齢階級で上昇しています。（図10）

雇用者の内訳をみると、「正規の職員・従業員」は平成27年に比べ、男性、女性ともに増加しています。（図11）平成27年からの構成比の変化をみると、夫婦ともに就業者の世帯の割合が上昇した一方、「夫が就業者」かつ「妻が非就業者」の世帯の割合は低下しています。（図12）

図10 年齢（5歳階級）、男女別労働力率（昭和60年、平成27年、令和2年）

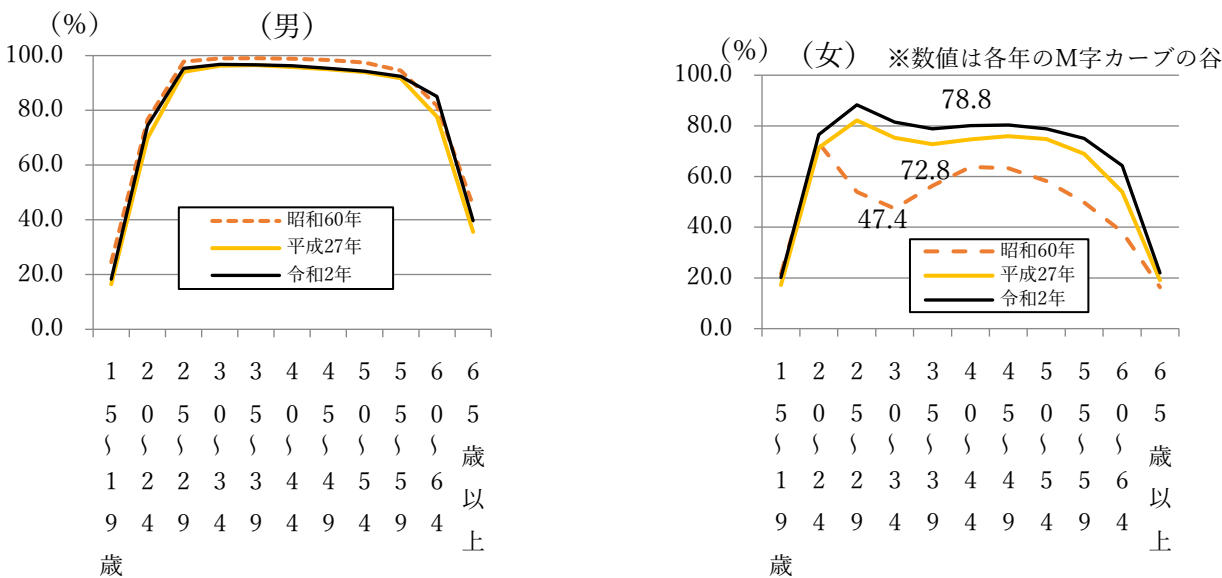


図11 従業上の地位、男女別15歳以上雇用者数及び構成比（平成27年、令和2年）

男女	雇用者数（人）							
	平成27年				令和2年			
	雇用者	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	雇用者	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他
総数	816,293	510,565	35,288	270,440	858,666	555,466	34,912	268,288
男	417,878	326,312	12,833	78,733	425,192	337,084	12,412	75,696
女	398,415	184,253	22,455	191,707	433,474	218,382	22,500	192,592
男女	構成比（％）注）							
	平成27年				令和2年			
	雇用者	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	雇用者	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他
総数	100.0	62.5	4.3	33.1	100.0	64.7	4.1	31.2
男	100.0	78.1	3.1	18.8	100.0	79.3	2.9	17.8
女	100.0	46.2	5.6	48.1	100.0	50.4	5.2	44.4

注）構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合もある。

資料：大阪市計画調整局「令和2年国勢調査＜就業状態等基本集計結果（大阪市）＞」

図 12 子供の有無、夫婦の就業・非就業別夫婦のいる一般世帯数の構成比
(平成 27 年、令和 2 年)

		総数	夫が 就業者	妻が	
				就業者	非就業者
平成 (% 27 年)	総数	100.0	75.0	46.0	29.0
	子供があり	100.0	85.5	51.8	33.7
	子供がなし	100.0	61.4	38.5	22.9
令和 (% 2 年)	総数	100.0	76.9	51.7	25.2
	子供があり	100.0	86.4	58.3	28.1
	子供がなし	100.0	65.2	43.6	21.6
(ポイント 変化)	総数	100.0	1.9	5.7	△ 3.8
	子供があり	100.0	0.9	6.5	△ 5.6
	子供がなし	100.0	3.8	5.1	△ 1.3

1) 「不詳」を除いて算出している。

2) 構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100.0にならない場合もある。

資料：大阪市計画調整局「令和 2 年国勢調査＜就業状態等基本集計結果（大阪市）＞」

人口・世帯等の社会状況からみる課題

- ・ 大阪市の将来推計人口によると、今後、高齢者人口（65 歳以上）が増加する一方、年少人口（0～14 歳）は減少する少子高齢化が進展するものと見込まれており、直近の人口動態をみると、出生数は平成 27 年以降減少し続けています。
- ・ 市内 24 区の状況をみると、中心部はマンション建設が続く等により人口増加がみられますが、一方で人口が減少している区もあり、区ごとに課題が異なる状況となっています。
- ・ 近年の年齢別転入・転出数をみると、本市では、「0～9 歳」のこどもの保護者世帯層が多く転出していると考えられることから、子育て世帯にとって子育てしやすいまち、子育てしたいと思えるまちにしていくことが重要です。
- ・ また、近年は外国人住民数が顕著に増加しており、文化的・歴史的背景が異なる中、多様化する課題やニーズに適切に対応していく必要があります。
- ・ 労働力状態をみると、男女ともに全ての年齢階級で労働力が上昇しており、女性については、いわゆる M 字カーブの底が上昇しています。合わせて、夫婦の労働力をみると、「子供があり」で夫婦ともに就業者である共働き世帯が増加しており、多様なライフスタイルで子育てできる保育サービスの充実が求められる状況となっています。

2 こども・若者を取り巻く状況

～各調査データより～

① こどもの貧困

令和5年度に実施した「大阪市子どもの生活に関する実態調査」によると、相対的貧困率は、小5・中2のいる世帯で15.0%、5歳児のいる世帯で15.1%となっています。(図13)

収入の状況について、小5・中2のいる世帯では、「わからない・無回答」を除いて、ふたり親世帯は500万円から600万円未満の世帯が最も多いのに対し、父子世帯は300万円から400万円未満、母子世帯は200万円未満の世帯が最も多くなっています。(図14)

学習理解度について、小5・中2のいる世帯では、困窮度が高くなるにつれ、「よくわかる」と回答した割合が低くなっています。(図15)

こども食堂などの利用状況について、小5のいる世帯では12.3%、中2のいる世帯では7.8%が「利用したことがある」と回答しています。(図16)

図13 本市における相対的貧困率

相対的貧困とは

属する社会における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあること。

厚生労働省の国民生活基礎調査では、等価可処分所得中央値の半分の額を下回る所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率としています。

	貧困線	相対的 貧困率
小5・中2の いる世帯	133万円 (119万円)	15.0% (15.2%)
5歳児の いる世帯	140万円 (119万円)	15.1% (11.8%)

令和5年度実態調査の結果
(平成28年度実態調査の結果)

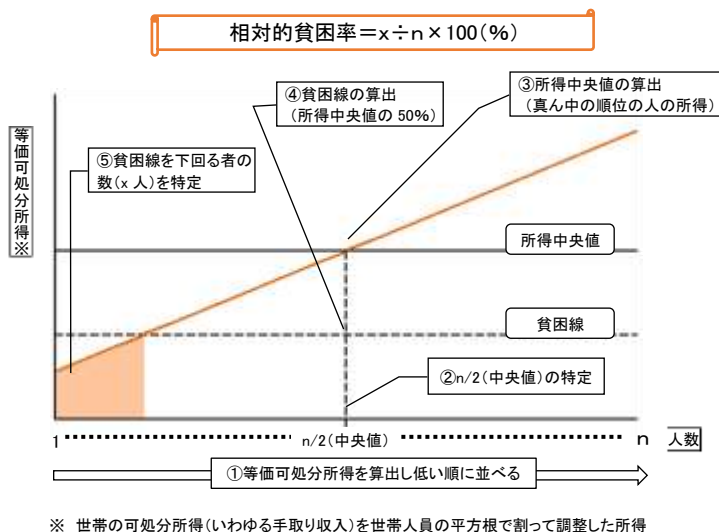


図 14 世帯構成別に見た、収入の状況（小5・中2のいる世帯）

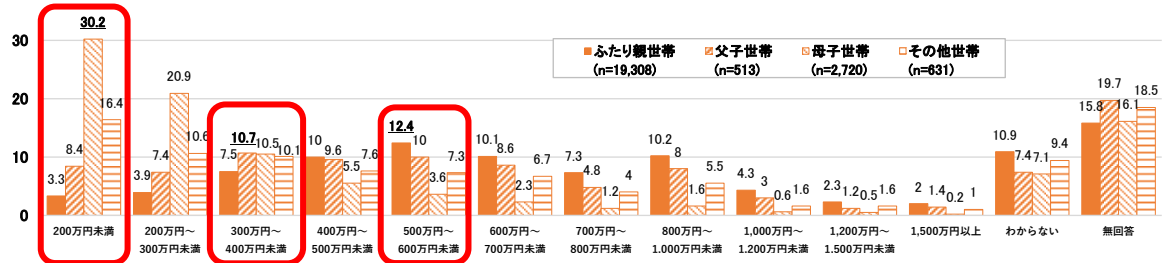


図 15 困窮度別に見た学習理解度（小5・中2のいる世帯）

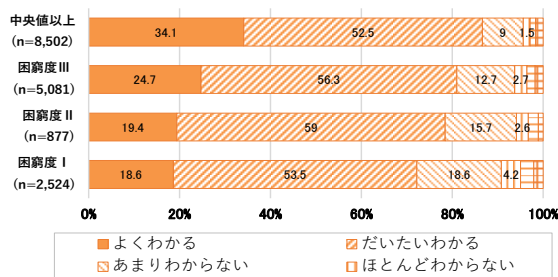
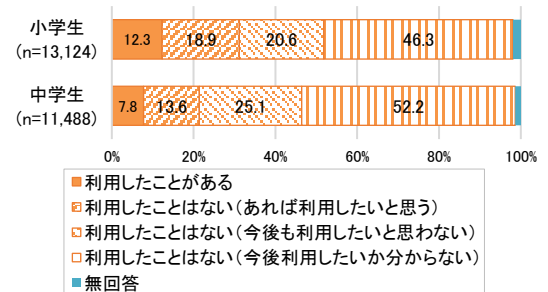


図 16 こども食堂などの利用状況（小5・中2のいる世帯）



資料：大阪市子どもの生活に関する実態調査（令和5年）

② 学力

各年度の全国学力・学習状況調査において、全体として改善傾向にありますが、依然として全国水準に達していません。（図 17・18）

A問題：主として「知識」に関する問題、B問題：主として「活用」に関する問題

※ 令和元年度より一体的に出題する形になったため、令和元年度よりA・Bの区分なし

※ 全国の平均正答率を1としたときの大阪市の割合を「対全国比」として表示

※ 令和2年度調査は新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響を考慮し実施せず

図17 平均正答率の全国との差の変化（小学校）

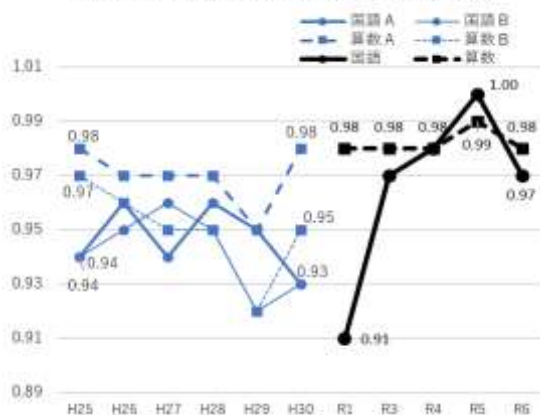


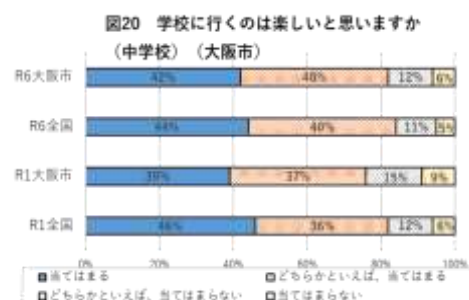
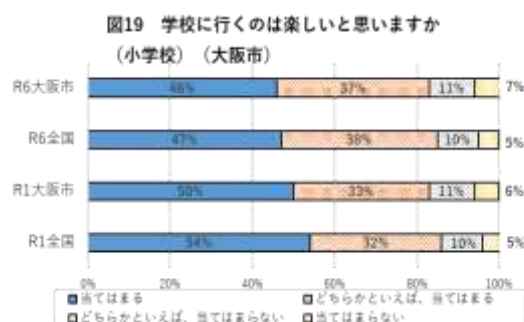
図18 平均正答率の全国との差の変化（中学生）



資料：各年度「全国学力・学習状況調査」

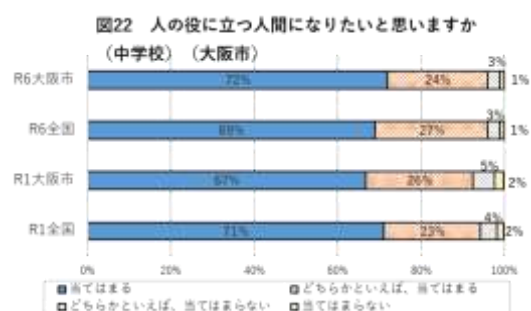
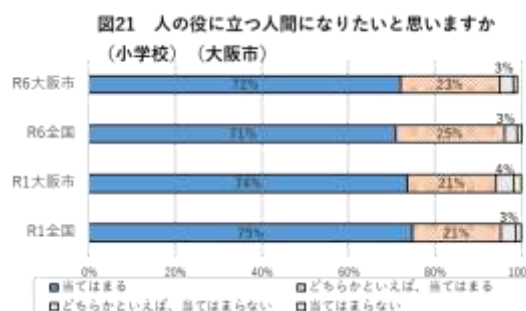
③ 挑戦心・自己有用感・幸福感等

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「学校に行くのは楽しい」と答えた割合は、小学校・中学校ともに全国平均より低い傾向にあります。(図19・20)



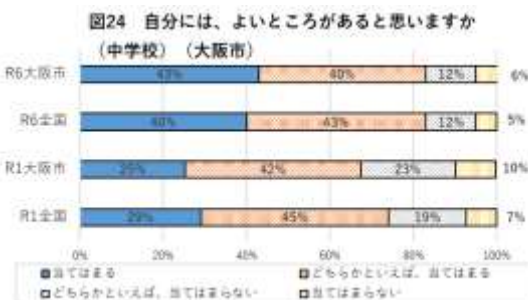
資料：各年度「全国学力・学習状況調査」

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたい」に「当てはまる」と答えた割合は、小学校・中学校ともに全国平均より高い傾向にあります。(図21・22)



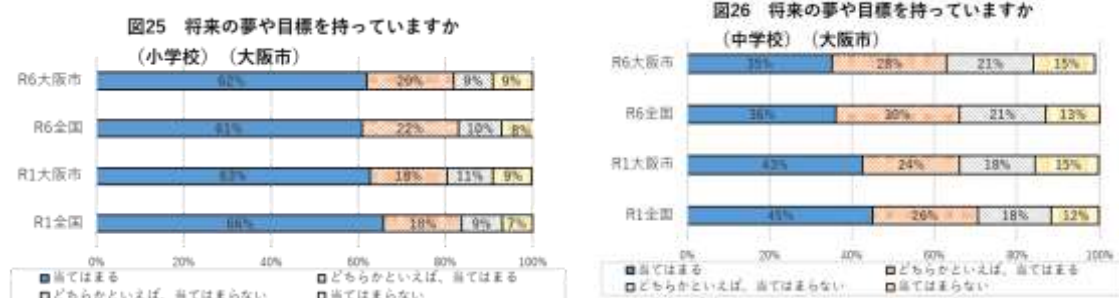
資料：各年度「全国学力・学習状況調査」

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「自分によいところがあると思う」と答えた割合は、小学校・中学校ともに令和元年度調査結果より高くなっており、全国平均と大差ない結果となっています。(図23・24)



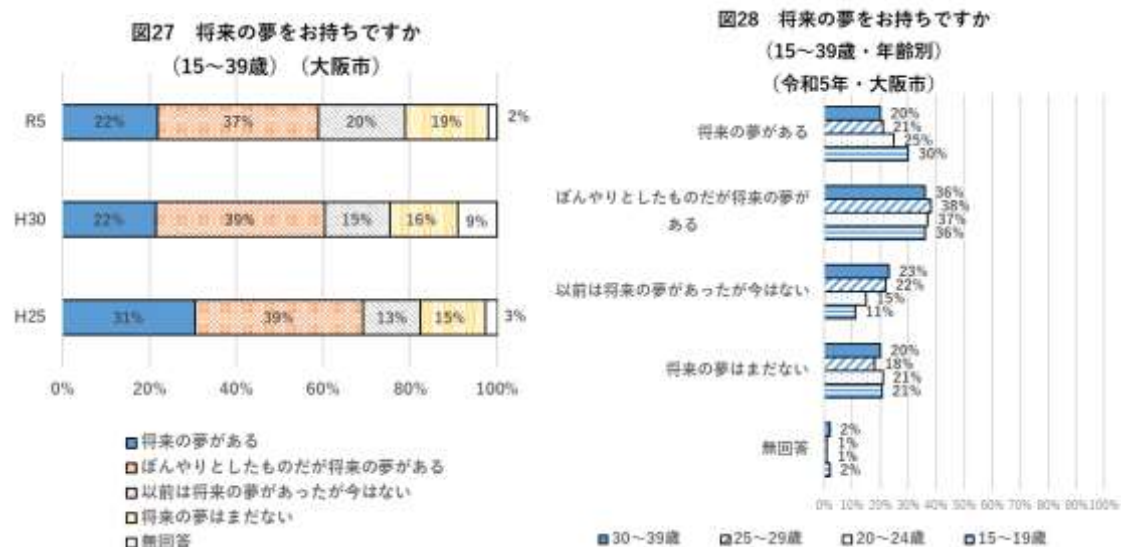
資料：各年度「全国学力・学習状況調査」

令和 6 年度全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」と答えた割合は、小学校・中学校ともに令和元年度調査結果より低くなっています（全国も同傾向）。（図 25・26）



資料：各年度「全国学力・学習状況調査」

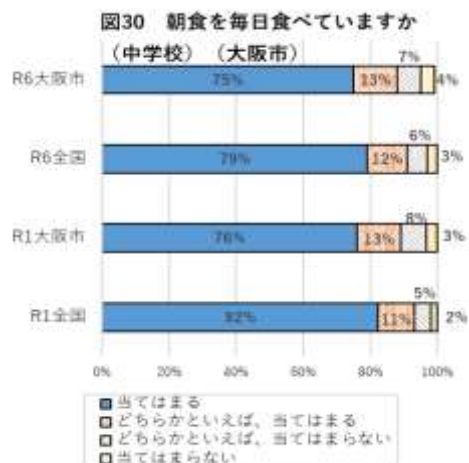
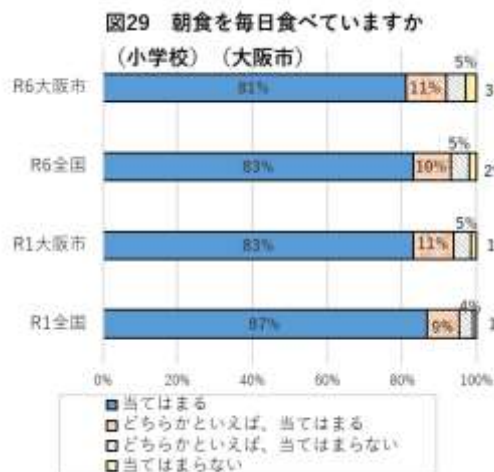
市内在住の 15 歳から 39 歳までの若者に対し、大阪市が平成 25 年、平成 30 年、令和 5 年に行った調査では、平成 25 年と比べ、令和 5 年は「将来の夢がある」「ぼんやりとしたものだが将来の夢がある」と答えた若者の割合が低くなっており、「以前は将来の夢があったが今はない」と答えた若者の割合が高くなっています。（図 27・28）



資料：各年度「大阪市子ども・若者育成支援に関する若者意識調査」

④ 基本的生活習慣

令和6年度全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と答えた割合は、小学校・中学校ともに令和元年度調査結果より低くなっています（全国も同傾向）。(図29・30)



資料：各年度「全国学力・学習状況調査」

⑤ いじめ・不登校

いじめの認知については、学校におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどにより年々増加し、コロナ禍において登校日数や児童生徒同士の接触機会が減少したことに伴って件数が一時減少したものの、コロナ禍以前の増加傾向が継続しています。(図31・32)



※ 棒グラフは件数、折れ線グラフは1000人あたりの比率



資料：大阪市教育委員会事務局調べ

また、大阪市における不登校児童の在籍比率は年々伸びており、中学校では全国、大阪府と比べ、高い数値となっています。(図 33・34)



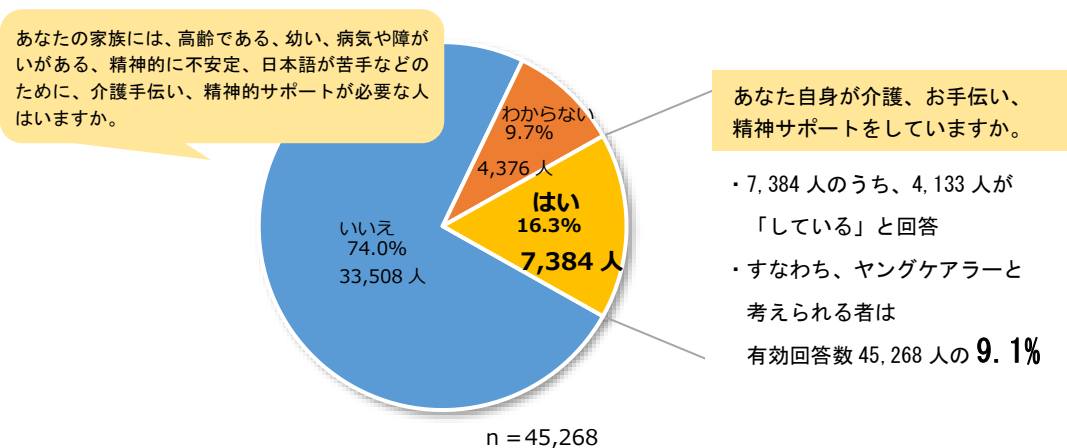
※ 棒グラフは人数、折れ線グラフは在籍比率

資料：大阪市教育局委員会事務局調べ

⑥ ヤングケアラー

令和3年度の大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査の結果によると、全体の16.3%の生徒に、ケアを要する家族（介護、手伝い、精神的サポートが必要な人）がいることがわかりました。そのうち、自分自身が介護、手伝い、サポートをしている生徒をヤングケアラーとみなした場合、ヤングケアラーの存在割合は全体の約9.1%となることがわかりました。(図 35)

図 35 ケアを要する家族の有無とヤングケアラーの存在割合

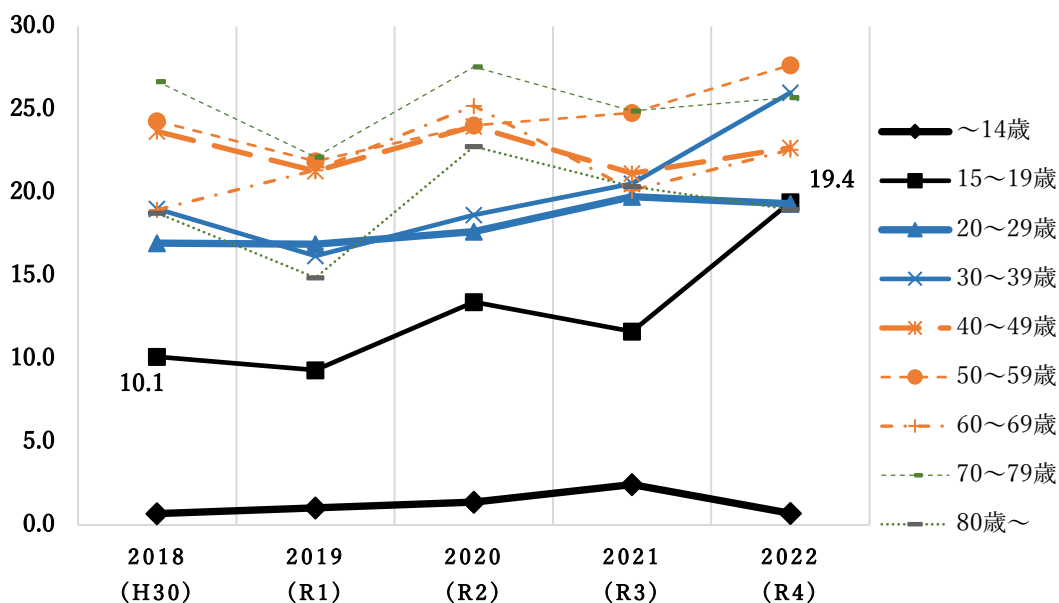


資料：大阪市内中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書（家庭生活と学校生活に関する調査）令和4年7月

⑦ こども・若者の自殺の状況

大阪市の自殺の現状について、人口 10 万人当たりの自殺者数である自殺死亡率を過去 5 年間で見ると、15～19 歳の若者の自殺死亡率が大きく増加しています。(図 36)

図 36 年齢別自殺死亡率(大阪市)



資料：「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」の中間見直しより

また、令和5年度における大阪市自殺対策基本指針（第2次）の中間見直しにあたって実施したアンケート調査では、「これまでに自殺を考えたことがある者のうち、過去1年以内に再び考える者の割合」（図37）や、「悩みやストレスを相談できずにいる者において、29歳以下の若者での割合」（図38）が高くなっています。

図 37 【過去1年以内に、自殺したいと考えたことはありますか】 66.6%

(回答)	令和5年8月(今回)										
	全体 (人、%)	年齢階級別					18-29歳 (人、%)	30-39歳 (人、%)	40-49歳 (人、%)	50-59歳 (人、%)	60歳以上 (人、%)
		18-29歳 (人、%)	30-39歳 (人、%)	40-49歳 (人、%)	50-59歳 (人、%)	60歳以上 (人、%)					
1.頻りに考えた	30 18.1	11 24.4	6 18.3	5 12.8	2 7.7	6 14.0					
2.ときどき考えた	64 34.4	19 42.2	13 39.6	16 41.0	9 34.6	7 16.2					
3.あまり考えなかった	28 15.1	9 20.0	5 15.2	4 10.3	2 7.7	8 18.6					
4.全く考えなかった	61 32.9	6 13.3	9 27.3	12 30.8	12 46.2	22 51.2					
5.答えたくない	3 1.8	0 0.0	0 0.0	2 5.1	1 3.8	0 0.0					
合計	186 100.0	45 100.0	33 100.0	39 100.0	26 100.0	43 100.0					

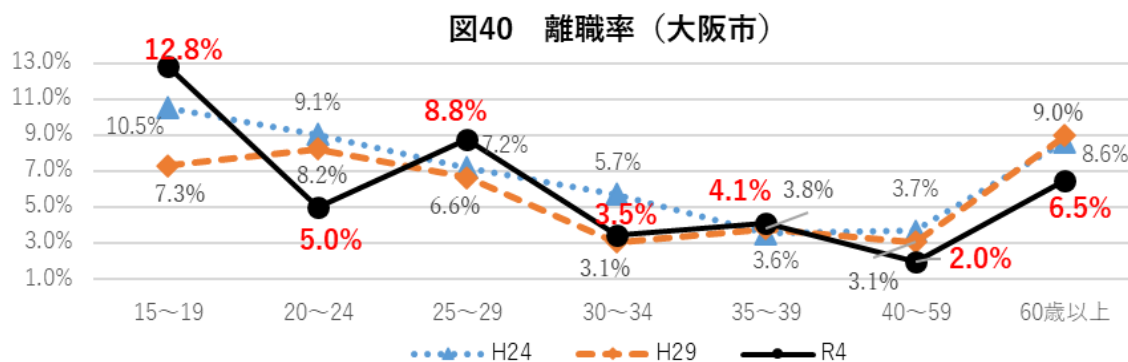
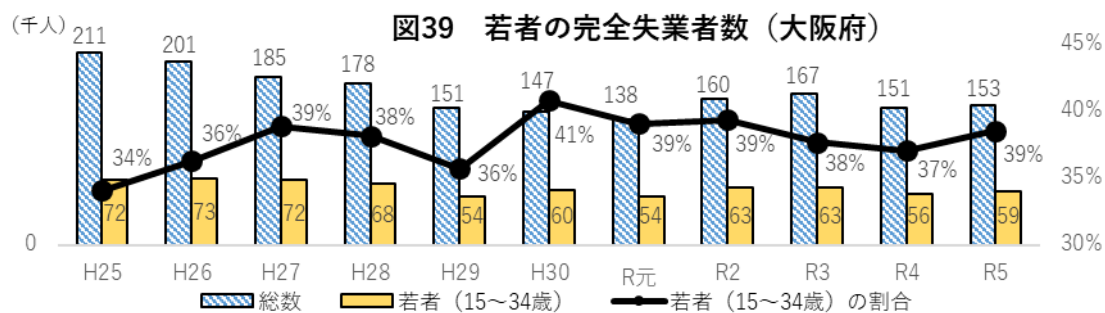
図 38 【悩みやストレスを日ごろ誰かに相談していますか】 39.6%

(回答)	令和5年8月(今回)						
	全体 (人、%)	年齢階級別					60歳以上 (人、%)
		18-29歳 (人、%)	30-39歳 (人、%)	40-49歳 (人、%)	50-59歳 (人、%)	60歳以上 (人、%)	
1.相談している	164 29.3	25 36.5	30 35.8	34 38.1	20 23.0	45 28.0	
2.相談したいが誰に相談したらよいかわからない	106 19.0	20 29.6	20 24.3	23 26.0	20 23.0	23 14.3	
3.誰に相談したらいいかわかっているのだが、誰にも相談できない	86 15.4	16 23.8	9 10.8	23 26.7	11 12.6	26 15.5	
4.相談する必要はないので誰にも相談していない	200 36.3	23 34.0	35 41.3	41 46.9	33 39.0	68 42.2	
合計	556 100.0	68 100.0	94 100.0	121 100.0	87 100.0	161 100.0	

資料：「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」の中間見直しより

⑧ 若者の就労

大阪府の完全失業者数の割合を見ると、約4割が若者（15～34歳）となっています。また、令和4年の就業構造基本調査の結果を見ると、20～24歳の離職率は下がったものの、15～19歳、25～29歳の離職率が上がっています。（図39・40）



～大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査（15～39 歳）より～

大阪市では、本計画の策定に向けて、令和 5 年に若者がおかれている状況や今後の展望を把握するため、若者の生活実態や将来の生活設計に関する意識調査を実施しました。

なお、同様の調査を平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年にも実施しています。

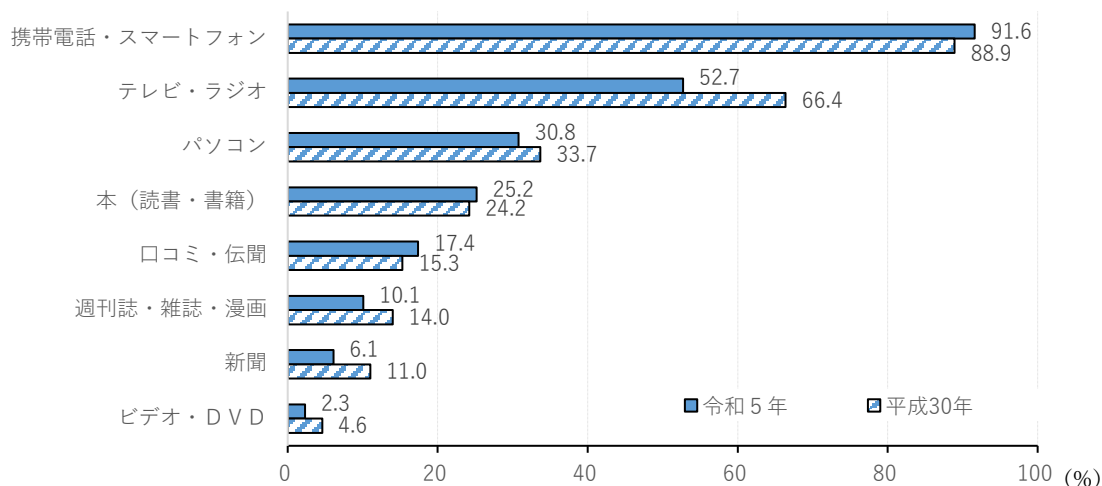
	大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査
対象者	市内在住の 15 歳から 39 歳までの若者
	12,000 人
調査方法	調査対象者に調査票を郵送により配付し、郵送及び WEB 併用で回収
調査期間	R5.11.30 ～ R5.12.27
回答状況	有効回答数 2,655 人 (有効回答率 22.1%)

① 情報入手時によく利用するもの

「情報入手時によく利用するもの」は、平成 30 年調査と比べると、「テレビ・ラジオ」と「パソコン」の割合が低くなり、「携帯電話・スマートフォン」の割合が高くなっています。

(図 41)

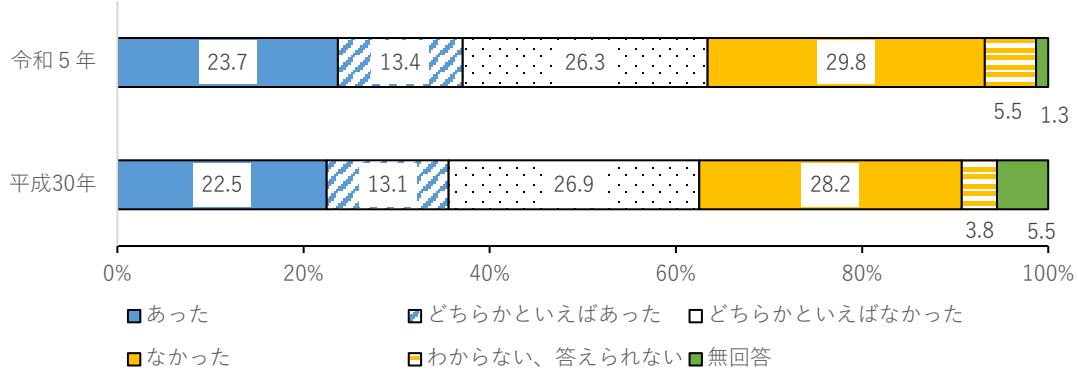
図41 情報入手時によく利用するもの



② 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験

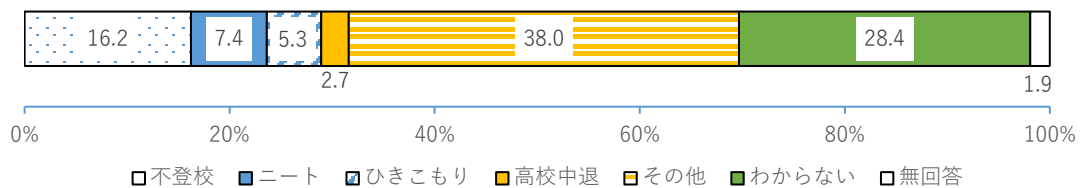
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験」は、平成 30 年調査と比べると、「あった」と「どちらかといえばあった」をあわせた『経験があった』の割合が高くなっています。(図 42)

図42 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験



令和5年調査で、社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった経験があると回答した人に、その最大の原因についてたずねると、「その他」、「わからない」以外では「不登校」が最も多く、次いで「ニート」、「ひきこもり」となっています。(図43)

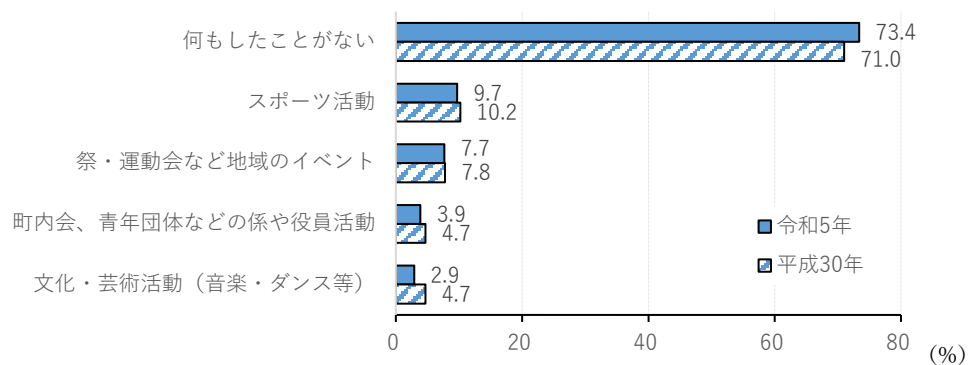
図43 社会生活や日常生活を円滑に送ることができていなかった最大の原因



③ 学校や仕事以外で参加している活動

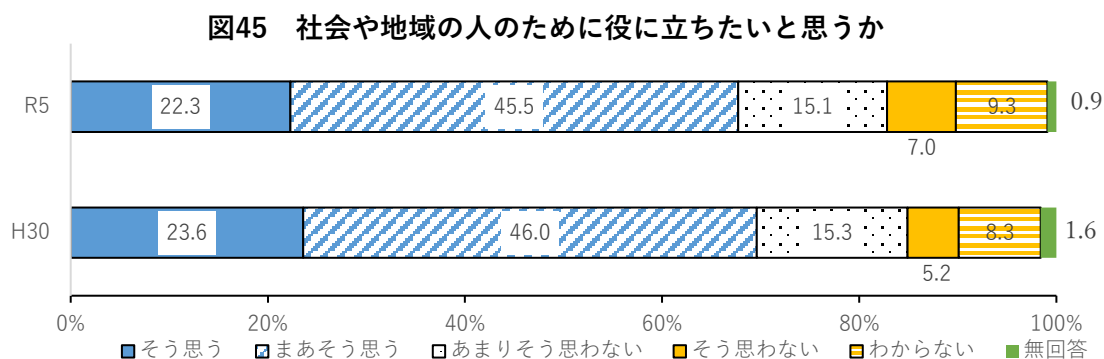
現在又はこの1年以内に、学校や仕事以外で参加している活動については、平成30年調査と比べると、「何もしたことがない」の割合が高くなっています。(図44)

図44 学校や仕事以外で参加している活動（上位5項目）



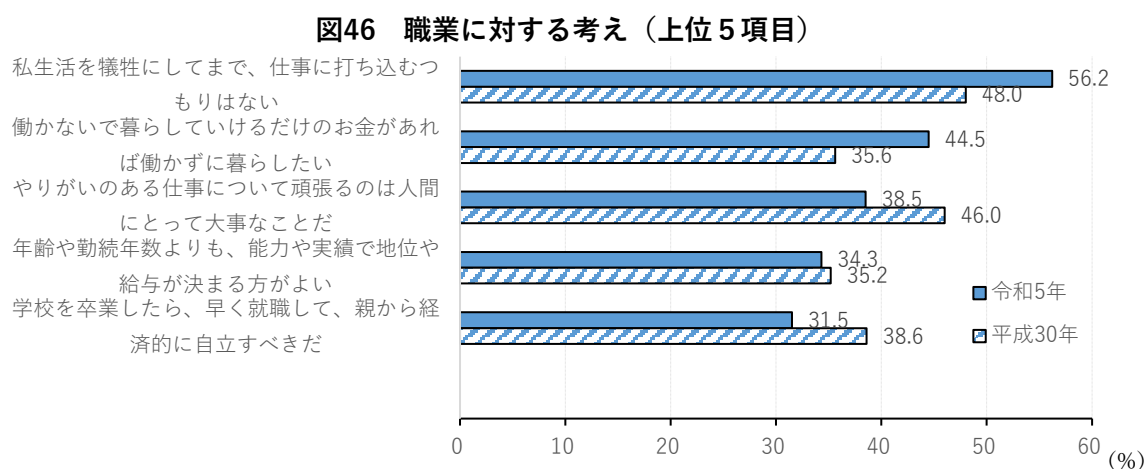
④ 社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか

「社会や地域の人のために役に立ちたいと思うか」については、平成 30 年調査の結果と比べると、「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた『そう思う』の割合が低くなっています。(図 45)



⑤ 職業に対する考え

「職業に対する考え」は、平成 30 年調査と比べると、「私生活を犠牲にしてまで、仕事に打ち込むつもりはない」の割合が 8.2 ポイント高く、「働かないで暮らしていけるだけのお金があれば働かずに暮らしたい」の割合が 8.9 ポイント高くなっています。(図 46)



⑥ 自己肯定感

「自分がかけがえのない存在だと思うか」については、平成 30 年調査と比べると、「そう思う」「まあそう思う」の割合が高くなっています。(図 47)

将来の夢の有無については、平成 30 年調査と比べると、「将来の夢がある」「ぼんやりとしたものだが将来の夢がある」をあわせての『将来の夢がある』の割合が低くなっています。(図 48)

図47 自分がかけがえのない存在だと思いますか
(15～39歳) (大阪市)

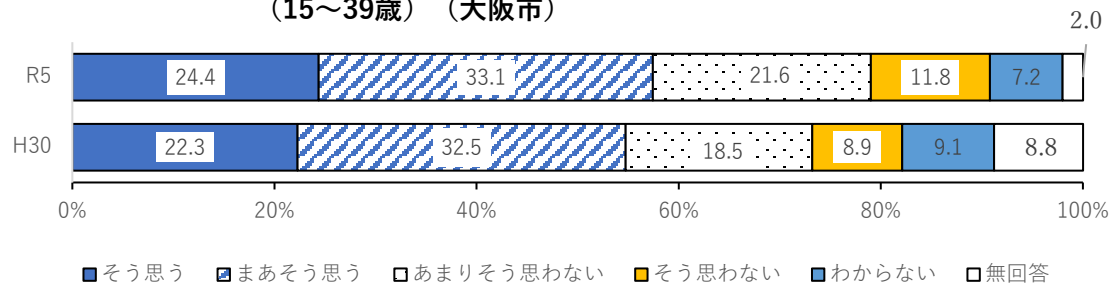
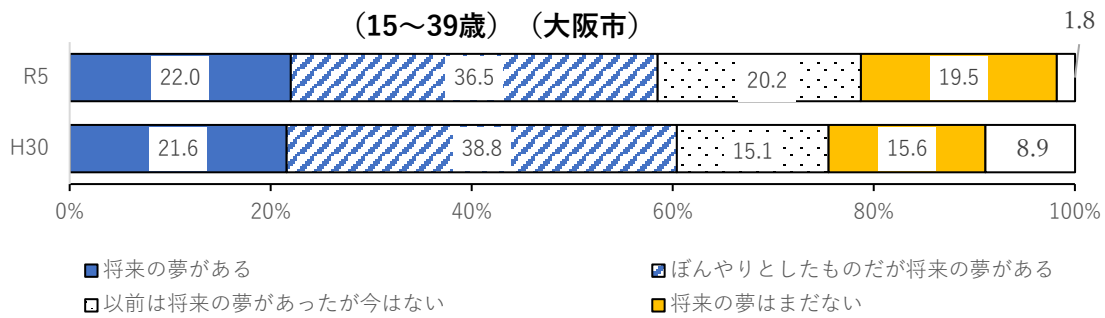


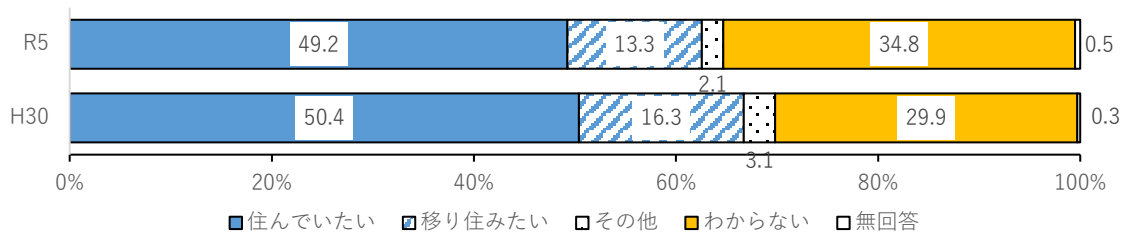
図48 将来の夢をお持ちですか
(15～39歳) (大阪市)



⑦ 将来ずっと大阪市に住んでいたい

「将来ずっと大阪市に住んでいたい」については、平成 30 年調査と比べると、「住んでいたい」「移り住みたい」の割合が低くなり、「わからない」が高くなっています。(図 49)

図49 将来ずっと大阪市に住んでいたい (15～39歳) (大阪市)



こども・若者を取り巻く状況からみる課題

- ・ 子どもの生活に関する実態調査の結果をみると、6～7人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあり依然として厳しい状況にあるため、こどもの貧困の解消に向けて取組を進めていく必要があります。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果をみると、本市のこどもたちが「学校に行くのは楽しいと思いますか」という質問に対して肯定的な回答をした割合は、全国平均に比べて低い傾向にあります。また、不登校数については、全国同様、小学校・中学校ともに増加傾向となっており、まずは、学校に行くのが楽しいと思えるような、安全・安心な教育の推進が求められます。
- ・ ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）の中には、本人や家族に自覚がない場合もあるため、ヤングケアラー支援の周知・啓発、安心して話せる環境の整備とともに、ヤングケアラーのケア負担を軽減するための支援を推進する必要があります。
- ・ 本市の15歳から19歳までの若者の自殺死亡率は、平成30年から令和4年の期間で大きく増加しており、アンケート調査結果では、「これまでに自殺を考えたことがある者のうち、過去1年以内に再び考える者の割合」や「悩みやストレスを相談できずにいる者」において、29歳以下の若者での割合が高くなっていることなどから、こども・若者への自殺対策をより一層推進していく必要があります。
- ・ 若者意識調査によると、インターネットサービスやスマートフォンの普及など、取り巻く環境に変化が生じているとともに、若者の働く目的や職業に対する考えにも変化が生じていることがわかります。また、若者の就労状況をみると、失業者の約4割を若者が占めており、15～19歳、25～29歳の離職率が高い傾向にあります。このような若者を取り巻く状況から、進学や就職、人間関係など、社会参加に悩みや不安を抱える若者に対しては、将来に夢や希望を持って社会と関われるよう、一人ひとりの環境や個性、適性に応じた個別的・継続的・包括的な支援が求められます。
- ・ こども・若者を取り巻く課題には、何よりもこども・若者の視点で、こども・若者の権利を保障し、健やかな成長を社会全体で後押しする必要があります。そのためには、こども・若者の意見を聞き、対話しながら、ともに取組を進めていく必要があります。

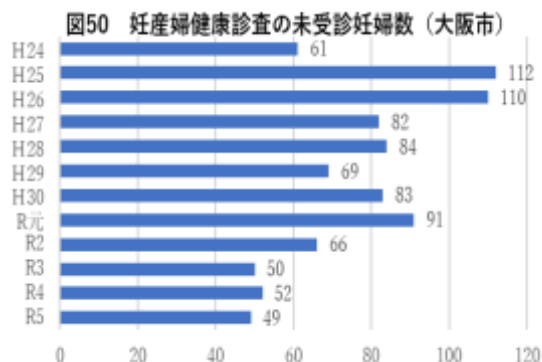
3 子育てに関する状況

～各調査データより～

① 未受診妊婦

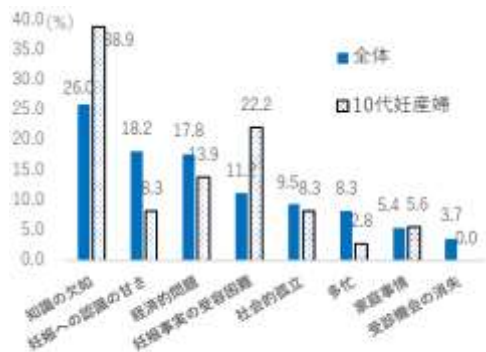
大阪市における未受診妊婦数は、平成 25 年の 112 人をピークに、年によって増減を繰り返しながらも減少傾向となっています。

大阪府調査では、未受診の理由は、全体では「知識の欠如」が最も多く、次いで「妊娠への認識の甘さ」「経済的な問題」が多くなっています。10 歳代妊産婦については、「知識の欠如」に次いで、家族に言えずどうしていいのかわからなかったなど「妊娠事実の受容困難」が高くなっています。(図 50・51)



資料：大阪府「未受診や飛込みによる出産等実態調査」
(令和 5 年度) ※大阪市内訳別途確認

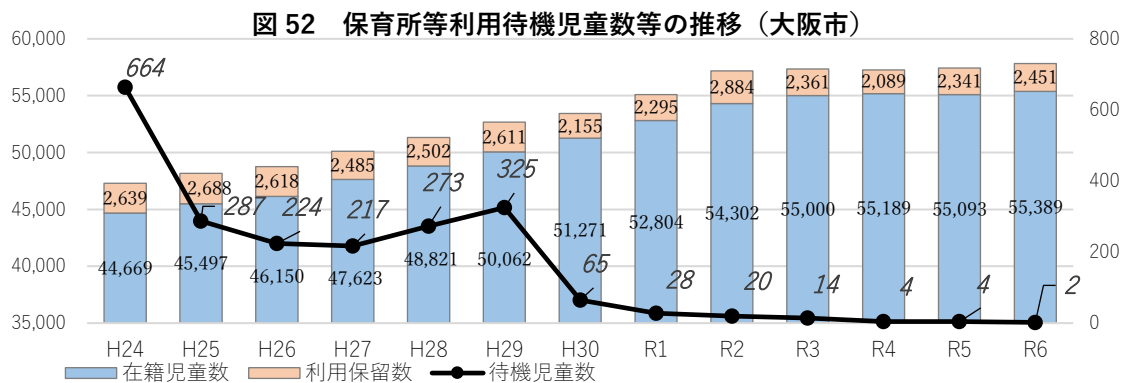
図 51 全体と 10 歳代妊産婦の未受診の理由(大阪府)



資料：大阪府「未受診や飛込みによる出産等実態調査」
(令和 5 年度)

② 待機児童

待機児童数は年々減少し、令和 6 年 4 月 1 日時点では 2 人となっている。一方で、利用保留児童については、令和 4 年に一旦減少したものの、令和 5 年・令和 6 年は再び増加傾向となっています。(図 52)



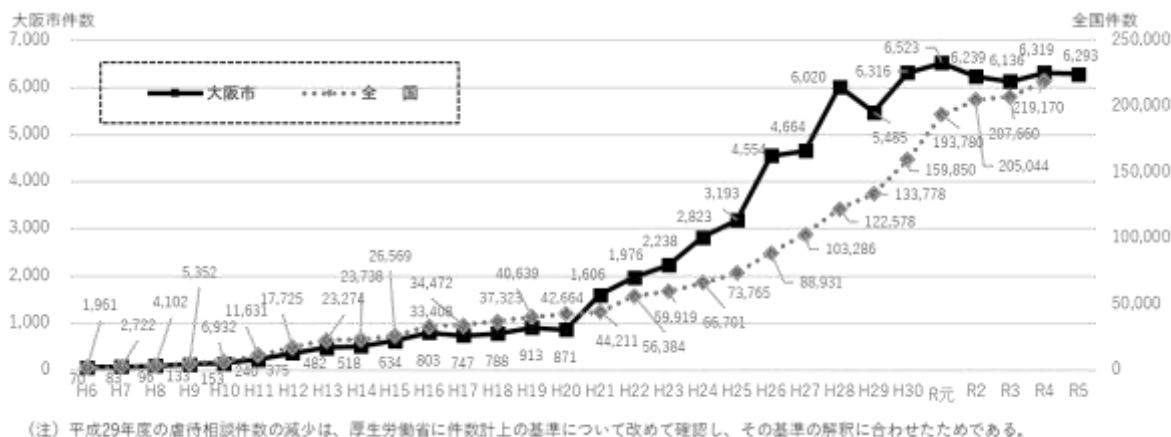
※平成30年度より厚生労働省新基準により集計

資料：大阪市子ども青少年局調べ

③ 児童虐待

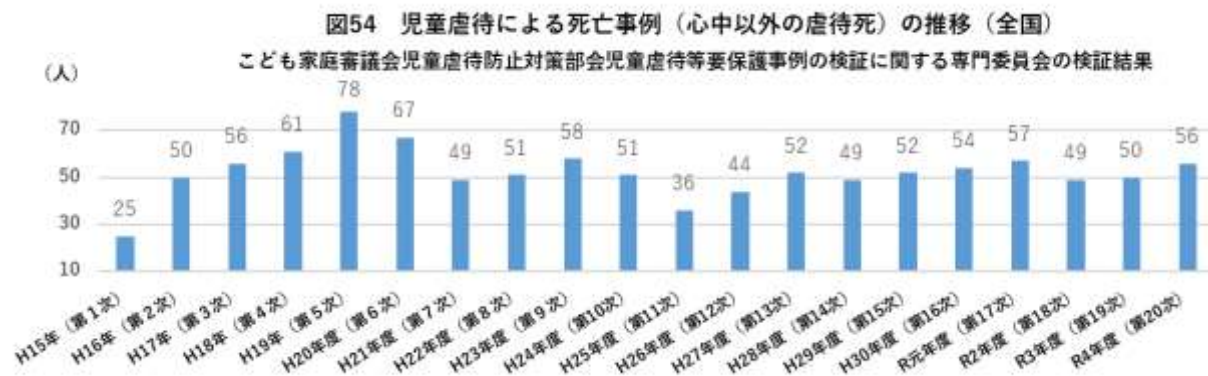
大阪市子ども相談センターで対応した児童虐待相談件数は平成 30 年度以降概ね横ばい状態にあり、令和 5 年度で 6,293 件となっています。(図 53)

図 53 大阪市子ども相談センターにおける児童虐待相談の年度別推移



資料：大阪市子ども青少年局調べ

全国的な調査結果では、こどもの生命が奪われるといった重大な児童虐待が毎年発生しています。(図 54)



資料：令和 6 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料より（こども家庭庁）

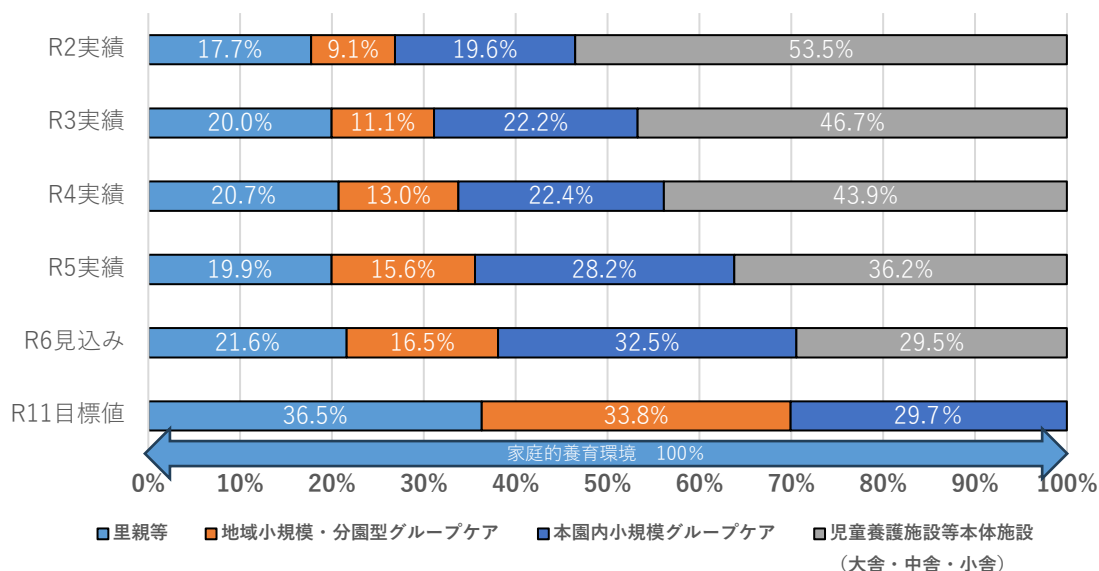
なお、検証結果によると、図 54 の死亡事例について、次のような状況がみられます。

- ・死亡時点におけるこどもの年齢について、0 歳が 44.6% で最も多く、3 歳未満は 69.6% であった。第 1 次報告から第 20 次報告までの推移をみても、0 歳が最も多い結果が続いている。死亡した 0 歳を月齢別にみると、月齢 0 か月が 60.0% であり、0 歳児において最も高い割合を占めた。
- ・主たる加害者の割合は実母が 41.1% で最も多い。

④ 社会的養護

大阪市社会的養育推進計画にもとづき、里親等委託の推進とともに施設養育（児童心理治療施設、児童自立支援施設を除く）において家庭的な養育環境の整備をすすめています。（図55）

図55 代替養育（児童心理治療施設、児童自立支援施設を除く）における家庭的養育環境の割合

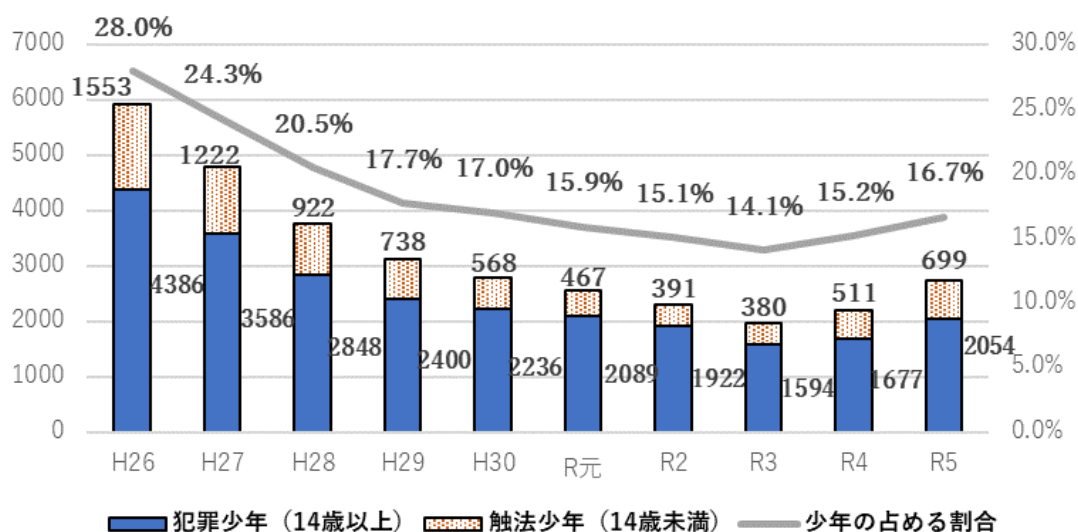


資料：大阪市こども青少年局調べ

⑤ こどもの犯罪・交通事故

刑法犯少年の検挙・補導人員は、令和3年以降増加に転じています。（図56）

図56 刑法犯少年の検挙・補導人員の推移（大阪府）



(人、%)

区分	令和元	R2	R3	R4	R5
刑法犯少年の検挙・補導人員	2,556	2,313	1,974	2,188	2,753
犯罪少年（14 歳以上）	2,089	1,922	1,594	1,677	2,054
触法少年（14 歳未満）	467	391	380	511	699
少年の占める割合	15.9	15.1	14.1	15.2	16.7

犯罪少年：犯罪行為をした 14 歳以上の少年 触法少年：刑罰法令にふれる行為をした 14 歳未満の少年
少年の占める割合：刑法犯で検挙（成人を含む）又は補導した人員のうち、少年の占める割合

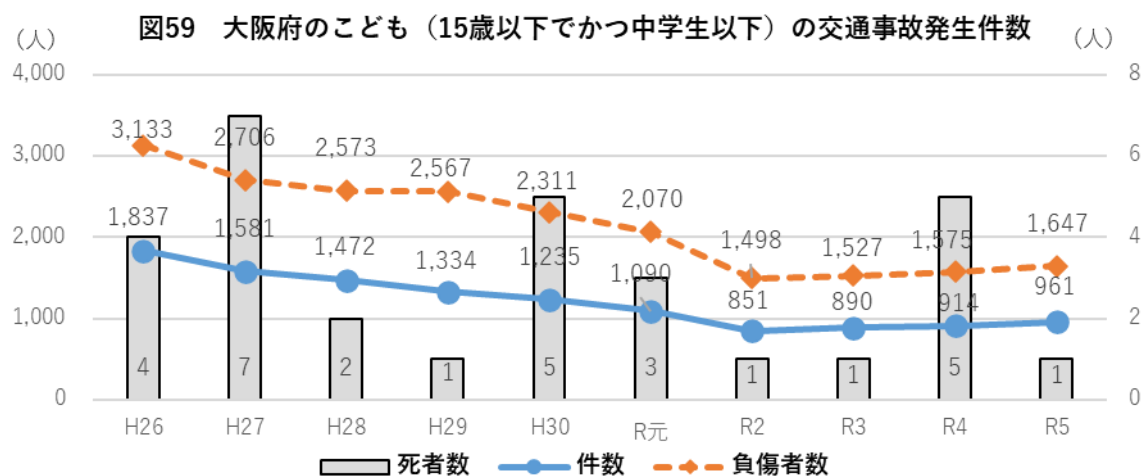
資料：大阪の少年非行（大阪府警）

大麻取締法・覚せい剤取締法違反により検挙・補導された少年の数及び児童ポルノの検挙件数・被害児童数は増加傾向となっています。（図 57・58）



資料：大阪の少年非行（大阪府警）

大阪府におけるこども（15 歳以下でかつ中学生以下）の交通事故発生件数については、令和 2 年以降増加傾向にあります。（図 59）



資料：大阪の交通白書（令和 5 年版）（大阪府警）

～大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査より～

大阪市では、本計画の策定に向けて、令和5年にこども・子育て支援などに関する施策の必要量や施策に対する意向を把握するため、就学前児童、就学児童の保護者を対象とする調査を実施しました。

なお、同様の調査を平成20年、平成25年、平成30年にも実施しています。

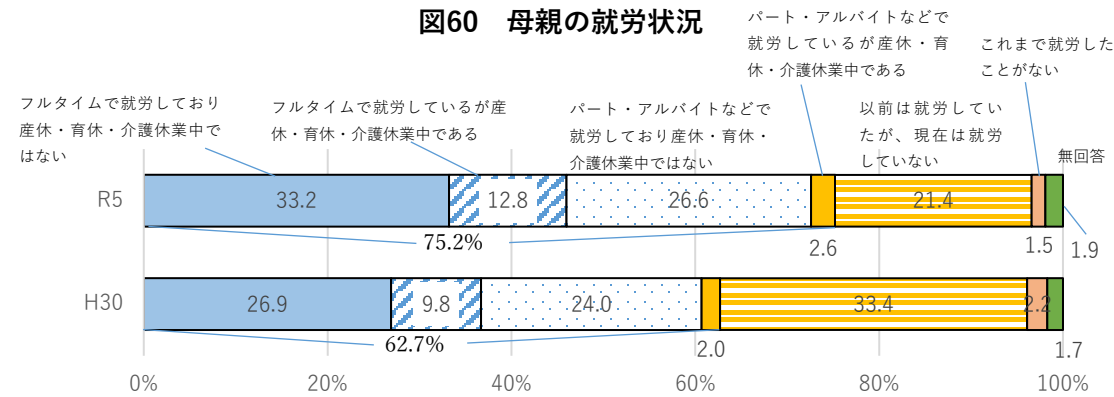
	大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査	
	就学前児童用	就学児童用
対象者	市内在住の0～5歳児の保護者	市内在住の小学校1年生～3年生の保護者
	48,000人 調査票送付数 46,693 通※	12,000人 調査票送付数 11,913 通※
調査方法	調査対象者に調査票を郵送により配付し、郵送及びWEB併用で回収	
調査期間	R5.11.30 ～ R5.12.27	
回答状況	有効回答数 20,583人 (有効回答率 44.1%)	有効回答数 5,262人 (有効回答率 44.2%)

※ きょうだいで抽出された家庭については、複数の調査票が届かないよう調査票送付数を調整

《大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童）概要》

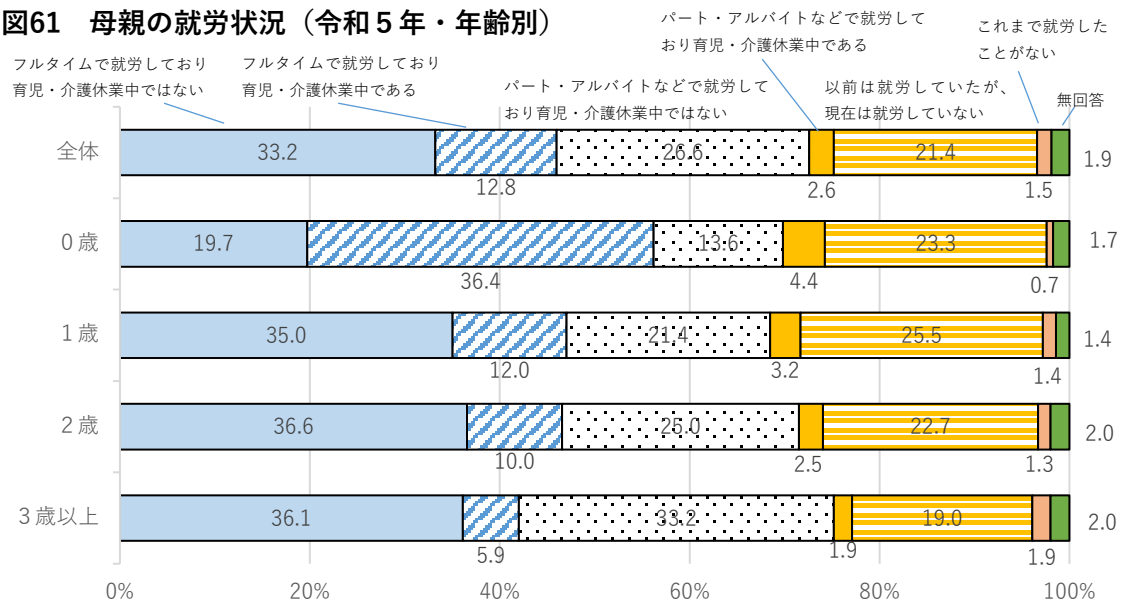
① 母親の就労状況

母親の就労状況は、平成30年調査と比べると、フルタイム、パート・アルバイトなど就労（育児・介護休業中を含む）している割合が高くなっています。（平成30年：62.7%、令和5年：75.2%）（図60）



令和5年調査における母親の就労状況をこどもの年齢別にみたとき、「フルタイムで就労しているが産休・育休・介護休業中である」の割合は0歳（36.4%）で最も高くなっています。（図61）

図61 母親の就労状況（令和5年・年齢別）



② 定期的な幼稚園や保育所等の利用

定期的な幼稚園や保育所等の利用については、平成30年調査と比べると、利用している割合は、全体で5.6ポイント高くなり、0歳で3.5ポイント、1歳で10.8ポイント、2歳で11.8ポイント高くなっています。（図62・63）

図62 定期的な幼稚園や保育所等の利用（令和5年・年齢別）

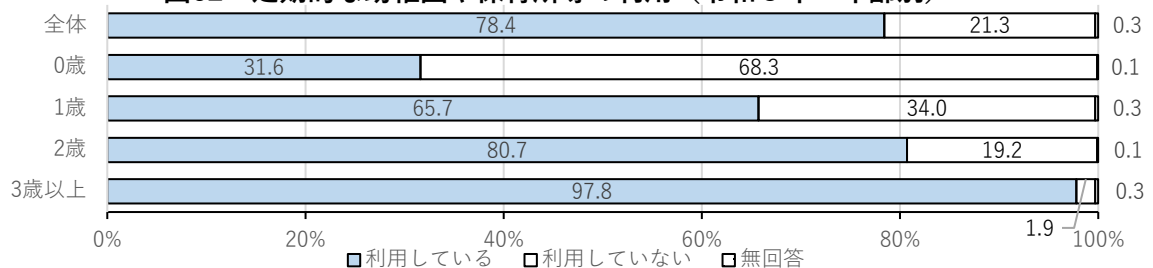
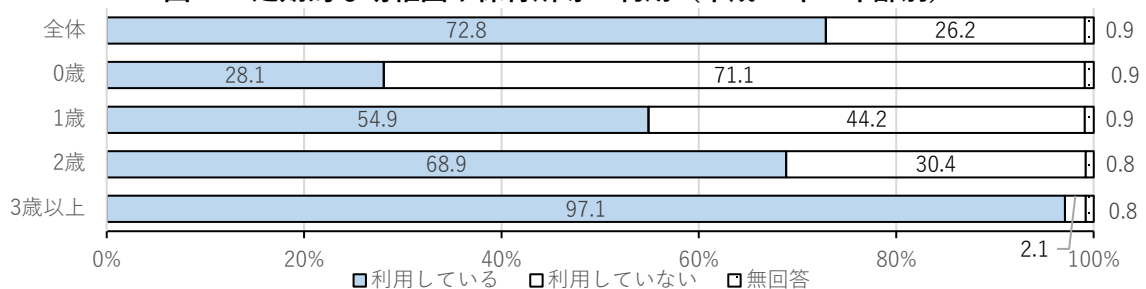
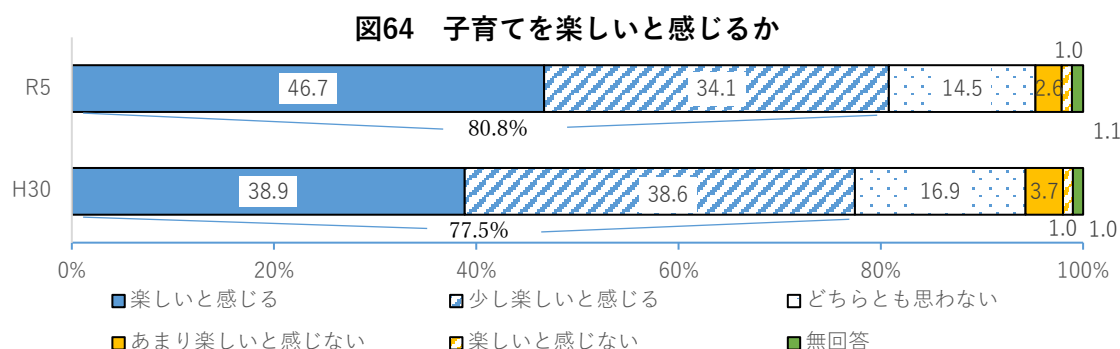


図63 定期的な幼稚園や保育所等の利用（平成30年・年齢別）

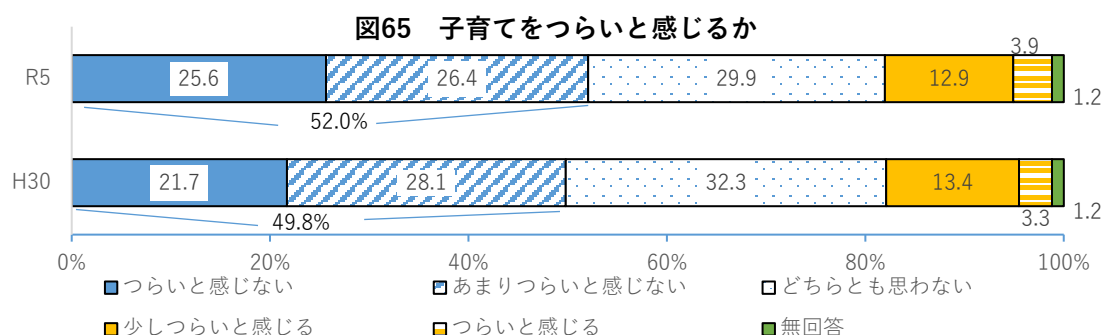


③ 子育ての楽しさや負担感

「子育てを楽しんでいるか」という質問に対して、「楽しいと感じる」「少し楽しいと感じる」と回答した保護者の割合は、平成 30 年調査（77.5%）と比べ、令和 5 年調査（80.8%）は高くなっています。（図 64）

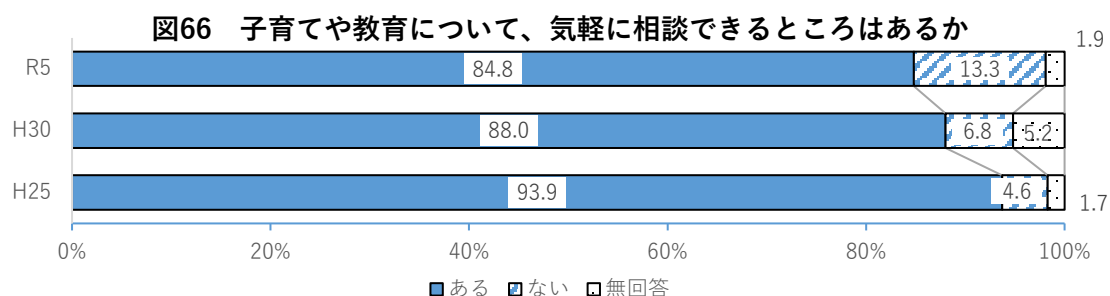


「子育てをつらいと感じるか」という質問に対して、「どちらとも思わない」が最も多く、「つらいと感じない」「あまりつらいと感じない」をあわせた『つらいと感じない』と回答した保護者の割合は、平成 30 年調査（49.8%）と比べ、令和 5 年調査（52.0%）は 2.2 高くなっています。（図 65）



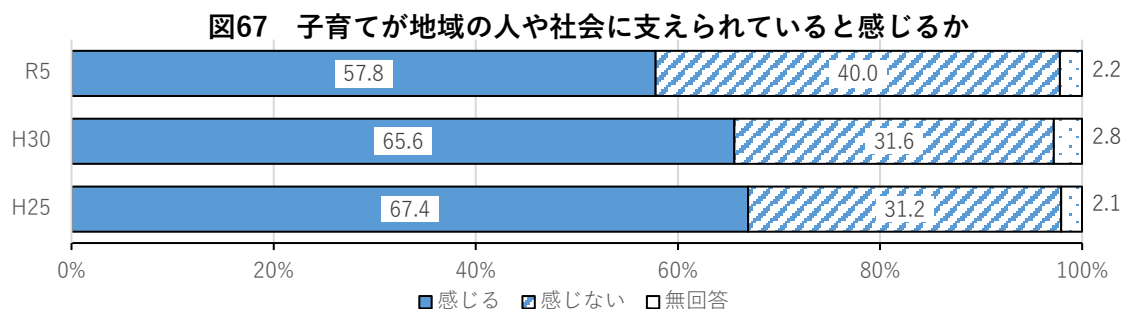
④ 子育てや教育についての相談先

「子育てや教育について、気軽に相談できる場所はあるか」という質問に対して、「ある」と回答した保護者の割合は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べ、徐々に低くなっています。（図 66）



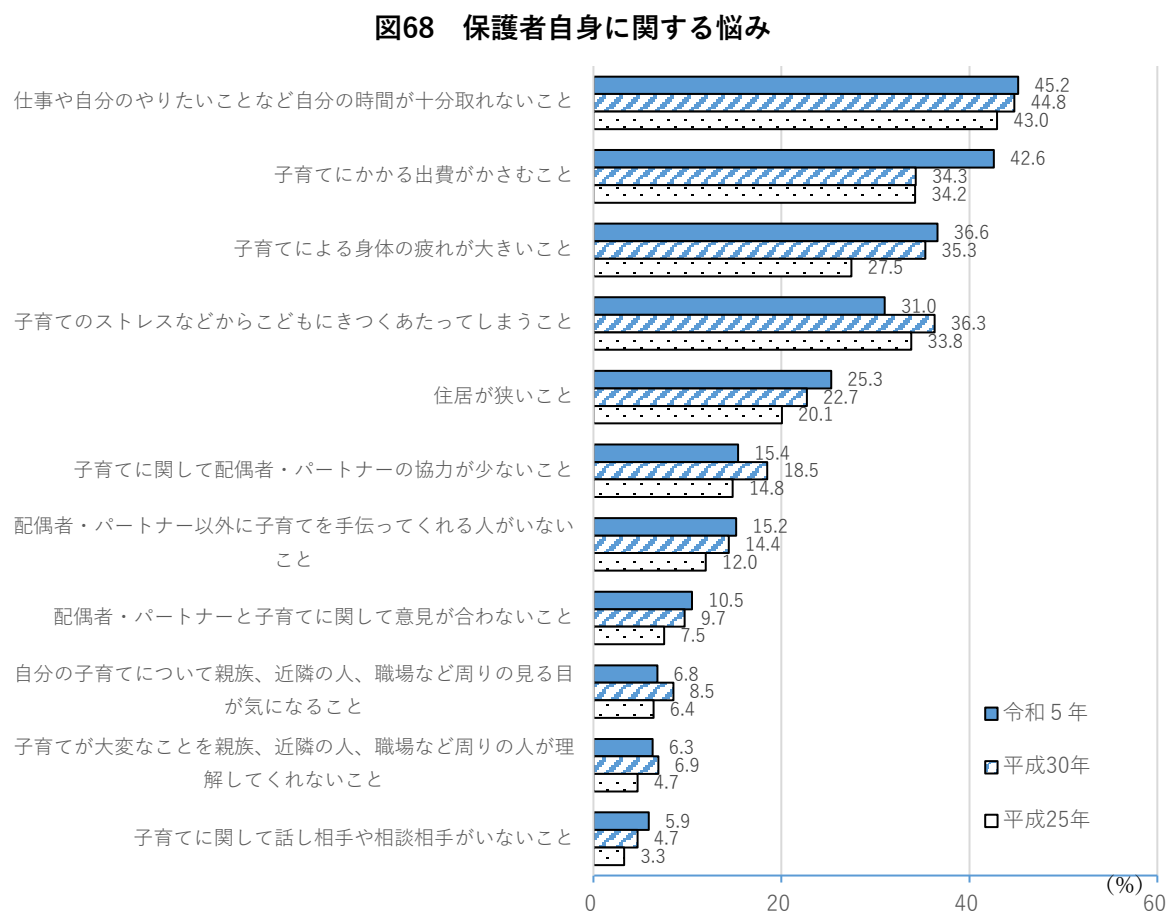
⑤ 子育てに対する地域の人や社会からの支え

「子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるか」という質問に対して、「感じる」と回答した保護者の割合は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べ低くなっています。(図 67)



⑥ 保護者自身に関する悩み

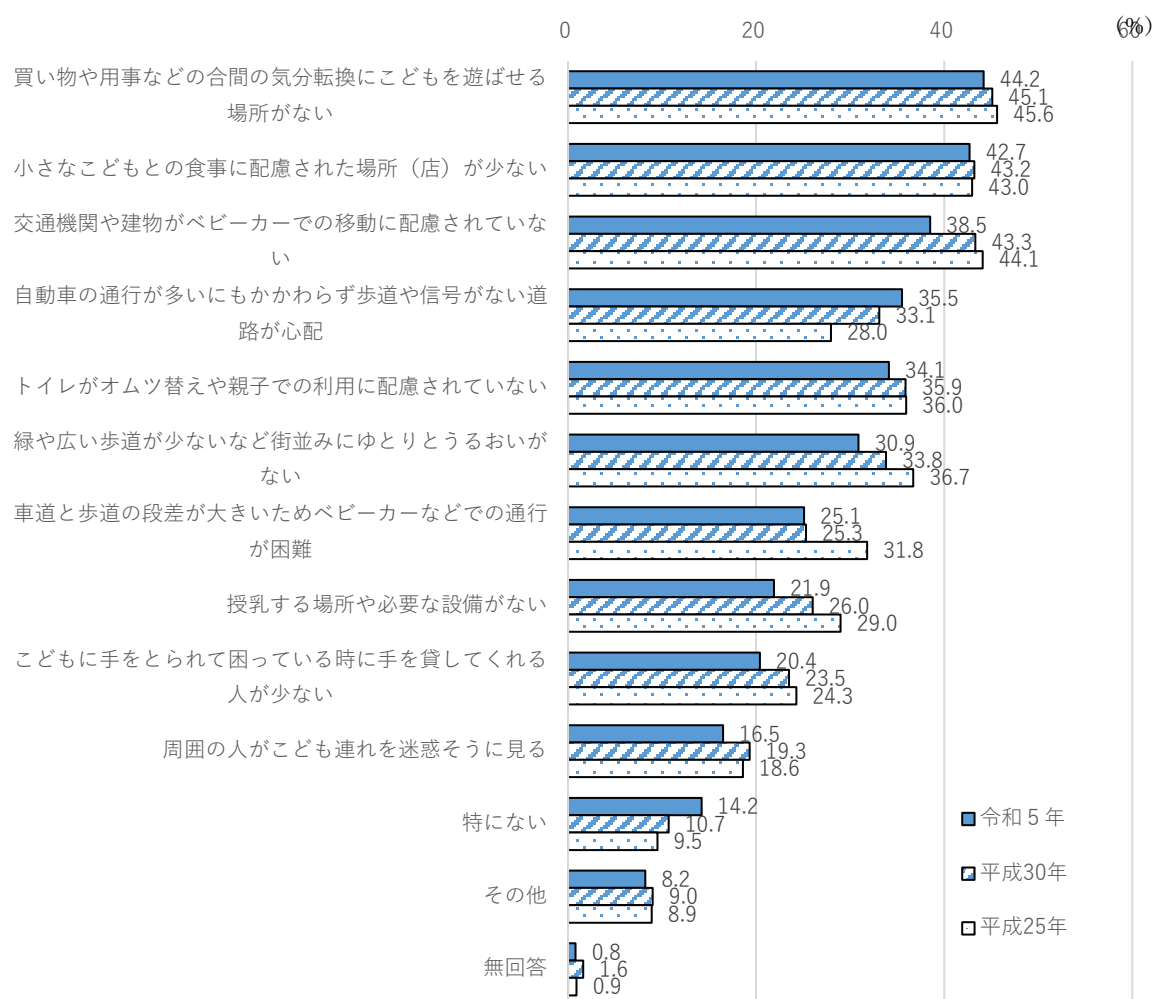
「保護者自身に関する悩み」は、過去の調査と比べ、令和 5 年調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」などの割合が高くなっています。(図 68)



⑦ こどもとの外出時に困ること

「こどもとの外出時に困ること」は、過去の調査と比べると、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」などの割合が低くなっている一方、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が心配」の割合が高くなっています。(図 69)

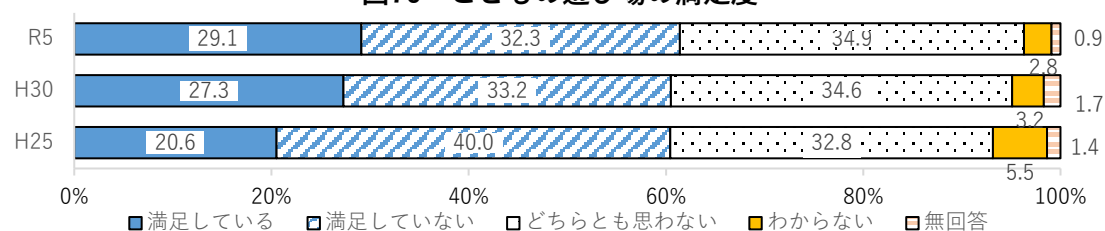
図69 こどもとの外出時に困ること



こどもの遊び場の満足度

こどもの遊び場の満足度は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べると、「満足している」と答えた保護者の割合が高くなっています。(図 70)

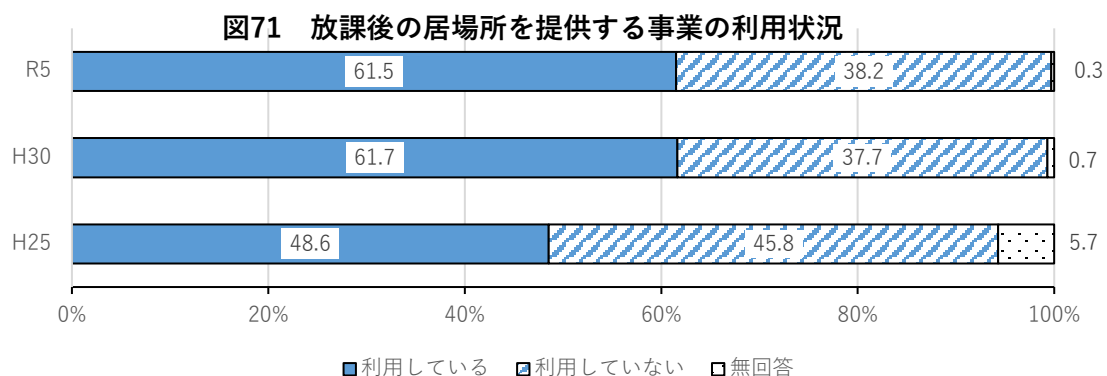
図70 こどもの遊び場の満足度



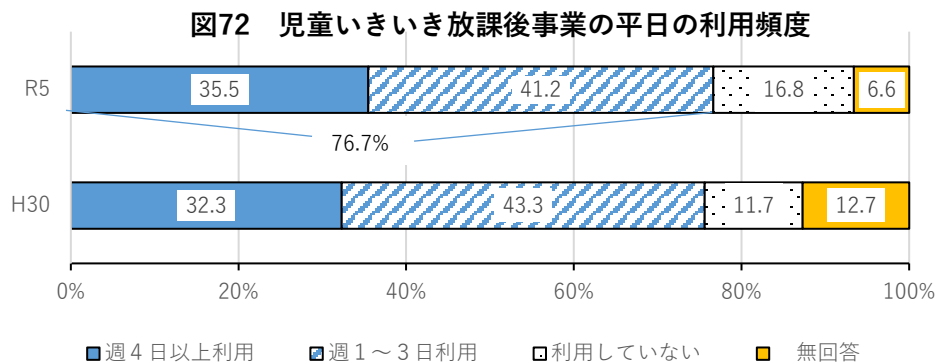
≪大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査（就学児童）概要≫

① 放課後の居場所を提供する事業

「放課後の居場所を提供する事業の利用状況」は、平成 25 年調査と比べると、「利用している」の割合が高くなっていますが、平成 30 年調査と比べると、大きな差は見られません。
 (図 71)

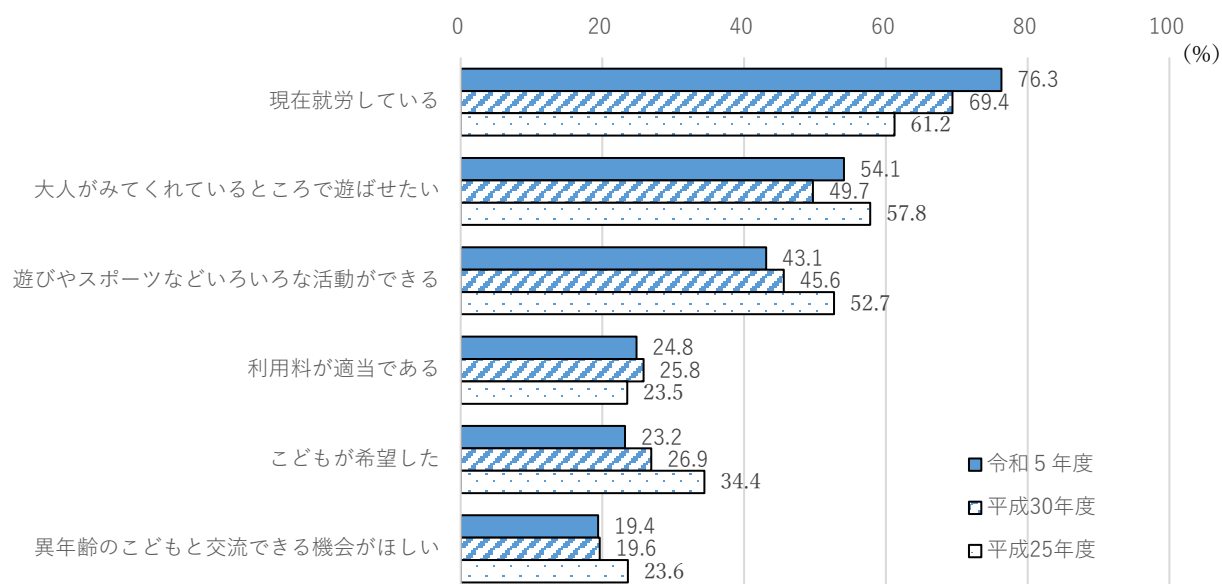


「児童いきいき放課後事業の平日の利用頻度」は、「週 1～3 日利用」「週 4 日以上利用」をあわせた『利用している』割合が 76.7%となっており、平成 30 年調査と比べると、「週 4 日以上利用」が 3.2 ポイント高くなっています。(図 72)



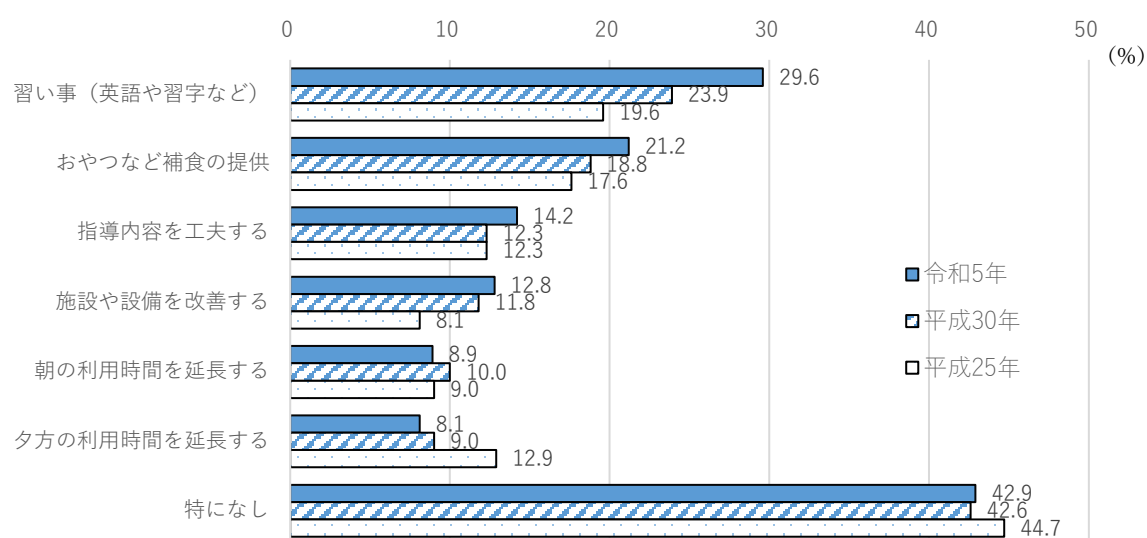
「放課後の居場所を提供する事業を利用している理由」は、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べると、「現在就労している」が年々高くなっており、「大人がみてくれているところで遊ばせたい」は平成 30 年調査から 4.4 ポイント高くなっています。(図 73)

図73 放課後の居場所を提供する事業を利用している理由（上位6項目）



「放課後の居場所を提供する事業を行う事業者に希望すること」は、「特になし」が 42.9% で最も多く、希望することがある人では「習い事（英語や習字など）」が 29.6% で最も多く、次いで「おやつなど補食の提供」が 21.2%、「指導内容を工夫する」が 14.2 と、年々高くなっています。(図 74)

図 74 事業者に希望すること（上位6項目）



② 地域のグループ活動やイベントへの参加状況

「参加したことがある活動」では「お祭りなどの地域に根ざした活動」が最も多く、「今後参加させたい活動」では「スポーツ活動」が最も多くなっています。(図 75・76)

図75 参加したことがある活動
(上位 6 項目)

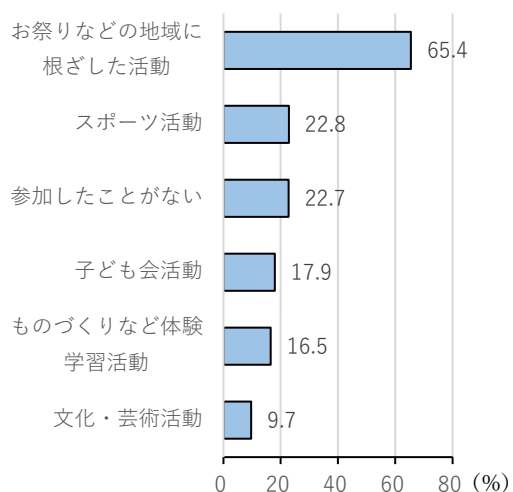
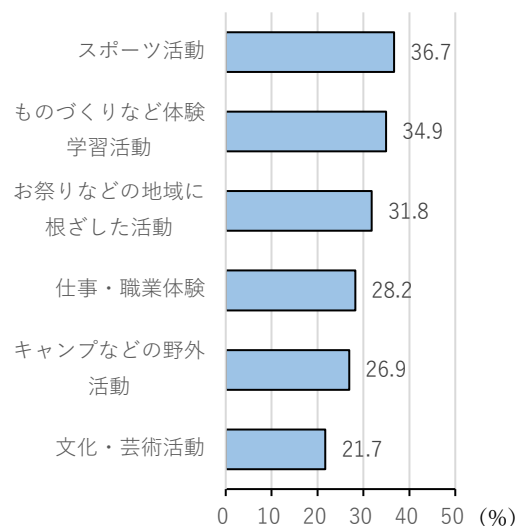


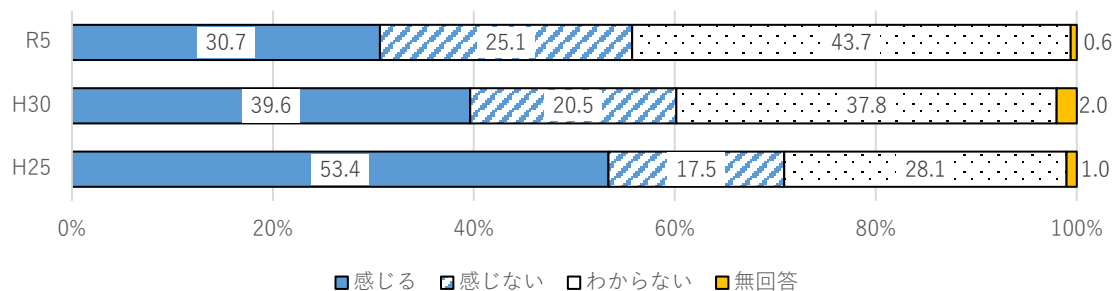
図76 今後参加させたい活動
(上位 6 項目)



③ こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

「こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか」については、平成 25 年調査、平成 30 年調査と比べ、「わからない」と「感じない」の割合が高くなり、「感じる」の割合が低くなっています。(図 77)

図77 こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか



子育てを取り巻く状況からみる課題

- ・ 未受診妊婦数は減少傾向であるものの、未受診の理由として「知識の欠如」が最も多く、また、10歳代の妊産婦については「妊娠事実の受容困難」が多くなっていることから、妊娠に関する知識・情報や相談先があることを広く知ってもらう必要があります。
- ・ これまで、待機児童の解消に向け、保育所等の整備等に計画的に取り組んできたことにより、待機児童数は年々減少していますが、利用保留数は増加しています。ニーズ調査の結果では、就労している母親が増え、また、就学前児童の定期的な保育所等の利用がすべての年齢で増加しており、今後も当面は保育ニーズの増加が見込まれます。そのため、引き続き保育所整備等により入所枠の確保を進める必要があるとともに、必要な保育士を確保し、利用することの健康の保持・増進や、安全で安心な保育の提供に取り組むなど、保育の質を確保していく必要があります。
- ・ 児童相談所への虐待相談件数は、大阪市では概ね横ばい状態にありますが、全国的には増加の一途をたどっています。重大な児童虐待をはじめとして、あらゆる児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に対応するため、児童虐待の防止、早期発見の重要性について広く市民に啓発するとともに、福祉・教育・保健・医療など、こどもを見守り児童虐待防止を願う多くの団体や関係者、市民が協働して児童虐待防止に取り組む必要があります。
- ・ 親の離婚や虐待など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもについては、地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。そのためには、より多くのこどもが里親やファミリーホームによる家庭養育を受けられる環境を整備することが求められます。また、児童養護施設等においては、被虐待児の割合が高く、こどもの状況に応じたきめ細やかな支援が求められるため、こどもの生活の場である施設機能を充実し、家庭における養育環境と同様の養育環境を実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要があります。
- ・ 刑法犯少年の検挙・補導人員や大麻や覚せい剤の使用等により検挙・補導される少年が増えており、児童ポルノの検挙件数が増加傾向であることから、家庭や保育所等、学校園、地域、警察などが連携して、こどもや青少年を守る取組を強化し、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。
- ・ ニーズ調査によると、こどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じる保護者の割合は減少していますが、大阪府におけるこどもの交通事故発生件数は近年増加傾向となっており、今後もこども・若者の安全が守られ、犯罪の被害に遭わないための環境整備が必要です。
- ・ 前回のニーズ調査と比較すると、子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合が増加している一方、子育てが地域や社会に支えられていると感じる保護者の割合が減少しています。また、保護者自身に関する悩みについては、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れない」や「子育てにかかる出費がかさむ」等の割合が高くなっており、今後、子育てに経済的な負担や孤立感を抱くことなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みを充実させることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次の「基本理念」を本計画の基本的な考え方とします。

こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現することにより、誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていきます。

2 重視する視点

本計画の策定及び推進にあたって、次に掲げる8つの視点を重視します。

(1) こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視します。

(2) すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

(3) こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

(４) こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

(５) 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども・若者は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども・若者の幸せな未来を志向し、乳幼児期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく長期的な視野から支援します。また、結婚、妊娠前から妊娠期、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します。

(６) 市民の力や多様な社会資源が最大限に生きるよう取り組みます

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、従来から「人と人とのつながり」による住民相互の「声かけ」、「見守り」、「助けあい」、「支え合い」があり、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積しています。こうした大阪市が持つ強みが最大限に生きるよう取り組みます。

(７) 仕事と生活の調和を可能とする取組を社会全体で推進します

市民一人ひとりが、希望するキャリアを諦めることなく、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができるよう、企業や関係機関と連携し、社会全体で仕事と生活の調和を可能とする取組を推進します。また、社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会の実現に向け取り組みます。

(８) 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・若者は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべてのこども・若者を健やかにはぐくんでいくためにも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって、社会総がかりで取り組んでいきます。

3 計画がめざす「大阪市のまち像」

本計画の「基本理念」のもと、最終的にめざすまちの状態として、「大阪市のまち像」を設定します。本計画では、この「大阪市のまち像」の達成をめざして、こども・若者と子育て家庭を対象とした施策を実施します

計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、
『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

1. 笑顔がはじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち

●すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として幸せな状態を実感しながら成長できる

すべてのこども・若者の安全・安心が守られ、どのような家庭環境、経済状況にあっても、こども・若者が分け隔てなく大切にされ、夢を追い求めることができ、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実感することができる。

2. こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち

●不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる

地域や学校・関係機関等が、密接にネットワークを形成し協働しながら、貧困、児童虐待、いじめ等を予防し、早期発見・対応する仕組みや、気づきを福祉等の適切な支援につなげる仕組み、当事者に寄り添ったプッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける仕組み、家庭での養育を受けることができないこども・若者を社会全体で支え、はぐくむ仕組みが整い、こども・若者が心身ともに健やかに育つことができる。

●安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で生活を送ることができる

こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報や犯罪被害、事故などからこども・若者の安全を守る仕組みが整い、すべてのこども・若者が安心して社会の中で生活を送ることができる。

3. 子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

●身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる

子育て当事者が地域で触れ合える機会をさらに充実させることにより、子育ての仲間が得られ、身近なところで相互に声をかけ合い、つながり、支え合い、出産や子育てに安心を感じることができる。また、デジタル技術の活用により、子育て当事者が、出産や子育て等の必要な情報に素早く簡単にアクセスし、様々な行政手続きをストレスなく行うことができるようになり、家庭の状況に応じて適切な支援を受けることができる。

●自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだり、家庭内において育児負担が偏ることなく、希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができる。

4 施策の基本方向

「大阪市のまち像」を実現するために、5つの「基本方向」を設定し、その下に施策・事業を体系的にとりまとめ、取組を進めます。そして、「基本方向」ごとに「めざすべき目標像」とその達成状況を示す「はぐくみ指標」を設定します。

基本方向	めざすべき目標像
基本方向1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～ 安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。	
自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人ひとりのこどもがかけがえない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。	■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安心して妊娠・出産することができる。
	■ 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。
基本方向2 ～学童期・思春期～ こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。	
次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。	■ すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
	■ こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整っている。
基本方向3 ～青年期～ 若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。	
次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。	■ 若者が経済的な不安なく、夢や希望を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自分らしく生きる。
	■ 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるようサポートする仕組みが整っている。

基本方向4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。	
心身の状況、置かれた環境にかかわらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。	■ 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
	■ さまざまな支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。
	■ こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。
基本方向5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。	
自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。	■ 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこどもと向き合い、育てることができる。
	■ 家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。

<はぐくみ指標>

「はぐくみ指標」は、広く市民に向けて、「めざすべき目標像」の計画最終年度（令和 11 年度）の達成状況をわかりやすく示すものであり、客観的に測定できるよう数値化した成果指標としています。

基本方向 1 ～こどもの誕生から幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

☐ 妊婦健康診査の受診率
☐ 「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合

基本方向 2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

☐ 「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合
☐ 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合
☐ 「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答するこどもの割合

基本方向 3 ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

☐ 「あなたは自分がかけてあげられない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合
☐ 「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合

基本方向 4 すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

☐ 「子育てのストレスなどからこどもにきつくあってしまう」と答える保護者の割合
☐ 社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合 (里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア)
☐ 「子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている」と感じる保護者の割合

基本方向 5 子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

☐ 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
☐ 母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合
☐ 「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合

5 重点的に取り組む施策

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」とそれに関連する事業ごとの「施策指標」を設定します。そして、「施策指標」の数値の変化を確認しながら施策の効果を検証し、改善等を図ります。（第5章では参考に施策指標の現状値として令和5年度実績を掲載しています。）

本計画における「重点施策」は、次のとおりです。

1	基本方向 1	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実
2		こどもの健康や安全を守る仕組みの充実
3		乳幼児期の教育・保育内容の充実
4		待機児童を含む利用保留児童の解消
5		在宅等育児への支援
6		安全・安心な保育の提供
7	基本方向 2	成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
8		道徳心・社会性の育成
9		学力の向上
10		健康や体力の保持増進
11		いじめへの対応
12		不登校等への対応
13	基本方向 3	自己の個性や適性を生かした進路開拓支援
14		社会参加に困難を抱える若者への支援
15	基本方向 4	児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり
16		里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進
17		こどもの貧困の解消に向けた取組の推進
18		障がいのあるこどもと家庭への支援
19		外国につながるこどもと家庭への支援
20		ヤングケアラー支援の推進
21		こどもの権利擁護の取組
22	基本方向 5	誰もが安心して子育てできる取組の充実
23		子育てにかかる経済的負担の軽減
24		ひとり親家庭への支援の充実
25		仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実

6 基本施策

「基本方向」ごとの基本施策は次のとおりです。

基本方向1 ～こどもの誕生前から幼児期まで～
(1) 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実
施策1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します
施策2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
(2) 多様な教育・保育サービスの充実
施策1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します
施策2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します
施策3 保育の質を向上します
基本方向2 ～学童期・思春期～
(1) こども・若者が自立して生きる力の育成
施策1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
施策2 社会で共に生きていく力を育成します
施策3 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します
施策4 健康や体力を保持増進する力を育成します
施策5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します
(2) こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実
施策1 思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します
施策2 いじめや問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応のための仕組みを充実します
施策3 不登校等の未然防止、早期発見、適切に対応するための仕組みを充実します
基本方向3 ～青年期～
(1) 若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実
施策1 若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します
施策2 社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します
(2) 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援
施策1 若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します
基本方向4
(1) 虐待の被害からこども・若者を守る仕組みの充実
施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します
施策2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します
(2) 社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実
施策1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します
施策2 家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します
(3) こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実
施策1 こどもの貧困の解消に向けた取組を推進します
施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します
施策3 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します
施策4 ヤングケアラーへの支援を推進します
施策5 こども・若者の自殺対策
施策6 こども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります
(4) こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進
施策1 こども・若者の成長を支える医療体制等を充実します
施策2 地域における多様な担い手を育成します
(5) こどもの権利を保障する取組の推進
施策1 すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します
基本方向5
(1) 身近な地域における子育て当事者への支援の充実
施策1 子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します
(2) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
施策1 子育てにかかる経済的負担を軽減します
(3) 家庭の状況に応じた子育て支援の充実
施策1 ひとり親家庭への支援を充実します
(4) こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します
(5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
施策1 仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します

第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定めるよう求められています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域	
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）			
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区	
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区	
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区	
地域子ども・子育て支援事業			
1	延長保育事業【時間外保育事業】	行政区	
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業【放課後児童健全育成事業】	行政区	
3	子どものショートステイ事業【子育て短期支援事業】	市全域	
4	地域子育て支援拠点事業	行政区	
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区	
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区	
7	ファミリー・サポート・センター事業【子育て援助活動支援事業】	行政区	
8	病児・病後児保育事業【病児保育事業】	病児・病後児対応型	市全域
		体調不良児対応型	行政区
9	利用者支援事業	地域子育て相談機関	市全域
		基本型・こども家庭センター型	行政区
10	妊婦健康診査事業	行政区	
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区	
12	養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）	行政区	
13	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（※）	—	
14	実費徴収に係る補足給付事業（※）	—	
15	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（※）	—	
16	家事・育児訪問支援事業【子育て世帯訪問支援事業】	行政区	
17	児童育成支援拠点事業	行政区	
18	親子関係形成支援事業	行政区	
19	妊婦等包括相談支援事業	行政区	
20	こども誰でも通園制度【乳児等通園支援事業】	行政区	
21	産後ケア事業	行政区	

※13・14・15については、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外となっています。

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保の内容

各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

			量の見込み			確保の内容		
						教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計
令和 7年 度	1号		13,198	幼稚園 利用 児童計	18,010	32,860		32,860
	2号	教育利用	4,812					
		保育利用	32,492					35,981
	3号		27,394			26,469	3,500	29,969
令和 8年 度	1号		11,689	幼稚園 利用 児童計	16,941	32,656		32,656
	2号	教育利用	5,252					
		保育利用	32,558					36,854
	3号		28,502			26,963	7,414	34,377
令和 9年 度	1号		10,465	幼稚園 利用 児童計	16,171	32,455		32,455
	2号	教育利用	5,706					
		保育利用	32,672					37,021
	3号		30,018			27,013	7,623	34,636
令和 10年 度	1号		9,057	幼稚園 利用 児童計	15,310	32,261		32,261
	2号	教育利用	6,253					
		保育利用	34,063					38,442
	3号		30,660			27,751	8,019	35,770
令和 11年 度	1号		8,005	幼稚園 利用 児童計	14,888	32,074		32,074
	2号	教育利用	6,883					
		保育利用	35,826					39,579
	3号		31,315			28,327	8,361	36,688

※ 「2号（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳)

量の見込み

(単位：人)

	1号 + 2号 (教育利用)				2号 (保育利用)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	5,103	5,960	6,947	18,010	11,190	10,721	10,581	32,492	4,557	11,556	11,281	27,394
令和8年度	4,935	5,870	6,136	16,941	10,911	10,887	10,760	32,558	4,503	12,769	11,230	28,502
令和9年度	4,840	5,312	6,019	16,171	10,859	10,883	10,930	32,672	4,415	12,819	12,784	30,018
令和10年度	4,831	5,088	5,391	15,310	12,347	10,811	10,905	34,063	4,392	13,151	13,117	30,660
令和11年度	4,758	4,995	5,135	14,888	12,716	12,281	10,829	35,826	4,351	13,484	13,480	31,315

保育利用率

(単位：人)

		2号 (保育利用)				3号			
		3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度		63%	60%	57%	60%	24%	67%	65%	51%
令和8年度		64%	62%	61%	62%	24%	68%	67%	52%
令和9年度		66%	65%	63%	64%	23%	69%	71%	54%
令和10年度		70%	67%	66%	67%	23%	70%	72%	55%
令和11年度		72%	70%	67%	70%	23%	72%	74%	56%

確保の内容

(単位：人)

	1号 + 2号 (教育利用)				2号 (保育利用)				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	9,102	11,759	11,999	32,860	11,914	12,156	11,911	35,981	5,818	11,150	13,001	29,969
令和8年度	9,047	11,686	11,923	32,656	12,202	12,447	12,205	36,854	6,524	12,976	14,877	34,377
令和9年度	8,993	11,614	11,848	32,455	12,253	12,499	12,269	37,021	6,562	13,066	15,008	34,636
令和10年度	8,942	11,544	11,775	32,261	12,729	12,966	12,747	38,442	6,712	13,503	15,555	35,770
令和11年度	8,893	11,477	11,704	32,074	13,112	13,340	13,127	39,579	6,832	13,858	15,998	36,688

認定こども園への移行にかかる計画で定める数

認定こども園への移行促進のため、提供区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、次の範囲で認可・認定をすることができます。

(単位：人)

市全域での合計	1号	2号	3号
	948	1150	345

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

（１）延長保育事業【時間外保育事業】

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	18,961	19,383	19,915	20,582	21,392
確保の内容	人	20,961	22,565	22,700	23,516	24,217

（２）児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業【放課後児童健全育成事業】

・児童いきいき放課後事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			

大阪市立小学校及び各地域との協力のもと、大阪市域内に居住する全ての小学生を対象として、放課後の安全・安心な「居場所」を提供し、小学校期における人間形成にとって大切な集団活動や異年齢との交流、並びに、主体的な遊びや学びの機会を通じて、児童自身がたくましく生きる力をはぐくめるよう、健全育成を図ります。

・留守家庭児童対策事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、放課後に遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	量の見込み	人	33,642	33,145	32,531	31,833	30,709
	確保の内容	人	33,642	33,145	32,531	31,833	30,709
高学年	量の見込み	人	12,550	12,356	12,115	11,851	11,437
	確保の内容	人	12,550	12,356	12,115	11,851	11,437

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

（留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	量の見込み	人	4,626	4,637	4,626	4,619	4,592
	確保の内容	人	4,626	4,637	4,626	4,619	4,592
高学年	量の見込み	人	2,151	2,143	2,126	2,115	2,090
	確保の内容	人	2,151	2,143	2,126	2,115	2,090

(3) 子どものショートステイ事業【子育て短期支援事業】 【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	1,464	1,451	1,450	1,449	1,460
確保の内容	人日	1,464	1,451	1,450	1,449	1,460

(4) 地域子育て支援拠点事業 【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	564,741	567,019	570,599	567,751	566,675
確保の内容	か所	170	176	176	176	176

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	人日	434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
	確保の内容	人日	434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
2号認定	量の見込み	人日	287,218	313,666	340,770	373,365	410,856
	確保の内容	人日	287,218	313,666	340,770	373,365	410,856

1号認定：幼稚園や認定こども園を利用する1号認定（相当）のこどもの不定期的な利用

2号認定：保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどもの定期的な利用

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	106,138	102,270	98,246	92,835	87,457
確保の内容	人日	106,138	102,270	98,246	92,835	87,457

(7) ファミリー・サポート・センター事業【子育て援助活動支援事業】【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
就学前	量の見込み	人日	24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
	確保の内容	人日	24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
学童期	量の見込み	人日	1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
	確保の内容	人日	1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
各区子ども・子育てプラザにて実施							

（８）病児・病後児保育事業【病児保育事業】

・病児・病後児対応型

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	47,015	46,721	46,837	46,942	47,375
確保の内容	人日	47,015	46,721	46,837	46,942	47,375

・体調不良児対応型

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

保育所等に通所している児童がおり、保育中に微熱を出すなどの体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行うことで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	68,860	70,142	71,923	74,295	77,130
確保の内容	人日	59,284	70,142	71,923	74,295	77,130

（９）利用者支援事業（基本型・地域子育て相談機関・こども家庭センター型）

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○		

・**基本型**：こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

・**地域子育て相談機関**：妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関を設置します。

・**こども家庭センター型**：全ての妊産婦・子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉双方が連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行います。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
	確保の内容	か所	24	24	24	24	24
地域子育て 相談機関	量の見込み	か所	25	50	75	100	127
	確保の内容	か所	25	50	75	100	127
こども家庭 センター型	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
	確保の内容	か所	24	24	24	24	24

(10) 妊婦健康診査事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○					

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	21,133	21,161	21,244	21,304	21,402
	健診回数	245,565	245,891	246,855	247,552	248,691
確保の内容	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所				
	実施体制（人）	—				
	検査項目	国の示す標準検査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	18,430	18,454	18,527	18,579	18,664
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター				
	実施体制（人）	—				
	委託団体等	委託事業者				

(12) 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				

妊娠中の生活や産後の育児に不安があり、特に養育支援が必要であると判断した妊婦や産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	609	610	612	614	617
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター				
	実施体制（人）	—				
	委託団体等	委託事業者				

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		

児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図り、こどもに関わる関係機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。

(14) 実費徴収に係る補足給付事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

幼稚園・保育所等で使用する日用品・文房具等の購入に要する費用、遠足等の行事への参加に要する費用等については、市の定める保育料とは別に、各施設等が実費徴収を行います。生活保護世帯等のこどもの保護者を対象に費用の一部を給付します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を月額 4,800 円まで無償化します。

(15) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

(16) 家事・育児訪問支援事業【子育て世帯訪問支援事業】

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		

子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援します。また、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	5,682	5,614	5,556	5,491	5,422
確保の内容	人日	5,682	5,614	5,556	5,491	5,422

(17) 児童育成支援拠点事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	700	700	700	700	700
確保の内容	人	700	700	700	700	700

(18) 親子関係形成支援事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロー

ルプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	159	160	162	162	163
確保の内容	人	159	160	162	162	163

(19) 妊婦等包括相談支援事業

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				

妊婦及びその配偶者等（以下、妊婦等という）に対して、面談を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回	60,696	60,776	61,015	61,187	61,468
確保の内容	こども家庭センター	回	60,696	60,776	61,015	61,187
	上記以外で業務委託	回				

(20) 乳児等通園支援事業 【こども誰でも通園制度】

【こども青少年局】

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化することを目的として、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度を実施します。

令和 7 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施が予定されています。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	733	722	714	686	663
確保の内容	人	942	933	922	893	859

(21) 産後ケア事業**【こども青少年局】**

対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				

産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートを実施し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	27,658	32,921	35,430	38,106	41,081
確保の内容	人日	27,658	32,921	35,430	38,106	41,081

第5章 基本施策と個別の取組

基本方向1 ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるように支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

少子化、核家族化等の社会の変化や、多様な就業形態、経済状況の変動等社会情勢の変化が、こどもの成長にさまざまな影響を与えていますが、こどもの誕生前から乳幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期となります。

乳幼児期は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、保育所等の利用状況が異なるなど、育ちの環境は千差万別ですが、その多様性を尊重しつつ、「子育て」だけでなく「こどもの育ち」にかかる質にも社会がしっかりと目を向け、こどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なくウェルビーイングの向上を図ることが重要です。乳幼児期にしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人のこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを切れ目なく支援する必要があります。

令和5年度に大阪市が実施したニーズ調査（就学前児童）によると、「子育てや教育機関について気軽に相談できるところがある」と回答する保護者や、「子育てが地域の人や社会に支えられている」と感じる保護者の割合は減少傾向となっています。安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、心身ともに健やかに成長できるよう、こどもを社会全体で支え、はぐくむ仕組みを、より身近な地域で充実していく必要があります。

めざすべき目標像

- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安心して妊娠・出産することができる。
- 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標（令和 11 年度）
妊婦健康診査の受診率	83.7%	84.5%
「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合	84.8%	94%

基本施策・施策

基本施策 1 安心して子どもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実	
施策 1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します 【重点施策】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実	
施策 2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します 【重点施策】こどもの健康や安全を守る仕組みの充実	
基本施策 2 多様な教育・保育サービスの充実	
施策 1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します 【重点施策】乳幼児期の教育・保育内容の充実	
施策 2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します 【重点施策】待機児童を含む利用保留児童の解消 【重点施策】在宅等育児への支援	
施策 3 保育の質を向上します 【重点施策】安全・安心な保育の提供	

基本施策 1 安心してこどもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実

施策 1 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します

【重点施策】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	赤ちゃんへの気持ち質問事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	児童虐待予防の観点から出産後から3か月児健康診査までのできるだけ早期に助産師又は保健師が養育者宅を家庭訪問し、自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」を用いて養育者の赤ちゃんに対する愛着を客観的に把握、評価したうえで、必要に応じて早期支援につなげます。					
施策指標	・母子訪問・乳児家庭全戸訪問・専門的家庭訪問支援事業の対象者への自己記入式「赤ちゃんへの気持ち質問票」実施率				現状値（令和5年度）	
					99.9%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	多胎児家庭外出支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○					
概要	多胎児を連れての外出は、移動にベビーカー等を使用する保護者にとっては公共交通機関の乗り継ぎ等において身体的負担が大きいことから、満5歳児以下の多胎児（双子、三つ子など）を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成します。					
施策指標	・使用割合（交付者数に対する使用率）				現状値（令和5年度）	
					63.0%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	4 歳児訪問事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	4 歳児を対象に保健師等が未就園児の家庭や保育所・幼稚園等への訪問などを行い、就学前までに必要な生活習慣を身に付けるための健康教育や子育て相談等を実施するとともに、事業効果を高めるため、絵本を配付します。また、必要に応じて継続的支援につなげます。					
施策指標	・住民票等により把握している全 4 歳児等の対象児童との接触（絵本の配付）				現状値（令和 5 年度）	
					100%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	産後ケア事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	産後に心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子を対象に、ショートステイ（宿泊型）やデイケア（通所型）、アウトリーチ（訪問型）の利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポートなどの支援を行います。					
施策指標	・利用者のうち、育児に自信が持てるようになった人の割合				現状値（令和 5 年度）	
					98.7%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	性と健康の相談センター事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○	○	○
概要	カラダの変化に伴う性に関する悩み、妊娠・出産に関する正しい知識、不妊・不育に関する悩み、流産・死産等で小さなおこさまを亡くされた痛みなど、性や生殖に関するカラダとココロの悩みに寄り添い、自分らしい選択ができるようサポートすることを目的として相談支援を実施しています。					
施策指標	・利用者にアンケートを実施し、満足と答えた割合				現状値（令和5年度）	
					100%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	妊婦健康診査事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。					
施策指標	・妊婦健康診査の受診率				現状値（令和5年度）	
					83.7%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	不妊治療費等助成事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
					○	○
概要	こどもを安心して産み育てられるよう、不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、検査及び治療に要する費用の一部を助成します。 【不妊検査費助成】 不妊検査に要した費用の一部を助成します。 【先進医療にかかる不妊治療費助成】 特定不妊治療に併せて実施した先進医療の治療費の一部を助成します。					
施策指標	・ 申請件数				現状値（令和 5 年度）	
	① 不妊検査費助成事業 ② 特定不妊治療費（先進医療）助成事業				① 1,024 件 ② 2,068 件	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	母親教室					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊婦教室：妊娠から産後の健康や、新生児期から生後 3 か月までの保健・育児について、助産師・保健師・栄養士による相談支援を行うとともに、妊婦同士の交流や情報交換を行います。 また、離乳食講習会：栄養士が離乳中期・後期・完了期の離乳食の進め方に関する相談支援を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	父親の育児参加啓発事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	初妊婦及びその夫等に対し、「プレパパ・ママの育児セミナー」を開催し、父親に対し母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を図ります。また、この機会をとらえて、悩みや不安を傾聴し、相談に応じたり、参加者同士の交流を行うことで、相談相手や仲間づくりを促進します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	地域ふれあい子育て教室事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保健師・栄養士などが地域の施設等に出向き、乳幼児とその養育者の相談に応じるとともに、養育者相互の交流を推進することにより身近な相談相手を確認し、養育者の育児不安の軽減と乳幼児の健康の保持増進を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	不育症治療支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
					○	○
概要	不育症の方の経済的負担の軽減を図るため、研究段階にある不育症検査のうち、有効性・安全性等が評価されており、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	プレコンセプションケア					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○	○	○
概要	将来の健やかな妊娠や出産、未来の子どもの健康の可能性を広げるために、妊娠などに関する正しい知識を得られるよう普及・啓発を行っています。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	周産期緊急医療対策事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	ハイリスクの新生児や妊産婦を、24 時間体制で高度な医療機能を有する医療機関に緊急搬送し、適切な治療が受けられる体制を確保するため、周産期の緊急医療体制を整備するとともに、かかりつけ医のない妊産婦や婦人科疾患の救急搬送体制として、救急搬送体制協力病院を当番制で確保し、一時対応病院として受入を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	利用者支援事業（基本型）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	利用者支援事業（地域子育て相談機関）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関を設置します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	利用者支援事業（こども家庭センター型）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○		
概要	全ての妊産婦・子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉双方が連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊娠中の生活や産後の育児に不安があり、特に養育支援が必要であると判断した妊婦や産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	乳児家庭全戸訪問事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつの発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるように取り組み、育児不安の解消を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	妊婦のための支援給付事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦や産婦の方に給付金を支給します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	妊婦等包括相談支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。					

施策 2 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します

【重点施策】 こどもの健康や安全を守る仕組みの充実

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	乳児一般健康診査					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	生後 27 日～6 週と生後 9～11 か月の乳児を対象に、大阪府が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の病気及び発育・発達上の課題を早期発見し対応するとともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。					
施策指標	・乳児一般健康診査受診率				現状値 (令和 5 年度)	
					前期 88.2% 後期 87.7%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	3 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の病気及び発育・発達上の課題の早期発見とその対応を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。					
施策指標	・受診率 ① 3 か月児健康診査 ② 1 歳 6 か月児健康診査 ③ 3 歳児健康診査				現状値 (令和 5 年度)	
					① 96.5% ② 95.8% ③ 94.0%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	4・5歳児発達相談事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	3歳児健康診査以降小学校就学までの幼児のうち、発達障がいの疑いのある児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が個別相談を行い、専門医療機関の紹介や養育者への支援を行います。					
施策指標	・相談件数				現状値（令和5年度）	
					246件	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	新生児聴覚検査					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	聴覚障がいは、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査費用の一部公費負担を実施します。					
施策指標	・新生児聴覚検査受診率				現状値（令和5年度）	
					92.5%	

	(所管部署) 健康局					
取組名	感染症に関する正確な知識の普及啓発					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	感染症の予防に関する正しい知識について、ちらしを作成し、各区保健福祉センターで実施する乳幼児健診など、さまざまな機会を通じて啓発します。					

基本施策 2 多様な教育・保育サービスの充実

施策 1 乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します

【重点施策】乳幼児期の教育・保育内容の充実

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	就学前教育カリキュラムの普及と活用					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	乳幼児期に基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、就学前教育において普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知・徳・体をバランス良く総合的に育むことを重視した就学前教育カリキュラムを平成 27 年 3 月に策定しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（改定）等をふまえ内容の見直しと充実を図り、平成 31 年 3 月に就学前教育カリキュラムを改訂しました。教育・保育施設等への一層の普及を図り、活用を促進するとともに、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深めることにより、就学前教育における取組の充実を図ります。					
施策指標	① 就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の保護者の割合 ② 就学前教育カリキュラムの活用についてのアンケートにおいて、肯定的に回答する教育・保育施設の割合				現状値（令和 5 年度）	
					① 92.3% ② 公立 100% 民間 59.8%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	公私幼保合同研修・研究					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保育・幼児教育センターにおいて、公立及び私立の幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等の教職員を対象に、就学前施設に共通するテーマに関する研修を企画・実施し、また、幼児教育・保育に関する研究などを合同で行うことにより、大阪市における幼児教育・保育の質の向上を図ります。					
施策指標	・合同研修において、今後の教育・保育に生かすことができたと思った受講者の割合				現状値（令和５年度）	
					96.1%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育士等キャリアアップ研修事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	こどもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっていることから、保育現場において多様な課題への対応や若手の指導等を担う職員を育成するため、国のガイドラインに基づき、専門分野別研修、マネジメント研修、保育実践研修を実施します。					
施策指標	・募集定員のうち、受講人数の割合				現状値（令和５年度）	
					97.6%	

	（所管部署）こども青少年局					
取組名	保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	就学前教育から小学校教育への円滑な移行をめざし、こどもの発達や学びの連続性、一貫性を確保し、体系的な教育を組織的に行うための連携・接続の進め方とあり方を研究します。 小学校を核にした近隣の教育・保育施設等を1つのブロックとし、ブロックごとに学識経験者等の助言・指導を受けながら連携・接続に関わる研究や実践を行い、公開授業や公開保育、報告会等で、教育・保育施設等や市内小学校に向けて発信します。 また、教育・保育施設等及び小学校等の教職員を対象とした「保幼小連携・接続研修」を実施し、連携・接続のあり方やその推進について施設種別を越えて共に学び、理解を深める機会を提供します。					
施策指標	・保幼小連携・接続推進に関わる事業等の参加者アンケートで「今後の教育・保育に生かすことができるといった」に肯定的回答をした割合				現状値（令和5年度）	
					98.9%	

	（所管部署）教育委員会事務局					
取組名	就学前児童を対象とした施設等における読書活動の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	乳幼児期から読書に親しむことができるよう、市立図書館から教育・保育施設や子育て支援施設等への配本の回数を維持し読書環境の整備を支援します。 2台の自動車文庫（移動図書館）「まちかど号」が子育て支援施設等を含む100か所以上のステーション（巡回場所）を月に1回巡回することで、身近な場所での読書機会の提供を行います。					
施策指標	・市立図書館からの配本回数				現状値（令和5年度）	
					439回	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育所等における食育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	健康的な生活の基本となる望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全育成を推進するために、保育所給食そのものを「食育」の中心とし、食に関わる体験を積み重ね、保護者と連携しながら児童の「食を営む力」をはぐくみます。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。					

施策 2 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します

【重点施策】待機児童を含む利用保留児童の解消

(所管部署) こども青少年局						
取組名	保育所等の整備					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	待機児童の早期解消を図るとともに、保育を必要とするすべてのこどもの入所枠を確保するため、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の整備や認可外保育施設から認可施設への移行の支援などを行います。 また、大規模マンションの建設にあたっては、建設計画が固まる前の段階で、大阪市との協議を義務付けることにより、効率的かつ効果的な保育施設等の整備を進めます。					
施策指標	・保育ニーズに対応するための入所枠確保（待機児童数、利用保留児童数）				現状値（令和 5 年度）	
					2 人 （令和 6 年 4 月 1 日現在）	

(所管部署) こども青少年局						
取組名	保育人材の確保対策					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	待機児童解消に向けて、保育所の整備等により保育を必要とする児童の入所枠確保に取り組むとともに、深刻な保育士不足の状況を踏まえ、保育人材の確保支援に取り組めます。 保育士等の離職防止を図るため、保育士の定着支援や働きやすい労働環境の実現に向けた支援を行うとともに、現在保育所等において勤務していない保育士資格保有者や保育士養成施設の学生等に保育所等への就職を促し、保育人材を確保します。					
施策指標	・保育ニーズに対応するための入所枠確保（待機児童数、利用保留児童数）				現状値（令和 5 年度）	
					2 人 （令和 6 年 4 月 1 日現在）	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	地域型保育事業連携支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保護者の多様な保育ニーズと低年齢児の保育需要に対応するため実施する地域型保育事業について、「保育内容の支援」・「代替保育」・「3歳児の受入」を行う連携施設の確保を促進するため、代替保育や交流事業の実施等に必要な経費を補助します。					
施策指標	・ 連携施設の確保の割合				現状値 (令和5年度)	
					65.3%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。					

【重点施策】在宅等育児への支援

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化することを目的として、現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる給付制度を実施します。					
施策指標	・ 認定数に対する受入枠の充足率				現状値 (令和5年度)	
					—	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	一時預かり事業（幼稚園在園時以外対象）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。					
施策指標	・年間延べ利用人数				現状値（令和 5 年度）	
					51,236 人日	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	地域子育て支援拠点事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。					

保育サービスの充実

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子育て支援員研修					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	特定教育・保育施設等へ従事することを希望する者に対し、従事するうえで必要な知識や技術等を身につけるための研修を実施することにより、教育・保育施設等における支援の担い手となる子育て支援員の育成を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	多様な主体の参入促進事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保育の受け皿拡大や、住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めるために、民間事業者の参入を促進し、新規参入事業者が保育の質を確保したうえで、安定的かつ継続的な事業運営を行うことができるように支援します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	休日保育支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	休日保育を実施する保育所等に対して、休日保育を担当する保育士を確保することにより、安定的な休日保育の実施を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	延長保育支援事業（時間外保育事業）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。					

施策 3 保育の質を向上します

【重点施策】安全・安心な保育の提供

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育所等の事故防止の取組強化事業（巡回指導等）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	死亡事故等の重大事故ゼロをめざし、認可・認可外を問わず全ての保育施設を対象に、重大事故が発生しやすい「食事中、午睡中、プール活動・水遊び中」の場面に重点を置いて、巡回支援指導員が事前通告なしに施設を訪問し、保育状況を確認のうえ、必要に応じ助言・指導を行うとともに、指導監査部門等と十分な連携を図ります。					
施策指標	・対象施設への訪問実施率				現状値（令和 5 年度）	
					100%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育サービス第三者評価受審促進事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保育の質の確保・向上、保育所等の適正運営の確保及び事業の見える化推進等のため、市内民間保育所等の福祉サービス第三者評価の受審率を向上させる方策として、子ども・子育て支援新制度における公定価格の「第三者評価受審加算」の拡充に先駆けて、大阪市独自に受審費用を補助します。					
施策指標	・市内の保育所等（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所）で福祉サービス第三者評価を受審した施設数				現状値（令和 5 年度）	
					25 か所	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	認可外保育施設の指導監督強化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	認可外保育施設の施設状況を把握するとともに、立入調査等を通じて、児童の処遇等の保育内容・環境に関して指導します。立入調査実施後、不備がある場合は、不備内容に関する改善報告を求めるなど改善指導し、改善に至らない場合については、繰り返し指導するとともに、改善勧告等必要な指導を行います。					
施策指標	・すべての認可外保育施設に対して立入調査を実施し、認可外保育施設指導監督基準による指導を行ったうえ、証明書発行を行う施設数の割合				現状値（令和5年度）	
					92%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	アレルギー対応等栄養士配置事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	栄養士を加配することで、アレルギー対応給食のほか、栄養指導、栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保及び食育の推進を図り、児童の健やかな成長を支援します。 自園調理による給食提供、アレルギー対応給食実施の明示、調理員配置基準を満たしたうえで栄養士を加配している民間保育所、認定こども園、私立幼稚園に対し、栄養士の雇用経費の一部を支給します。					
施策指標	・加配栄養士配置率				現状値（令和5年度）	
					63%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	病児・病後児保育事業（体調不良時対応型）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなどの体調不良となった次号を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行うことで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境を整備します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育所給食における配慮を要するこどもへの個人対応の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保育所の給食において、特定のアレルギー体質や医療的ケアが必要なこどもに対して、健康被害を防止する取組を行うなど、配慮を要するこどもへの個人対応の充実を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	施設指導監査の強化支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	保育施設等におけるマネジメント力向上のための専門的な助言指導や、安全安心な保育の提供のための経験豊富な専門職（保育士、幼稚園教諭、栄養士）等を配置するとともに、監査法人・公認会計士の監査への同行及び助言による不適正な会計処理の早期発見や、弁護士による助言を受けることによる法的な問題に対しての適切な対応など、指導監査の強化支援を行います。					

基本方向2 ～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期となります。

変化の激しい社会を生きていくうえで、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、課題に対応し解決する力や自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を身につけていくことが大切です。

また、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。

大阪市では、「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合が高くなってきている一方で、「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合や、「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答するこどもの割合が低い傾向にあります。自分に肯定的なイメージを持つことや将来の夢・目標を持つことは、生きていくうえであらゆる力の源泉となるものです。こども・若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見し解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整い、すべてのこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジし、周囲と支え合いながら健やかに成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくんでいきます。

めざすべき目標像

- すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。
- こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整っている。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標（令和 11 年度）
「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合	小学生 84.1% 中学生 82.2%	小学生 77% 中学生 77%
「将来の夢や目標をもっている」と答えるこどもの割合	小学生 82.2% 中学生 63.1%	小学生 80.5% 中学生 70.0%
「学校に行くのは楽しいと思いますか」に対して肯定的に回答するこどもの割合	小学生 82.0% 中学生 81.6%	小学生 85% 中学生 82%

※目標（令和 11 年度）の数値は本計画策定時点の大阪市教育振興基本計画の目標値（大阪市教育振興基本計画が改定された場合は改定後の目標値に読み替える）

基本施策・施策

基本施策 1 こども・若者が自立して生きる力の育成	
施策 1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します 【重点施策】成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実	
施策 2 社会で共に生きていく力を育成します 【重点施策】道徳心・社会性の育成	
施策 3 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します 【重点施策】学力の向上	
施策 4 健康や体力を保持増進する力を育成します 【重点施策】健康や体力の保持増進	
施策 5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します	
基本施策 2 こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実	
施策 1 思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します	
施策 2 いじめや問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応のための仕組みを充実します 【重点施策】いじめへの対応	
施策 3 不登校等の未然防止、早期発見、適切に支援するための仕組みを充実します 【重点施策】不登校等への対応	

基本施策 1 こども・若者が自立して生きる力の育成

施策 1 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します

【重点施策】成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども 夢・創造プロジェクト事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	社会資源や文化的資産、多彩な人材などの貴重な財産を生かし、市内の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校等と協働で、こどもたちのあこがれる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。					
施策指標	・体験プログラムに参加した小・中学生にアンケートをした結果「さらに学びたい」と答えた割合				現状値（令和 5 年度）	
					95.3%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	地域こども体験学習事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	身近な地域でこどもを育成する大人や団体が、幼児から学齢期のこどもに対し、自然体験、文化体験、ものづくり体験などの多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供できるよう、体験活動を通じたこどもの育成手法等に関する研修・啓発を実施します。					
施策指標	① 研修事業を通して地域でこどもを育成する意欲を高めた団体の割合 ② 研修事業を通して体験活動を今後の活動に取り入れていく考えをもった団体の割合				現状値（令和 5 年度）	
					① 94.2% ② 94.2%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	習い事・塾代助成事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	子育て世帯の経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、こどもの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会をひとしく提供するため、市内在住の小学5年生～中学3年生を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成します。					
施策指標	① 登録事業者数 ② カード利用率				現状値（令和5年度）	
					① 4,029 事業者 ② 53.25%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童いきいき放課後事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			
概要	大阪市立小学校及び各地域との協力のもと、大阪市域内に居住する全ての小学生を対象として、放課後の安全・安心な「居場所」を提供し、小学校期における人間形成にとって大切な集団活動や異年齢との交流、並びに、主体的な遊びや学びの機会を通じて、児童自身がたくましく生きる力をはぐくめるよう、健全育成を図ります。					
施策指標	・児童いきいき放課後事業による児童の育成について満足と回答した保護者の割合				現状値（令和5年度）	
					74.7%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	留守家庭児童対策事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			
概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、放課後に遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。					
施策指標	・各放課後児童クラブによる児童の育成について 満足と回答した保護者の割合				現状値 (令和 5 年度)	
					79.3%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	キッズプラザ大阪					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	キッズプラザ大阪はこどものための遊体験型学習施設であり、多くのこどもたちに学校や家庭等ではできない学習機会を提供します。					

	(所管部署) 経済戦略局					
取組名	トップアスリートによる「夢・授業」					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			
概要	オリンピック等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市立小学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」をはぐくみ、スポーツへの興味関心を喚起します。					

	(所管部署) 経済戦略局					
取組名	総合型地域スポーツクラブ設立及び活動支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	各区、小・中学校校区に総合型地域スポーツクラブを設立することで、子どもや青少年が、スポーツ活動などに参加できる機会の提供や指導者の確保を図ります。また、活動成果の発表できる機会や、仲間との交流を深められる機会も提供します。活動を通じ、人と人のつながり、地域づくりを進める仕組みを作ることにより、地域活動を効果的に推進するよう支援します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	信太山青少年野外活動センター					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	○
概要	大都市において自然にふれる機会が少なくなっている中、豊かな自然に恵まれた施設の環境を活用し、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、さまざまな創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供する事業を実施します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども文化センター					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	舞台を活用した優れた演劇、音楽、映画等の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通してこどもの豊かな感性と創造性をはぐくみ、こどもの芸術文化に関する情報収集や相談、指導者を養成します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	青少年センター					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○	
概要	音楽・美術等の興味がある分野において、自主的に活動することは、青少年の創造性や個性の伸長につながり、青少年同士のつながりを深め、協調性や人への思いやりを深めていく重要な機会となることから、施設の提供やワークショップ、講演会・講習会などを実施します。					

	(所管部署) 消防局					
取組名	青少年層に対する防火・防災研修の充実強化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	将来の地域防災の担い手の防火・防災意識の向上と技術の習得を図るため、小学生、中学生を対象とした防火・防災研修を実施します。					

	(所管部署) 中央卸売市場					
取組名	東部いきいき市場・夏休み子ども市場体験ツアー					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			
概要	全国から集まる新鮮で豊富な食材が目の前で取引される現場を体感し、旬の食材などの知識を学ぶことで、食育の推進を図るとともに、市場の役割や生鮮食料品の流通の仕組み等を情報発信することで、市場への理解を深め、消費促進に繋げることを目的としています。					

	(所管部署) 環境局					
取組名	小学校向けごみ減量・3R推進のための出前授業（体験学習）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○			
概要	ごみ減量、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進を目的に、ごみの分別や3R、食品ロスの削減などをわかりやすく説明し、ごみの減量につなげるだけでなく、資源の大切さや地球環境などについて、家庭で考えるきっかけとなるよう取組を進めます。また、家庭や学校生活の中で簡単に実践できるように、ごみ分別や3R、環境問題について、クイズやゲームなどで楽しみながら学習し、幼少期から地球環境を守ることの大切さの理解を促進します。					

	(所管部署) 経済戦略局					
取組名	第一級の芸術にふれる機会の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区別なし					
概要	大阪の優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽にふれる機会を提供し、次世代を担うこども・青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけとします。					

	(所管部署) 経済戦略局					
取組名	こども本の森 中之島					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	「こども本の森 中之島」は、建築家の安藤忠雄氏から建物の寄附を受けて開館した文化施設であり、こどもたちが本や芸術文化等にふれることができる機会を提供します。					

	(所管部署) 市会事務局・教育委員会事務局					
取組名	おおさか 子ども市会					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	次代を担う子どもたちが、市会本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的として実施します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	校園長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性をもって人的又は物的な資源を教育内容と効果的に組み合わせ、校長経営戦略支援予算を活用して地域の実情等に応じた取組を推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	生涯学習の支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」「多様な市民が支え合い共に生きるまち」の実現をめざし、学習機会の充実を図るとともに、生涯学習を支える人材育成、学びによるネットワークづくりを進め、各ライフステージ及び市民の多様なニーズに応じた生涯学習を支援します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	知識創造型図書館機能の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	「いつでも、どこでも、だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能な創造都市の知識・情報基盤」として、図書館の資料やデータを活用して、多様な学習ニーズに対する支援を行います。児童生徒が大阪の歴史や文化を調べるのに役立つ各区のこども版調べかたガイドやブックリストを作成し、郷土資料やデジタルアーカイブ・商用データベース等を使った調べ学習等に役立つ情報を積極的に発信します。					

施策 2 社会で共に生きていく力を育成します

【重点施策】道徳心・社会性の育成

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	道徳教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	就学前教育では規範意識を育成することに重点を置き、小・中学校では特別の教科である道徳を要として、各校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、体験活動の推進を図ります。 また、研修を通じて教員の指導力の向上を図り、指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、モデル校での実証研究などによりカリキュラムの開発・普及に努めます。さらに、学校全体での指導協力体制の充実を推進します。					
施策指標	・道徳教育推進教師研修・学校園運営研修（道徳教育）を受講して、「自校の取組に活用できた」と回答する学校の割合(%)【本市調査(道徳教育事業評価アンケート)】				現状値（令和 5 年度）	
					96.2%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	キャリア教育の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	社会的・職業的自立に向け、こどもの発達段階に応じて、キャリア発達にかかわる「人間関係形成能力・社会形成能力」をはじめとする諸能力を育てるため、特別活動と各教科等との関連を図るとともに、様々な体験的学習やキャリア・パスポートの活用を通して、体系的・系統的にキャリア教育を進めます。					
施策指標	・キャリア教育に係るアンケートにより、「新しい生活様式」において、大学や企業等と連携し、職業に関連したキャリア教育に取り組んだ小中学校の割合(%) 【本市調査】				現状値 (令和 5 年度)	
					・ 小学校：80.7% ・ 中学校：94.6%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	特別支援教育の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。そのために、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実させます。学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導を活用し、校園内における支援体制の充実と強化を行います。加えて、障がいの状態や特性に応じ、音声読み上げ機能の活用や文字の拡大など、ＩＣＴを活用した学習を推進します。					
施策指標	・特別支援教育に関する研修や巡回指導の活用等によって、教員の特別支援教育の専門性が向上し、校園内の指導・支援体制の充実が図れたとする学校の割合				現状値 (令和 5 年度)	
					88%	

001	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	防災・減災教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	学校教育において、災害発生時に、「減災」の考え方をふまえ、自ら危険を回避するために主体的に行動する態度と、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する態度の育成に努めます。また、防災・減災教育の充実に向け、区と連携した「防災・減災カリキュラム」作成・活用の推進、モデル校を中心とした防災・減災教育の実践研究や「子どもの安全を守るための防災・減災指導の手引き」の改訂、教職員を対象とした研修の実施などに取り組みます。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	人権を尊重する教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	各学校園で作成した「学校園における人権教育・啓発推進計画」のもと、教育活動全体を通じ発達段階に応じた系統的な人権教育を実施します。また、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を醸成し、実践的な指導力を向上させる人権教育研修を推進します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	多文化共生教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	各学校園におけるカリキュラム・マネジメントにおいて、多文化共生教育の取組を総合的横断的に位置付け、教育課程内外で体系的に実践を展開します。 また、在日外国人のこどもの特性の伸長・活用を図り、こどもの自己のアイデンティティを確立させるとともに、他のこどもとの相互啓発を通じた国際理解を進めるために、校園での国際理解教育の推進の支援、「総合的な学習の時間」等を利用した体験学習の指導者の派遣、在日外国人のこどもの教育相談や「国際クラブ」等の指導者の派遣を実施します。 さらに、帰国・来日直後のこどもに対して、特別の教育課程にもとづいて、日本の学校生活を学び、学校生活に必要な初期の日本語の習得を図ります。日本語指導の必要なこどもに対して、教科における日本語指導の充実を図ります。					

	(所管部署) 市民局					
取組名	消費生活に関する情報や消費者教育にかかる機会の提供					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○	
概要	若年者が消費生活の基礎知識や消費者トラブルの対応策を身につけ、自立した消費者となることを目的に、若年者向け啓発冊子を作成し、市立中学校の各3年生を対象に配布します。また、小・中学校や高等学校、大学や専門学校等へ講師を無料で派遣して、上記目的に沿った若年者向け教育講座を実施します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	安全教育の推進（学校園）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	・「学校安全計画」に基づいた学校園の安全に関する体制の一層の充実等に取り組むとともに、児童生徒が主体的に自らの安全を確保できるよう、計画的・継続的に安全教育を実践します。 ・指導事例を活用した情報モラル教育の推進や、スマートフォン等の節度ある適切な使用ルールの策定と家庭への協力依頼に係る周知・進捗管理を行います。					

	(所管部署) 環境局					
取組名	環境を守る意識の醸成					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	大阪市の環境の特色をふまえた内容で構成する副読本「おおさか環境科」を市立の小・中学校及び義務教育学校に配付して授業での活用を図るほか、市内小学生を対象に自ら進んで環境に配慮した行動を実践する態度を育てることを目的とした「こどもポスターコンクール」の実施、地域ニーズに応じた環境学習講座や環境イベント「ECO 緑日」の開催など環境教育・啓発を進めています。 また、小学校において、さまざまな生き物たちが、つながりながら生息・生育していることを知ることで、児童の環境や生き物の多様性を守る行動へとつなげていくことをめざし、体験型の出前授業「小学校での生き物さがし」を実施するほか、小・中学校の壁面緑化を進め、ヒートアイランド現象の緩和を図る取組を実施しています。					

施策3 こども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します

【重点施策】学力の向上

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	学力向上支援チーム事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	学力に課題の見られる児童生徒（区分Ⅳ）の支援として「全国学力・学習状況調査」及び「小学校学力経年調査」「中学生チャレンジテスト」等の結果分析から見えた課題に対し、教育ブロック担当指導主事や指導技術に長けた元校長などから構成される「支援チーム」が全小中学校を区分Ⅳの割合に応じた訪問を通して、実践的指導を行い、教員の授業力向上を図ります。					
施策指標	・令和7年度全国学力・学習状況調査において、学力に課題のある児童生徒（区分Ⅳ）の割合を全国平均にする。				現状値（令和5年度）	
					・小学校 国語 25.1%(24.0%) 算数 21.2%(19.5%) ・中学校 国語 23.6%(19.4%) 数学 20.2%(17.6%) ※（ ）は全国	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	言語活動・理数教育の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	学習の基盤となる資質・能力や現代的諸課題に対応して求められる資質・能力等を育成するため、文理融合的な内容を含む「総合的読解力育成カリキュラム」の開発・実施、理科特別授業の実施等、言語活動・理数教育を通して思考力・判断力・表現力等の育成に取り組みます。					
施策指標	① 「総合的読解力育成カリキュラム」に基づく読解力の育成に毎週1時限以上授業として取り組む学校の割合(%) ② 「理科の勉強は好きですか」に対して肯定的に回答する小学6年生の割合(%)				現状値(令和5年度)	
					① — ② 69.6%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	全市共通テスト等の実施と分析・活用					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	小学校3～6年生を対象に「大阪市小学校学力経年調査」、中学校1年生を対象に「大阪市版チャレンジテスト plus」(社会・理科)を実施することにより、個に応じた教育及び学校の課題に応じた支援の充実に図ります。 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等における学習習慣や生活習慣などの学習状況に関する項目の回答状況と教科に関する調査の結果から、学習環境と学力との関係性や経年的な変化を分析し、学力向上のための施策や家庭・地域への啓発のあり方などの改善に役立てます。					
施策指標	・「全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査の結果と併せて分析し、具体的な教育活動の改善や指導計画等への反映を行っていますか」に対して、最も肯定的な「よく行っている」と回答する小中学校の割合				現状値(令和5年度)	
					小学校 26.2% 中学校 25.6%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	英語教育の強化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	小・中学校 9 年間を見通した英語教育を実施し、児童生徒の発達段階に応じた「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の 4 技能 5 領域をバランスよく総合的に育成するとともに、コミュニケーションを図る資質・能力の向上をめざします。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	ICT 学習環境を活用した教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	大阪市学校教育 ICT ビジョンに基づき、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICT を日常的かつ効果的に活用し、これまでの実践と ICT を最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。 また、ICT を活用して児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	ブロック化による学校支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	市域を 4 つのブロックに分け、各ブロック統括者のマネジメントのもと、域内の学校への指導助言等を担当するラインを設置し、全小中学校の独自の課題に対応するため、ブロック担当指導主事と校長が連携し、各校の学力状況に応じた効果的な取組を実施します。					

	(所管部署) 教育員会事務局					
取組名	学校図書館の活性化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、教科学習だけでなく、全ての教育活動で活用でき、子どもたちの学びを支えています。全小中学校及び義務教育学校での学校司書の配置や蔵書の充実等、学校図書館の環境整備を行い、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の充実に取り組みます。 市立図書館は、調べ学習用図書や一斉読書用図書のほか、障がいのある児童生徒向けのバリアフリー図書や、外国につながる児童生徒向けの外国語資料等の団体貸出を行います。					

再掲 多文化共生教育の推進 ⇒ 97 ページに掲載

施策 4 健康や体力を保持増進する力を育成します

【重点施策】健康や体力の保持増進

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	こどもの体力向上支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	こどもの体力・運動能力の向上に向けて、教員の指導力アップを図るための講習会や研修会を開催し、その取組や成果を全市に発信します。 さらに、こどもたちが運動やスポーツに参加できる取組・企画を実施するなど、運動やスポーツに親しむ機会を確保する取組を進めます。					
施策指標	・「1 週間の総運動時間」が 60 分未満の児童生徒の割合(%) 【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】				現状値 (令和 5 年度)	
					児童 14.4% 生徒 24.0%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	部活動の改革					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト」に基づいた部活動の充実に向け、地域等の人材を活用するとともに、関係団体と連携しながら、生徒の発達段階をふまえた指導者講習会などを開催することにより、部活動への支援を進めます。これらに加えて、部活動指導員を配置することにより、部活動指導体制の充実を図ります。					
施策指標	① 教職員人権教育研修受講者アンケートで「人権に関する認識の再確認ができた等」の旨の割合 ② 部活動指導員配置校生徒アンケートで「部活動でやりがいを感じている」とする旨の回答の割合 ③ 部活動指導員配置部活動の顧問教員アンケートで「配置前と比べて部活動指導時間が減少した」とする旨の回答の割合				現状値（令和５年度）	
					① 98.7% ② 89.3% ③ 90.1%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	学校における食育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	成長期にある児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を９年間を通して身に付けることができるよう、「食に関する指導の全体計画（年間指導計画を含む）」に基づき食育を推進します。また、ICTを活用した食育の充実を図ります。					
施策指標	・食に関する指導の全体計画の作成はもとより、健康課題の解決にむけた個別的な相談指導を行っている学校の割合				現状値（令和５年度）	
					・小学校 87.9% ・中学校 78.6%	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	学校における健康教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	こどもの発達段階に応じた健康に関する指導を推進するとともに、手洗いの励行などの日常指導を実施し感染症予防に努めます。 また、「学校保健計画」等に基づき、心の健康、喫煙、飲酒、薬物乱用、生活習慣病、感染症などの現代的課題に対して正しい知識が身に付くよう適切な指導を進めます。					

	(所管部署) 経済戦略局・環境局					
取組名	地域スポーツ施設の管理運営					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	各区スポーツセンターを予約なしで利用できる「一般開放DAY」、各区スポーツセンターや屋内プールを利用した各種スポーツ教室を実施することにより、こどもの基礎体力の向上をはじめ、運動習慣の形成、体験機会の充実等に取り組めます。 また、廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを活用した水泳等の場を提供し、又は当該エネルギーの活用に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、循環型社会形成に関する市民の意識の高揚を図るとともに、市民の健康を増進します。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○		
概要	学校教育の一環として、市立中学校の各生徒にエイズ予防情報誌を配付し、HIV/エイズ予防に関する普及啓発を行い、今後の予防行動につなげます。また、12月1日の世界エイズデーにあわせポスターのデザイン案作成の協力依頼をし、感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育を推進、感染予防を図るとともに、エイズや性感染症の予防に向けて、発達段階に応じて正しい知識の普及啓発を実施します。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	薬物関連問題相談					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	○
概要	薬物依存症に関する問題について、当事者、家族、支援者等を対象に、依存症治療専門医療機関に従事する医師および依存症相談員、精神保健福祉相談員による面接相談を実施している。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	食に関する相談や指導の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	食に関する情報や学習機会の提供					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。					

施策 5 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	保護者や地域住民に開かれた学校園の運営					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	すべての学校園に設置している学校協議会において、運営に関する計画の策定などに保護者や地域住民など学校関係者の意向を反映するとともに、学校関係者が評価することを通じて、学校関係者との連携による開かれた学校運営を進めます。 また、学力の状況などの学校情報を保護者や地域住民などに積極的に提供し、学校運営における説明責任を果たします。					

	(所管部署) 経済戦略局					
取組名	大阪市学校体育施設開放事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	○
概要	大阪市立の小・中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	地域学校協働活動の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	中学校区に学校元気アップ地域本部を設置し、学校園・家庭・地域の連携により、学校支援ボランティアを募集し、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化などを進めます。 また、小学校区のはぐくみネットの取組を支援するため、区役所と連携し、取組の中心となるはぐくみネットコーディネーターを対象とした研修や実践交流会の実施などを通じて活動を支援します。 あわせて、はぐくみネットと学校元気アップ地域本部が学校協議会と連携し、学校における教育活動のサポートの充実につなげます。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	家庭教育に関する情報提供や学習支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	保護者が家庭において、こどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する啓発や情報の発信、家庭教育に関する講演会や懇談会の開催など学習機会の提供を行います。 また、PTAをはじめとする社会教育関係団体等が行う、家庭教育に関する学習活動を支援します。					

基本施策2 こども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実

施策1 思春期のこども・若者の健康を守る取組を充実します

	(所管部署) 健康局					
取組名	思春期関連問題相談					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	思春期は心身の急速な成長・発達に伴い、精神的にも不安定な状態に置かれやすい時期であり、様々な不安や葛藤等に端を発して、精神障がいを引き起こしやすいことが知られている。不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身的症状等の問題に対し、早期に専門的な立場から専門相談を実施します。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	たばこに関する正しい知識の普及啓発					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	たばこ（未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等）に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座などさまざまな機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	健全母性育成事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○		
概要	思春期健康教育に関する専門知識等を備えているものが中学校へ出向き、中学1年生～3年生の発達段階に応じた効果的な思春期健康教育を実施します。また、集団健康教育実施後に、思春期に特有の医学的問題及び思春期における不安や悩み等について、個別相談を実施し、思春期の男女の個人的な健康不安の解消を図ります。					

施策 2 いじめや問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応のための
仕組みを充実します

【重点施策】いじめへの対応

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	いじめ・問題行動等への対応					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	・警察官経験者や児童生徒の指導経験者である生活指導支援員の配置や、生活指導サポートセンターの運用により、いじめ・暴力行為などの課題を抱える学校に対して支援を行っています。また、大阪市版スクールロイヤーの派遣による法的な観点での支援や、スクールソーシャルワーカーを各区役所に配置し、こどもサポートネットの業務及び教育的支援を行うことにより、すべての学校への支援にスクールソーシャルワーカーが関わるができる体制を構築しています。 ・さまざまな悩みを抱える児童生徒に対し、SNSを活用した相談窓口を設置し、より多くの児童生徒から直接、相談を受け付けることにより、問題の未然防止や深刻化の防止を図っています。 ・いじめ、問題行動等の対応についての理解を深めるために、管理職、生活指導担当教員等対象の研修を行っています。 ・いじめ重大事態事案への迅速な対応のため、第三者委員会を常設化しています。 ・校則については児童生徒が自主的に守るように、必要かつ合理的であるか等、適宜点検・見直しを行っています。					
施策指標	① 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」に対して、最も肯定的な「思う」と回答する児童生徒の割合 ② 「学校のきまり（規則）を守っていますか」に対して、肯定的に回答する児童生徒の割合				現状値（令和5年度）	
					① 小学校：81.2% 中学校：80.5% ② 小学校：93.5% 中学校：97%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	スクールカウンセラー事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	大阪市立小学校、中学校、義務教育学校に配置しているスクールカウンセラーが、不登校やいじめ、友人関係等、こどもやその保護者、教職員の相談に応じます。					
施策指標	① スクールカウンセラー配置数 (全中学校配置数、全小学校配置数) ② 相談件数 ③ 相談回数				現状値 (令和 5 年度)	
					① 288 人 (中学校：137 人 小学校：151 人) ② 8,256 件 ③ 49,554 回	

施策 3 不登校等の未然防止、早期発見、適切に支援するための仕組みを
充実します

【重点施策】不登校への対応

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	不登校への対応					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	・不登校の児童生徒に対する学習の場の提供として、令和3年度より、市内3か所に大阪市教育支援センターを設置し、学習支援等を実施しております。 また、令和6年度より、学びの多様化学校として大阪市立心和中学校を開校し、特別に編成された教育課程に基づく教育を実施し、社会的自立を目標に自己肯定感及び自己有用感を醸成するとともに学習意欲の向上を図ります。 さらに、心和中学校内に登校支援室「なごみ」を併設し、教育相談をはじめ、保護者同士の交流支援などの行事や研修などの企画及び運営により、不登校支援施策の発信拠点として、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。 ・不登校児童生徒や登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)をモデル校に設置します。					
施策指標	・不登校児童生徒の在籍比率の対全国比				現状値 (令和5年度)	
					0.97%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	教育相談事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	こどもや保護者が利用しやすい相談体制を整備し、いじめや不登校のこどもが抱える問題の未然防止や早期発見・早期解決のために、こどもの心に寄り添った相談を行います。また、不登校のこども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、身近なところに複数の通所場所を開設し、体験活動や学習活動などの機会を提供する通所事業を実施し、再登校などの社会参加を支援します。					
施策指標	① 不登校児童通所事業登録者の社会参加をした割合				現状値 (令和5年度)	
	② 保護者や学校園等に対し、支援方法等について助言等を行ったことにより相談が終結する割合				① 73.6% ② 81.1%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	特別支援教育相談事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	障がいのある児童・特別な支援が必要となる可能性のある児童の就学、進路、生活面、学習面の指導について、こども相談センターの相談員が専門的な立場から助言します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	メンタルフレンド訪問援助事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	こども相談センターの児童福祉司の指導の一環として、引きこもり・不登校児童等の家庭に、こどもの兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして派遣し、遊びや対話を通じてこどもの自主性や社会性の伸長を援助します。					

基本方向3 ～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へ移行していくための準備期間として、進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期となります。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期であり、自らの価値観や生き方を確立しようとすると同時に、社会的な役割や責任に対する不安などを感じる時期でもあります。

若者意識調査によると、近年、若者を取り巻く環境に大きな変化が生じているとともに、若者の働く目的や職業に対する考えにも変化が生じていることがわかります。

こういった若者を取り巻く状況から、進学や就職、人間関係など、社会参加に悩みや不安を抱える若者に対しては、何度でもチャレンジし、将来に夢や希望を持って安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるよう、一人ひとりの環境や個性、適性に応じ、包括的にサポートする仕組みを整えます。

めざすべき目標像

- 若者が経済的な不安なく、夢や希望を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自分らしく生きる。
- 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるようサポートする仕組みが整っている。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標 (令和11年度)
「あなたは自分がかげがえのない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合	57.5%	60.0%
「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合	58.5%	66.0%

基本施策・施策

基本施策 1 若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実	
施策 1 若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します	【重点施策】 自己の個性や適性を生かした進路開拓支援
施策 2 社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します	【重点施策】 社会参加に困難を抱える若者への支援
基本施策 2 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援	
施策 1 若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します	

基本施策 1 若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実

施策 1 若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します

【重点施策】 自己の個性や適性を生かした進路開拓支援

	(所管部署) 市民局					
取組名	しごと情報ひろば総合就労サポート事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	○
概要	市内 4 か所に設置している「しごと情報ひろば」では、若年者・ひとり親家庭の親など就職に向けた支援が必要な方を対象として無料の職業相談・職業紹介などを行います。また、「地域就労支援センター」では、働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因を抱える求職者一人ひとりに応じた支援を行うとともに、区役所にも出張して就労相談を実施します。					
施策指標	・ 事業利用実績				現状値 (令和 5 年度)	
	① 相談件数				① 30,903 件	
	② 就職者数				② 2,209 人	

施策 2 社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

【重点施策】社会参加に困難を抱える若者への支援

(所管部署) こども青少年局						
取組名	若者自立支援事業（コネクションズおおさか）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	○
概要	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援します。					
施策指標	① コミュニケーション講座等ワークショップの参加者のうち、自信を持てるようになった人の割合				現状値（令和 5 年度）	
	② 事業参加・相談室来室者数				① 96.7% ② 延べ 14,786 人	

(所管部署) こども青少年局						
取組名	高校中退者への支援策					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	
概要	若者自立支援事業（コネクションズおおさか）が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINE を活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。					
施策指標	・学校連携出張授業を受けた生徒のうち、「コネクションズおおさか」を知り、相談してもいいと思った生徒の割合				現状値（令和 5 年度）	
					75.2%	

	(所管部署) 健康局					
取組名	ひきこもり相談支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○	○
概要	ひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談に応じるとともに、状況に応じた支援が受けられる適切な地域の関係機関につなぐことを目的に、電話及び面接による相談、精神科医師による専門相談、家族教室、LINE による SNS 相談等を実施しています。					
施策指標	・精神科医師による専門相談件数				現状値（令和 5 年度）	
					実 22 件、延べ 52 件	

	(所管部署) 福祉局					
取組名	生活困窮者自立支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	○
概要	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。					

	(所管部署) 市民局					
取組名	困難な問題を抱える女性支援推進等事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
					○	○
概要	困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助などの多様な支援を包括的に提供する体制整備を図ります。					

基本施策2 結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援

施策1 若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します

再掲 性と健康の相談センター事業 ⇒ 65 ページに掲載

再掲 プレコンセプションケア ⇒ 68 ページに掲載

再掲 不妊治療費等助成事業 ⇒ 66 ページに掲載

基本方向4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境にかかわらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

次代を担うこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現するためには、特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して対処すべき課題があるとの認識のもと、取り組んでいかなければなりません。

おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものであること、自分らしく社会生活を送ることができるようになる時期も個人差があること、こども・若者や子育て当事者の課題、支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きすることができずグラデーションであることが多いものであることに留意する必要があります。そうしたニーズや課題は、こども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要です。

現状を見ると、全国的に児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一端をたどっています。児童虐待はこどもや若者の心身を深く傷つけ、最悪の場合生命をも奪い、さらに虐待を受けた経験は、その語の心身の発達や人格の形成にも重大な影響を与える深刻な課題です。

こどもや若者、子育て当事者をめぐるこのような深刻な課題に対して、まず、その発生を予防することが大切であるとともに、発生した課題を可能な限り早期に発見し、個々の状況に応じて適切に支援していくことが重要です。

すべてのこどもや若者が尊厳をもって成長できるように、家庭の養育環境の改善への支援はもとより、地域社会において家庭の機能を補いながら、こどもの養育を支える社会的養育体制を充実していくことが求められています。このため、里親、ファミリーホームへの委託を推進し、また、児童養護施設等においても、より家庭的な養育環境を確保するため小規模化を図るとともに、こどもの状態に応じた支援ができるように施設機能を充実していく必要があります。

こどもの貧困対策の推進にあたっては、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに

に、教育の機会均等を図る必要があります。また、障がいのある子どもや外国につながる子ども、その養育者が地域で安心して生活を送ることができ、子どもが家族の介護やその他の日常生活上の世話を過度に負担することがないよう支援するとともに、すべての子どもが孤立することなく、互いを思いやり、生きる力をはぐくみながらともに育ち合うことができるよう、地域や学校・関係機関等が密接にネットワークを形成し、協働しながら適切な支援につなげる仕組みを整えていかなければなりません。

子どもや若者をめぐる昨今の状況は、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、少年犯罪などさまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。最近ではスマートフォン等のアプリや SNS などによる新たな問題が発生しており、インターネット利用の低年齢化が進む中、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながる重大な問題も起きています。さらに、子ども・若者に対する性犯罪・性暴力など、子どもが一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故があとを絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子ども・若者が卑劣な犯罪被害に遭わないため、巻き込まれないための環境づくりを進める必要があります。

これらの取組と合わせて、子ども・若者の成長を支えるための医療体制等を充実し、地域における子ども・若者の健全育成に向けたさまざまな活動を推進すること等により、子ども・若者を社会全体で支え、はぐくむ仕組みを整えることが重要です。

こうした子ども・若者が当事者となる取組については、すべての子ども・若者の幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を表明する機会等が確保され、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが重要であるため、子ども・若者にかかわる施策を検討する際には、当事者である子ども・若者の参画を促すとともに、十分に子ども・若者の意見を聴く取組を進めていく必要があります。

めざすべき目標像

- 重大な児童虐待をはじめあらゆる子どもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けた子どもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。
- さまざまな支援が必要な子ども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。
- 子ども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、子ども・若者が健やかに成長する。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標 (令和 11 年度)
「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合	就学前児童 31.0% 就学児童 26.9%	就学前児童 20% 就学児童 20%
社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア）	63.8%	100%
「子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられている」と感じる保護者の割合	就学前児童 57.8% 就学児童 61.2%	就学前児童 70% 就学児童 70%

基本施策・施策

基本施策 1 虐待の被害からこども・若者を守る仕組みの充実	
施策 1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します 【重点施策】児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり	
施策 2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します	
基本施策 2 社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実	
施策 1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します 【重点施策】里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進	
施策 2 家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します	
基本施策 3 こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実	
施策 1 こどもの貧困対策を推進します 【重点施策】こどもの貧困の解消に向けた取組の推進	
施策 2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します 【重点施策】障がいのあるこどもと家庭への支援	
施策 3 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します 【重点施策】外国につながるこどもと家庭への支援	
施策 4 ヤングケアラーへの支援を推進します 【重点施策】ヤングケアラー支援の推進	
施策 5 こども・若者の自殺対策	
施策 6 こども・若者が犯罪に遭わないための環境をつくれます	
基本施策 4 こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進	
施策 1 こども・若者の成長を支える医療体制等を充実します	
施策 2 地域における多様な担い手を育成します	
基本施策 5 こどもの権利を保障する取組の推進	
施策 1 すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します 【重点施策】こどもの権利擁護の取組	

基本施策 1 虐待の被害から子ども・若者を守る仕組みの充実

施策 1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します

【重点施策】児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる仕組みづくり

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	子育て家庭をはじめ、地域住民や子どもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に 11 月は、オレンジリボンキャンペーンとして、プロスポーツチームとの連携、啓発物品の配布、児童虐待防止講演会の開催などを実施します。さらに児童虐待防止にかかる社会的機運が高まるよう、行政と民間団体との連携した取組を推進します。					
施策指標	・児童虐待防止啓発活動への連携協力民間団体・企業数				現状値 (令和 5 年度)	
					62 団体	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図り、子どもに関わる関係機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要な子どもに関する対策を円滑に実施します。					
施策指標	・区要保護児童対策地域協議会において、毎月 1 回以上、実務者会議を開催するほか、個別ケース検討会議等により適切な支援に繋げることができている区の割合				現状値 (令和 5 年度)	
					100%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童虐待防止対策研修事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	各区の子育て支援室の職員を対象とし、児童虐待に対して適切に対応が可能となるよう職員の資質向上を図るため、区職員児童福祉司任用前研修や要保護児童対策調整機関研修を実施します。					
施策指標	・以下の研修について、受講者の５割以上が研修を修了 ①児童福祉司任用前講習会 ②要保護児童対策調整機関の調整担当者研修				現状値（令和５年度）	
					① 44.4% ② 37.8%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	未就園児等全戸訪問事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	福祉や教育等、家族以外の接触のないこどもの安全確認・安全確保を図ることを目的として、乳幼児健診等の未受診や未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が状況を確認できていないこどもの調査を実施し、養育支援が必要な家庭は継続的な支援に繋がります。					
施策指標	・安全確認が必要な把握対象児童の状況把握の割合				現状値（令和５年度）	
					99.8%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童虐待防止関係機関連携強化事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	要支援児童等を把握しやすい立場にある精神科医療機関、保育施設等に対し、直近の法改正の内容、虐待に関する指針等や適切な通告窓口の周知及び情報提供依頼を行います。 また、区役所職員向けに精神科医師による研修や、体罰によらない育児の重要性についての研修を実施し、保護者へ適切な支援を行います。あわせて、区役所窓口等にて、体罰によらない育児の重要性についてのリーフレットを配布します。					
施策指標	① 保育所等の専門職に対して、保育・幼児教育センターが実施している研修のアンケートにおいて、リーフレットやポスターの内容を知っていると答えた割合 ② 区役所職員に対する専門研修受講後に保護者に対して効果的な支援等に繋げるのに「役に立つ」又は「概ね役に立つ」という回答の割合				現状値（令和5年度）	
					① 95% ② 89.7%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童虐待ホットライン等の虐待通告・安全確認事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こども相談センターに24時間365日体制で対応する児童虐待専用電話「児童虐待ホットライン」を設置し、専任相談員がフリーダイヤルで、市民等からの通告・相談を受け、迅速な対応につなぎます。また、児童虐待対応協力員を配置し、夜間休日における安全確認を迅速に行います。					
施策指標	① 安全確認後、虐待対応進捗管理会議を行い、通告があった児童に対して必要な支援が決定できた割合 ② 受電件数				現状値（令和5年度）	
					① 100% ② 3,534件	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	妊産婦等生活援助事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	支援コーディネーター及び看護師等を配置した施設において、特定妊婦等の相談に応じ、関係機関と連携して妊娠早期からの切れ目ない包括的な支援を実施することにより、これらの妊婦の安全で安心な妊娠・出産を図るとともに、日齢0日児問題を未然に防ぐことをめざします。					
施策指標	・特定妊婦等のニーズを把握し、必要な支援を行う。この達成率を令和11年度まで100%を維持する。				現状値（令和5年度）	
					100%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども相談センターの法的対応機能強化事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	児童虐待の対応においては、児童の施設入所の必要性について保護者の理解を得られない等から、家庭裁判所への申立て等の法的対応が求められることが多く、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、こども相談センターの援助を円滑かつ適正に行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども相談センターのスーパーバイズ・権利擁護機能強化事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こども相談センターだけでは対応に限界のある高度な専門技術や知識を必要とする事例に対応するため、性的虐待における事実確認面接と性加害児童の治療・教育に関するスーパーバイズ体制を整備します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	一時保護所					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	主として、2～18歳までのこどもに対し、緊急に保護を要する場合、又は指導・治療のために短期の入所保護が必要とされる場合に一時保護を実施しています。一時保護所では、児童指導員及び保育士等の専門スタッフにより24時間体制のケアを行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	SNS を活用した児童虐待相談事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	コミュニケーション手段として広く浸透したSNSを子育て相談等の窓口のツールとして活用し、子育て中の保護者やこども等からの相談を受け付け、専門員が対応することにより、児童虐待の未然防止・早期発見につなげます。 事業については、大阪府・堺市の三者で協定書を締結し、大阪府下全体で取り組みます。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	被措置児童等虐待予防への取組					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こどもの権利擁護という観点から、こどもが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら自立していくための環境を整える取組や、行政機関、施設など関係機関が共通の認識を持ち、被措置児童への虐待等を予防するための取組を進めます。また、施設運営については、施設職員相互に意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めることや、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めることなど、開かれた施設運営をめざします。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童家庭支援センター					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	地域のこども福祉に関する各般の問題について、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じて必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、こども相談センター・児童福祉施設等との連絡調整等を総合的にを行います。					

	(所管部署) 消防局					
取組名	児童虐待通報に係る「消防局」と「こども相談センター」の連携					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	緊急性の高い児童虐待通報に対し、こども相談センターと連携を密にして対応する。昼夜を問わない機動力を持つ消防隊が現場出場し、迅速に児童の安全確認を実施することにより、児童虐待による緊急事態の回避・悪化の防止を図る。					

再掲 家庭教育に関する情報提供や学習支援 ⇒ 107 ページに掲載

施策2 虐待を受けたこどもへの支援の仕組みを充実します

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	親子再統合（親子関係再構築）支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	虐待等により傷ついた親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくために、他機関との連絡調整や親子面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置します。また、学識者等から専門的技術的助言や指導等を受け、親子関係の再構築を支援するためのカウンセリングやプログラム等を実施します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども相談センターの医療的機能強化事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こども相談センターでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、協力病院を指定し、医学的な判断や専門的助言を得るとともに、法医学による鑑定、こども虐待医療支援検討会の開催等のシステムを整備し、こども相談センターの医療的機能を強化します。					

基本施策 2 社会的養育を必要とするこども・若者の養育環境の充実

施策 1 里親・ファミリーホームへの委託等を推進します

【重点施策】里親・ファミリーホームへの委託等の家庭的な養育の推進

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	里親子への一貫した支援体制の構築・里親委託推進事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	里親委託の推進を図るため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親等とのマッチング、こどもの里親委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後の支援に至るまでの一貫した里親支援（フォスタリング業務）の実施体制を整備し、里親支援メニューの充実を図ります。 令和3年度から、こども相談センター単位でフォスタリング業務を段階的に民間委託し、令和6年度には包括的な委託を完了しました。令和7年度には令和4年児童福祉法改正で児童福祉施設に位置付けられた里親支援センター4か所を設置し、こども相談センターと里親支援センターとの連携により、里親養育の支援体制を充実させ、更なる里親委託推進を図ります。					
施策指標	① 里親等委託率 ② 新規登録里親数 ③ 登録里親数 ④ 里親等委託児童数				現状値（令和5年度）	
					①	19.9%
					②	25 組
					③	244 組
					④	207 人

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな家庭養育を行います。 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）： 専任の養育者の住居で、要保護児童5人ないし6人を受け入れ、一定期間養育する事業で、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者3人以上で養育にあたります。					
施策指標	① 里親委託率 ② ファミリーホームの箇所数				現状値（令和5年度）	
					① 19.9% ② 24 か所	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童福祉施設の小規模化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	虐待を受けたこどもや愛着障がいのあるこどもへの対応には、大規模な集団によるケアでは限界があります。このため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の拡充を図り、施設におけるケア単位の小規模化を推進します。					
施策指標	・小規模グループケア・地域小規模児童養護施設の定員割合				現状値（令和5年度）	
					49.4%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童心理治療施設					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	心理的、精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行います。(3か所設置)					

施策2 家庭支援及びこども・若者の自立支援の仕組みを充実します

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	施設退所児童等に対する指導や支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	
概要	児童養護施設等退所予定児童に対して社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、退所した児童に対する職業斡旋や適切な就業環境を得るための職場開拓、並びに就職後の相談等の就業支援を実施します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童自立生活援助事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	
概要	児童養護施設等を退所し、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童について児童自立生活援助事業の利用を承諾し、就労への取組及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	身元保証人確保対策事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	
概要	児童養護施設等に入所中又は退所した児童等に対し、就職や進学時、アパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童自立支援施設					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	非行等の問題を抱え、生活指導等を要する児童に対して、寮担当職員が起居を共にし、惜しみない愛情を注ぐことや個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うことにより、児童自身に安心感・安全感・信頼感が構築できるように支援します。また、児童自身の自立に繋がる内面の成長を促す援助や家族間調整を実践します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	養子縁組民間あっせん機関育成事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○					
概要	予期せぬ妊娠をした妊婦の相談窓口となりうる養子縁組民間あっせん機関に対して質の向上を図るため、職員等の研修費用等を補助します。					

基本施策3 こどもや若者が抱える課題を解決するための仕組みの充実

施策1 こどもの貧困対策を推進します

【重点施策】こどもの貧困の解消に向けた取組の推進

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	大阪市こどもサポートネット					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進します。					
施策指標	① 大阪市こどもサポートネットが、教育分野と関係機関等による福祉分野の支援のつなぎに役立ったとする学校の役割 ② スクリーニングで判明した課題のある児童生徒のうち、適切な支援制度につなげられた割合				現状値（令和5年度）	
					① 92.2% ② 95.4%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども支援ネットワーク事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークづくりを支援します。					
施策指標	・ネットワークへの登録団体数				現状値（令和5年度）	
					344 団体	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こどもの居場所開設支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	地域のこどもたちにとって、食事や学習機会を提供する場、見守りの場、学校でも家庭でもない居場所を通し、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができるこどもの居場所が必要とする地域に開設されるよう、本市が開設にかかる経費を補助することで、こどもの居場所を充足させます。					
施策指標	・未開設校区のうち本市が必要とする地域に、こどもの居場所が開設される割合				現状値（令和5年度）	
					82.1%	

施策2 障がいのあるこどもと家庭への支援を充実します

【重点施策】障がいのあるこどもと家庭への支援

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	障がい児保育事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	特別支援保育の質の向上を図るとともに、障がい児の保育施設への受入を促進するため、民間保育施設に対し、特別支援保育担当保育士等の人件費支援及び受入環境を整えるための物品購入経費支援を行います。 また、特別支援保育巡回指導講師派遣事業として、保育施設等における障がい児の実態を把握し、必要な助言・指導を行う職員を雇用することで障がい児受入れ後のサポートを行います。					
施策指標	・全民間保育所等のうち、障がい児受入施設の割合				現状値（令和5年度）	
					78%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	私立幼稚園における特別支援教育の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
概要	要支援児受入れのセーフティネット的な役割を担う私立幼稚園等を大阪市要支援児受入促進指定園として指定し、要支援児の就園機会の保障を図ります。					
施策指標	・大阪市要支援児受入促進指定園数				現状値 (令和 5 年度)	
					73 園	

	(所管部署) 福祉局					
取組名	発達障がい者への支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	○
概要	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族に対する相談支援、ペアレント・トレーニング等の親支援、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援等を実施します。 また、発達障がいのあるこどもの支援について、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。					
施策指標	① 発達障がい者支援センターの延べ相談・発達支援件数、延べ就労支援件数 ② 専門療育機関の実施箇所数、定員数				現状値 (令和 5 年度)	
					① 1,761 件、820 件 ② 6 か所、280 名	

	(所管部署) 福祉局					
取組名	重症心身障がい者（児）への支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）が、地域で安心して生活できるよう、対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的なショートステイの利用を必要とする場合にも対応できるように引き続き重症心身障がい児者等短期入所事業を実施します。					
施策指標	・利用日数				現状値（令和 5 年度）	
					1,898 日	

	(所管部署) 福祉局					
取組名	児童発達支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。					
施策指標	① 月あたり利用人員 ② 月あたり利用日数				現状値（令和 5 年度）	
					① 5,381 人 ② 67,778 日	

	(所管部署) 福祉局					
取組名	放課後等デイサービス					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。					
施策指標	① 月あたり利用人員				現状値 (令和 5 年度)	
	② 月あたり利用日数				① 10,305 人 ② 133,229 人	

	(所管部署) 福祉局					
取組名	保育所等訪問支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	保育所等を現在利用中又は今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。					
施策指標	① 月あたり利用人員				現状値 (令和 5 年度)	
	② 月あたり利用日数				① 1,042 人 ② 1,546 回	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	重症心身障がい児訪問相談					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	こども相談センターの職員が在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し、家庭での療育や介護等について助言や指導を行うとともに、施設や福祉サービス等に関する情報提供や心理的援助を行います。					

	(所管部署) 福祉局					
取組名	障がい児等療育支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児の地域での生活を支えるため、訪問・外来による専門的な療育相談・指導や施設職員への指導等を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	発達支援プログラム冊子の普及・活用					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた冊子「できた！わかった！たのしいよ！」、「できた！わかった！たのしいよ！パートII」を教育・保育施設等に配布するなど、支援の充実を図ります。また、大阪市ホームページに掲載し、広く情報を発信します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	教育・保育施設等への教職員への研修					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	教育・保育施設等の教職員が、さまざまな障がいのある児童の特性や支援について理解し、保育場面における支援が早期に実施されるよう研修を実施します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	教育・保育施設等の教職員に対する発達障がい児等に関する相談支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	教育・保育施設等の教職員からの発達障がい児等に関する相談に対し、専門的な知識や経験をもつ相談員が指導・助言等を行うことにより、教職員がこどもの特性に応じた適切な教育・保育、保護者に対する子育て支援を行うことができるよう援助します。					

再掲 特別支援教育相談事業 ⇒ 112 ページに掲載

施策3 外国につながるこどもと家庭への支援を充実します

【重点施策】外国につながるこどもと家庭への支援

	(所管部署) 経済戦略局・市民局					
取組名	外国人のための相談					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○	○	○
概要	大阪国際交流センターインフォメーションセンター内において、「外国人のための相談窓口」を設置し、各種相談のほか、弁護士による面談での法律相談や行政書士による面談でのビザ相談も実施しています。なお、相談に際しては、通訳（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語）を配置します。					
施策指標	・相談件数				現状値（令和5年度）	
					4,075 件（経済戦略局） 66 件（市民局）	

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	識字・日本語教育の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	○
概要	外国につながる市民や様々な理由で義務教育を十分に受けられなかった人など、日本語の読み書き、会話が原因で生活に困難を感じる方に学習機会を提供し、社会参加促進を図ります。外国につながる若者等を含む多様なニーズに対応する学習環境を整備し、教室運営・学習支援等を担う人材育成など、総合的な識字・日本語教育の推進を図ります。					
施策指標	・学習者の識字・日本語教室活動に対する満足度				現状値（令和 5 年度）	
					93%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ヤングケアラー外国語通訳派遣事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○		
概要	日常生活を送るためにヤングケアラーの通訳に頼っている方を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を行います。					
施策指標	・利用件数				現状値（令和 5 年度）	
					7 件	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	外国語通訳派遣事業（公設置公営保育所）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	大阪市立保育所（公設置公営）に通所している児童の保護者でかつ日本語が苦手な父親や母親等に対し、通訳者を派遣することにより円滑なコミュニケーションを図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子育て支援施設や児童福祉施設における支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	外国につながるこどもや保護者が増加しており、保護者等とのコミュニケーションを一層円滑に行うため、子育て支援施設や児童福祉施設などへ翻訳機の購入支援等を行います。					

再掲 多文化共生教育の推進 ⇒ 97 ページに掲載

施策4 ヤングケアラーへの支援を推進します

【重点施策】ヤングケアラー支援の推進

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	寄り添い型相談支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○		
概要	もとヤングケアラーも参加するオンラインサロンやレスパイトイベント、またヤングケアラーの多様な悩みに対して SNS や電話などで相談支援を行うピアサポートを実施するとともに、希望に応じて関係機関（区役所等）へ同行するなど寄り添い型支援を行います。					
施策指標	・相談対応件数				現状値（令和5年度）	
					1,436 件	

再掲 ヤングケアラー外国語通訳派遣事業 ⇒ 139 ページに掲載

再掲 スクールカウンセラー事業 ⇒ 110 ページに掲載

再掲 家事・育児訪問支援事業 ⇒ 58 ページに掲載

再掲 いじめ・問題行動等への対応 ⇒ 109 ページに掲載

施策 5 こども・若者の自殺対策

	(所管部署) 健康局					
取組名	ゲートキーパー養成研修					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				○	○	○
概要	ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人のことです。養成研修では、ゲートキーパーとして必要な自殺防止の知識、自殺念慮をもつ人への具体的な関わり方やコミュニケーションスキルを身につけることを目的として実施します。					

施策 6 こども・若者が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります

	(所管部署) 市民局					
取組名	市職員によるあんしんパトロール事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	○
概要	さらなる犯罪発生件数の減少をめざし、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域で事業に従事する市職員が移動の際、業務用作業車両等に「あんしんパトロール中」のステッカーを添付し、街頭犯罪の抑止に努めるとともに、犯罪等の現場に遭遇した際には、被害者の保護や警察への連絡・通報を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	「こども 110 番の家」事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こどもたちが外出先でトラブルに巻き込まれそうになったとき、すぐに助けを求められるよう「こども 110 番の家」を設けています。地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）に、玄関先など分かりやすい場所へ目印となる旗等を掲げていただくことにより、こどもたちが大人に助けを求めやすい環境を作ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援します。					

再掲 こども相談センターのスーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 ⇒ 124 ページに掲載

基本施策4 こども・若者の健やかな成長を支える取組の推進

施策1 こども・若者の成長を支える医療体制等を充実します

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども医療費助成制度					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初3月31日)までのこどもが医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成します。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	長期療養を必要とするこどもとその家族を対象に、専門医、保健師、栄養士、小児慢性特定疾病児の養育経験者(ピアカウンセラー)等による医療・保健・福祉・教育に関する療養相談会や、患児の療養上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等を行います。各区においては保健師が面接や訪問による相談等を行います。					

	(所管部署) 健康局					
取組名	休日・夜間急病診療所の運営事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	市民の安全で安心な生活に寄与することを目的に、主として医療機関が通常診療を実施していない時間帯(夜間及び休日)において市民が急病になった際に、診療(内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科)を実施します。					

	(所管部署) 消防局					
取組名	救急安心センター事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	「救急安心センターおおさか」では、看護師が医師の支援体制のもと、大阪府民、全年齢を対象とした、突然の病気やケガに対して救急医療相談や救急病院の案内、応急手当についてのアドバイスなどを24時間365日対応できる体制を整えており、医療相談の内容から緊急性が高い場合には、迅速に救急車を出場させるなどのワンストップサービスの提供を行います。					

施策2 地域における多様な担い手を育成します

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けたさまざまな活動を制度として推進します。地域での具体的な活動は各区において地域の実情に応じて実施します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子ども会活動の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	地域における青少年育成活動の活性化のため、体育活動・文化活動を実施し、指導者・育成者の技能向上及び新たな指導者・育成者となるジュニアリーダー・シニアリーダー育成のために研修を実施します。					

	（所管部署）福祉局・こども青少年局					
取組名	民生委員・児童委員・主任児童委員					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	民生委員・児童委員は、地域の住民生活を必要に応じ適切に把握し、生活に困った人や児童の保護・育成などの福祉について相談を受け、自立を助けるために必要な相談・支援を行う地域福祉推進の担い手です。各地区の民生委員・児童委員が、日常生活上のことやこどものことについて相談に応じています。 また、平成6年1月に児童福祉を専門に担当する「主任児童委員」が設けられ児童委員と協力して活動しています。					

	（所管部署）市民局					
取組名	地域活動協議会					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	地域活動協議会では、おおむね校区等地域を単位として、これまで地域活動を担ってきた地域振興会（町会）や地域社会福祉協議会などの地域住民の組織をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな地域活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、こども・青少年、福祉など幅広い分野において、活動を行っています。					

	（所管部署）市民局					
取組名	多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体が互いに協働し、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップによる活力ある地域社会づくりをめざしています。					

基本施策5 こどもの権利を保障する取組の推進

施策1 すべてのこども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します

【重点施策】 こどもの権利擁護の取組

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	未成年後見人支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こども相談センター所長が、親権を行う者のいない児童等で、その福祉のために必要であると判断し、家庭裁判所に対し選任請求を行った未成年後見人等に対する報酬の全部又は一部を負担します。また、後見人、被後見人の損害賠償保険の保険料を負担します。					
施策指標	① 補助件数 ② 未成年後見人確保割合				現状値（令和5年度）	
					① 10件 ② 100%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	社会的養護と一時保護所で生活するこどもの権利擁護の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	児童養護施設等の社会的養護やこども相談センターの一時保護所で生活しているこどもに対し、当該こどもの日常生活に関することや措置等について、こどもが十分に理解できるよう説明し、こどもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、こどもの最善の利益につながる決定を行います。また、こども自らの意見を表明する機会を保障し、こどもの意見形成・意見表明等を支援します。					
施策指標	・児童養護施設等の社会的養護やこども相談センターの一時保護所で生活しているこどもに対する意見聴取等措置の実施				現状値（令和5年度）	
					—	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども・若者の声					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○	○
概要	令和5年4月施行のこども基本法に基づき、こども施策を実施するにあたり対象となるこども又は若者の意見を反映させるため、大阪市内在住のこどもや若者から、本市の「こども施策」について、思っていること、感じていることなど、さまざまな声を募集します。					
施策指標	・意見聴取件数				現状値（令和5年度）	
					106 件	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童養護施設等の研修					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	施設職員の専門性を高めるための研修やこどもの権利に関する意識を高める研修への参加促進を促し、社会的養護の充実を図るための人材育成が可能な環境づくりをめざします。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画及び意見聴取の取組					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○	○	○
概要	こども基本法第11条の理念に基づき、こども・若者当事者の声の施策への反映や政策決定過程への参画を促進することを目的に、「大阪市こども・子育て支援会議」にこども・若者委員を委嘱します。					

基本方向5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から時代の親へと伝えることが困難になってきています。また、少子化が進展する中で、こども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もあります。

子育て当事者が、子育てにかかる経済的な不安や孤独感を抱いたり、仕事との両立に悩んだり、家庭内において育児負担が偏ることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

その中でも、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことを看過してはならず、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭のそれぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」と連携しながら、総合的に取組を推進していきます。

大阪市が実施したニーズ調査では、前回調査と比較すると、子育てを楽しいと感じる保護者の割合が増加している一方、子育てが地域や社会に支えられていると感じる保護者の割合が減少しており、すべての子育て当事者が、安心と楽しさ、喜びを実感しながらこどもを生み、育てられるように、身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる仕組みを充実していく必要があります。

また、ニーズ調査のうち、保護者自身に関する悩みについては、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れない」や「子育てにかかる出費がかさむ」等の割合が高くなっており、今後、子育てに経済的な負担や孤立感を抱くことなく、自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができるよう、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みを充実させることが重要です。

めざすべき目標像

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこどもと向き合い、育てることができる。
- 家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。

はぐくみ指標

指標項目	現状値	目標 (令和 11 年度)
子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合	就学前児童 80.8% 就学児童 73.4%	就学前児童 90% 就学児童 80%
母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合	45.6%	50.1%
「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合	61.9%	65%

基本施策・施策

基本施策 1 身近な地域における子育て当事者への支援の充実	
施策 1	子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します 【重点施策】誰もが安心して子育てできる取組の充実
基本施策 2 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	
施策 1	子育てにかかる経済的負担を軽減します 【重点施策】子育てにかかる経済的負担の軽減
基本施策 3 家庭の状況に応じた子育て支援の充実	
施策 1	ひとり親家庭への支援を充実します 【重点施策】ひとり親家庭への支援の充実
基本施策 4 こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	
施策 1	こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します
基本施策 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	
施策 1	仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します 【重点施策】仕事と子育てをともに選択できる仕組みの充実

基本施策 1 身近な地域における子育て当事者への支援の充実

施策 1 子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します

【重点施策】誰もが安心して子育てできる取組の充実

	(所管部署) こども青少年局・市民局					
取組名	男女共同参画センター子育て活動支援館					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う、男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等を開催し、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。					
施策指標	①相談件数				現状値 (令和 5 年度)	
	②地域子育て活動者研修 (実施回数、受講者数)				①4,942 件	
	③ 提供会員養成講座 (実施回数、受講者数)				②25 回、603 人	
	④各区子ども・子育てプラザ共催講座 (実施回数、受講者数)				③ 4 回、212 人	
					④103 回、1,813 人	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子育て活動支援事業 (子ども・子育てプラザ)					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	次代を担うこどもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供します。					
施策指標	①利用者数				現状値 (令和 5 年度)	
	②利用者アンケート「とても満足」の割合				① 591,603 人	
					② 66.0%	

0	(所管部署) こども青少年局					
取組名	利用者支援事業（基本型）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。					
施策指標	① 箇所数 ② 相談件数					現状値（令和５年度）
						① 24 か所 ② 26,001 件

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	利用者支援事業（地域子育て相談機関）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○				
概要	妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関を設置します。					

再掲 利用者支援事業（こども家庭センター型） ⇒ 69 ページに掲載

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども家庭センターの運営					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○		
概要	全ての妊産婦・子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉双方が連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	こども相談センターにおける子育てへの相談や支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	大阪市内に住む、18歳未満のこどもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や心理検査等を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ブックスタート					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合えるよう、地域子育て支援拠点事業実施施設等において、3か月児健診の対象となる親子に絵本をお渡しし、絵本についてのお話や読み聞かせ体験の実施等を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	子育ていろいろ便利帳					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	子育ての情報を掲載した「子育ていろいろ便利帳」を発行し、新たな施策を含む大阪市の子育て支援施策について周知することで、支援の必要な世帯に必要な情報を届けるとともに、各種施策の利用を促進します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	赤ちゃんの駅事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	乳幼児と保護者等が、外出中に授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その周知を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	あいりん特別保育対策事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	あいりん地域において、保護者の傷病・入院、災害・事故、労働、職業訓練、就学、育児疲れ、放任等の理由により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を保護・保育するとともに、遊びの指導及び生活指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	あいりん児童健全育成事業（児童育成支援拠点事業）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	あいりん地域において、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所がない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう、幼稚園において、未就園児と保護者の登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなどを行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	家事・育児訪問支援事業（子育て世帯訪問支援事業）					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援。支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担軽減を行います。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	親子関係形成支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。					

再掲 母親教室 ⇒ 66 ページに掲載

再掲 父親の育児参加啓発事業 ⇒ 67 ページに掲載

再掲 一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象） ⇒ 54 ページに掲載

再掲 地域子育て支援拠点事業 ⇒ 53 ページに掲載

再掲 病児・病後児保育事業 ⇒ 55 ページに掲載

再掲 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）⇒ 53 ページに掲載

再掲 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）⇒ 54 ページに掲載

基本施策2 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

施策1 子育てにかかる経済的負担を軽減します

【重点施策】子育てにかかる経済的負担の軽減

再掲 習い事・塾代助成事業 ⇒ 88 ページに掲載

	(所管部署) こども青少年局・福祉局					
取組名	幼児教育・保育の無償化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	国の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化され、課税世帯の0～2歳児についても、複数の子どもがいる多子世帯の第2子が半額、第3子以降が無償となっています。大阪市では、令和6年9月から無償化の対象を第2子まで拡大するなどの独自の取組を進めています。					
施策指標	・保育料無償化率（保育料無償化の対象となっている園児の割合）				現状値（令和5年度）	
					73%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	保育料（保育所等）の負担軽減					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	子育て家庭の負担軽減を図るため、大阪市独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準額よりも安く保育料を設定します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	実費徴収にかかる補足給付事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○				
概要	市の定める保育料とは別に、幼稚園・保育所等が実費徴収する費用（日用品・文房具等の購入費用、遠足等の行事への参加費等）について、生活保護世帯等を対象に費用の一部を給付します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に通う年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第 3 子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を所定の額まで無償化します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童手当					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	次代を担うこどもの発達や成長を社会全体で応援するために、こどもを養育している方に手当を支給します。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	学校給食費の無償化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	学校における食育の生きた教材であり全市統一の献立により実施している学校給食について、既存の制度も活用しながら全員全額無償とします。					

	(所管部署) 教育委員会事務局					
取組名	教育費等の負担軽減					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
			○	○		
概要	経済的な理由により大阪市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助を実施します。(就学援助費) また、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(専攻科及び別科を除く。)に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者(市民税非課税世帯等。ただし、生活保護世帯を除く)に対し、大阪市奨学費を支給します。(奨学費)					

再掲 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業 ⇒ 58 ページに掲載

再掲 こども医療費助成制度 ⇒ 143 ページに掲載

基本施策3 家庭の状況に応じた子育て支援の充実

施策1 ひとり親家庭への支援を充実します

【重点施策】ひとり親家庭への支援の充実

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	愛光会館において、ひとり親家庭等の就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングや、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。					
施策指標	・ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方の就職率				現状値（令和5年度）	
					47.7%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	養育費確保のトータルサポート事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	養育費に関する広報・啓発、弁護士による無料専門相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書などの作成費用の補助、民間保証会社と保証契約にかかる本人負担費用の補助など、養育費の取決めから保証、履行確保までの課題を解決するため総合的な支援を行い、ひとり親家庭等の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ります。					
施策指標	① 養育費の取決めの割合（母子家庭の内） ② 養育費の受領割合（母子家庭の内）				現状値（令和5年度）	
					① 44.5% ② 25.8%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ひとり親家庭サポーター事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	各区保健福祉センターに、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターを配置し、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細やかな相談支援を行います。また、離婚を考えている方に対して、離婚に関する悩み等に寄り添いながら離婚前相談も行い、無料弁護士相談等の情報提供や家庭裁判所等への同行支援も行います。区役所の相談日に来所できない方に対しては、母子・父子福祉センター「大阪市立愛光会館」での相談を実施します。					
施策指標	・ひとり親家庭サポーターの相談件数				現状値（令和５年度）	
					4,965 件	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ひとり親家庭自立支援給付金事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	ひとり親家庭の親を対象に、就職に有利な資格取得や学びなおしの支援のため、一定期間就労と修業の両立ができる環境を整備し、自立した生活を営むことができるよう、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等を実施します。					
施策指標	・資格取得後の就職率（ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業利用者の内）				現状値（令和５年度）	
					98%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	ひとり親家庭の親で、資格を取得するための専門学校等に入校するために一定の準備が必要な方を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。					
施策指標	・利用者が合格し、ひとり親家庭自立支援給付金事業を利用する割合				現状値 (令和 5 年度)	
					91.6%	

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ひとり親家庭等日常生活支援事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	ひとり親家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、もしくは生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣することで、その生活を支援する。					

001	(所管部署) こども青少年局					
取組名	母子生活支援施設					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	児童扶養手当					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	次のいずれかの状態にあるこどものいる家庭の母、父又は養育者に児童扶養手当を支給します。 ① 父母が婚姻を解消したこども ③ 父又は母が死亡したこども ④ 母が婚姻によらないで出産したこども 等					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	ひとり親家庭医療費助成制度					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	ひとり親家庭の方が医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成します。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	相談・情報提供機能の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に図ります。					

	(所管部署) こども青少年局					
取組名	地域団体や企業、NPO 法人など民間団体との連携					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○	○	
概要	多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、民間のノウハウを活用することで、従来の行政による支援に加え、より幅広い層への周知等が可能となり、ひとり親家庭等の自立支援の取組を推進し、また、社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、「ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定」を進めます。					

基本施策4 こどもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

施策1 こどもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します

	(所管部署) 都市整備局					
取組名	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	市内定住促進のため、初めて住宅を取得する新婚世帯（申込者及び配偶者のいずれかが40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯）又は子育て世帯（小学校6年生以下の子どもがいる世帯）を対象に、住宅ローンに対して年0.5%以内（融資利率を上限とします。）、最長5年間の利子補給を行う制度です。					

	(所管部署) 都市整備局					
取組名	子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	子育て世帯等の市内居住と民間賃貸住宅ストックの有効活用を促進するため、子育て世帯等の入居に資する改修工事を行う民間賃貸住宅オーナーに対して、改修工事費の一部を補助します。					

	(所管部署) 都市整備局					
取組名	子育て安心マンション認定制度					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	子育てに配慮した仕様と子育てを支援する環境を備えた良質なマンションを「子育て安心マンション」として認定し、子育て層等に広く情報発信することにより、子育て世帯の市内居住を促進します。					

	(所管部署) 都市整備局					
取組名	市営住宅への優先入居の実施					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	高等学校修了前とされる年齢（18歳まで）のこどもがいる世帯を対象とした市営住宅の別枠募集の実施や、「一般世帯向け」区分の公営住宅の申込みにおいて、18歳未満の児童が3人以上いる世帯に対する当選確率の優遇を行います。					

	(所管部署) 都市整備局					
取組名	民間住宅への入居支援					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	子育て世帯（子ども（高校生相当以下）を養育している世帯（妊婦がいる世帯も含む）をはじめとする低額所得者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録等を推進します。					

	(所管部署) 建設局					
取組名	住区基幹公園の整備					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園について、現在計画している公園整備を進めていきます。					

	(所管部署) 建設局					
取組名	通学路等の交通安全対策の推進					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○			
概要	こどもが日常的に移動する経路等の安全を確保するために、各区で実施される「通学路の合同点検」や保育施設などの施設管理者が独自で行う点検で抽出された対策必要箇所について、大阪府警本部などの関係部署と連携しながら、交通安全施設（ガードレール等）の整備を実施します。					

	(所管部署) 建設局					
取組名	公園遊具等の点検					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	公園遊具は危険予知に乏しい子どもが利用するものであることから、事故を防ぐためには事故の原因となる箇所を早期に発見し、措置を講じることが重要です。ついては、市内公園遊具を含む公園施設の安全を確保するため、年3回の日常点検と年2回の定期点検を実施しています。					

	(所管部署) 消防局					
取組名	防火防災の体験型研修の充実強化					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	市民、地域、事業者等に対し、災害発生時に防火・防災の担い手として初期消火、早期の通報等の活動ができるようにするための体験型の研修を実施します。					

	(所管部署) 市民局					
取組名	食の安全・安心に関する情報提供の充実					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
概要	消費生活に関するテーマを取り上げた半日講座において、専門講師を迎えて食に関連するテーマで講座を開催し、情報提供の充実に努めます。					

基本施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策1 仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します

【重点施策】仕事と子育てを共に選択できる仕組みの充実

	(所管部署) 市民局					
取組名	「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○	○	○	○		
概要	「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」「男性の家庭参画支援」について積極的に推進する企業等を、一定の基準に則り認証し、当該の企業等が社会的に認知されることでその取組が広く普及するよう、「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」認証事業を実施しています。					
施策指標	女性活躍リーディングカンパニー認証累計件数				現状値（令和5年度）	
					889 件	

001	(所管部署) 市民局					
取組名	大阪市立男女共同参画センターにおける講座の実施					
対象年齢	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○	○	○		
概要	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館は、男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する施設であり、妊娠中や子育て中の女性を中心に男女共同参画社会の形成に関する講習会、研修会等を実施します。 (対象事業) ・男女共同参画センター子育て活動支援館における講座・セミナー等の実施					

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 大阪市こども・子育て支援会議

平成 25 年 4 月に、大阪市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「大阪市こども・子育て支援会議」（以下「支援会議」といいます。）を設置しています。なお、令和 6 年度から、こども基本法第 11 条に基づき、新たにこども・若者当事者を委員として委嘱しています。

(2) 庁内体制

◎ 大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成 25 年 6 月に、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」（以下「推進本部会議」といいます。）を設置しています。

◎ 大阪市自らの取組

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、大阪市では、次世代育成支援に率先して取り組むため、事業者として平成 17 年 4 月に「大阪市特定事業主行動計画」を策定し、子育てに対する職場の理解を深めることを柱に、職員が安心してこどもを生み、育てやすい職場環境の実現に向けて取り組んできました。また、平成 22 年度から平成 26 年度は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等を新たな視点として追加した「後期行動計画」のもと、大阪市職員への仕事と家庭の両立支援に取り組んできたところです。

さらに、次世代育成支援対策推進法の 10 年間延長に伴い、継続して取組を進めていく中で、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」が制定されたことにより、女性の活躍の推進に関する取組内容を充実させた行動計画に改訂し、この間、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法の取組を両輪として進めてきました。

今後も、すべての職員が、この計画の趣旨を理解し、「ワーク・ライフ・バランス」の実現をめざして、取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理及び検証・改善

（１）検証・改善サイクル（P D C Aサイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）を確立していくことが重要です。

本計画では、「はぐくみ指標」に加え、毎年度の施策の達成状況を分かりやすく把握するため、「基本方向」に基づく施策の中から重点的に取り組む「重点施策」を設定し、その施策における「施策指標」を設定しています。

本計画における就学前の子どもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、毎年度点検・評価します。また、その他の個別の事業については、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

（２）進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、公開により開催する支援会議に報告し、委員のみなさまのご意見をいただくとともに、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 社会・経済情勢の変化等への対応

大阪市の財政は、税収が令和5年度決算において2年連続で過去最高を更新しているものの、生活保護費等の扶助費や市債の償還のための公債費などの義務的な経費は、依然として高い水準で推移しています。「今後の財政収支概算（粗い試算）[令和6年（2024年）2月版]」では、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増や0～2歳児の保育無償化に向けた取組などにより、今後10年間は収支不足が生じる見込みとなっており、今後の財政運営については、税収、金利・物価動向などの不確定要素が収支に大きな影響を与える可能性がある中、急激な環境変化にも対応できるよう、たゆみなく市政改革に取り組み、持続可能な財政構造を構築していく必要があります。

本計画の基本理念の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、このような状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

4 国・大阪府など関係機関との連携

本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。

こども基本法において、国は、こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備その他の必要な措置を講ずることとされており、こども家庭庁に特別機関として設置されたこども政策推進会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となってこども大綱を総合的に推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、必要に応じて他の市町村とも連携して適切な調整を図りながら、大阪市の各施策に反映していきます。

また、大阪府と情報交換を密にし、各種取組の相互補完により、効果的かつ効率的な施策の推進を図る必要があります。

とりわけ、待機児童、児童虐待、こどもの貧困への対策などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠であり、関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5 自律した自治体型の区政運営

急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設や教育・保育施設、学校園、団体、企業等、社会全体で協働し、推進していく必要があります。

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきたとともに、地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「共助」が困難となる状況にあります。

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、自主的な地域運営の仕組みによる地域課題に対応したまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすこととしています。基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要なと

される取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

これらの区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

（１）区政会議

ニア・イズ・ベターをさらに推進していくためには、局から区に権限を移譲することと同時に、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民が区政運営に参画し評価することが必要となります。各区では、そのためにさまざまな取組を行っていますが、区政会議はその基本となるものです。区政会議については、全市的な統一基準として、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が平成 25 年 6 月 1 日から施行されています。こども・子育て支援を含むさまざまなテーマについて議論しています。

（２）区将来ビジョン

各区においては、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していくため、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を区民の方々に明らかにするための「区将来ビジョン」と、「区将来ビジョン」で示された施策展開の方向性に沿って年度ごとの施策・事業の取組を明らかにする単年度ごとのアクションプランである「区運営方針」を策定し、毎年度の「区運営方針」に係る P D C A サイクルを通じて「区将来ビジョン」を進捗管理しており、こども・子育て支援についても各区の主要なテーマとされています。

（３）区で取り組んでいる事業

区においては、こどもや若者の健全育成や子育て支援に関わって、特性や地域の実情に応じた区独自の取組を展開しています。地域での取組と行政施策が役割分担し、補完し合いながら、こども・子育て支援施策を効果的に推進していくことが重要です。

区の特徴に応じて取り組む主な事業

基本方向Ⅰ ～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるように支援する仕組みや環境を充実します。

基本施策（１） 施策１ 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します

【重点施策】妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援の充実

事業名	概要					
●●区 ●●●●事業						
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	次年度予算状況等を反映して作成					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期

用語の説明

【あ行】

【か行】

【さ行】

- ・
- ・

最終で時点更新

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（部会）

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

- 2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項（改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。）について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（令和5年6月13日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

こども・子育て支援会議条例施行規則（平成25年大阪市規則第20号）

（趣旨）

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（庶務）

第2条 こども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議委員名簿（令和 6 年 11 月）

役職	氏名	役職名
会長	山 野 則 子	大阪公立大学現代システム科学研究科 教授
会長代理	福 田 公 教	関西大学人間健康学部 教授
委員	市 田 守 男	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会 会長
委員	稲 田 浩	西宮すなご医療福祉センター 医療顧問
委員	宇 賀 佐 智 子	公募委員
委員	岡 本 佳 久	一般社団法人大阪市児童福祉施設連盟 会長
委員	北 玲 子	公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長
委員	久 保 朋 子	大阪市 P T A 協議会 副会長
委員	小 嶋 憲 子	大阪市民生委員児童委員協議会 会長
委員	小 林 幸 治	大阪商工会議所人材開発部 部長
委員	佐 竹 千 賀	公募委員
委員	中 村 正 彦	弁護士
委員	中 山 良 明	大阪市子ども会育成連合協議会 顧問
委員	名 城 嗣 盛	社会福祉法人大和福社会 理事
委員	野 崎 彩 有 里	公募委員（こども・若者委員）
委員	橋 本 祐 子	関西学院大学教育学部 教授
委員	福 田 留 美	N P O 法人にしよどにこネット 代表理事
委員	本 田 久 美 子	一般社団法人大阪市私立保育連盟 副会長
委員	松 本 和 馬	大阪市青少年指導員連絡協議会 副会長
委員	森 本 英 俊	連合大阪大阪市地域協議会 副議長
委員	吉 村 浩	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会 常務理事

大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議開催要綱

（目的）

第 1 条 こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）を開催する。

（組織）

第 2 条 推進本部会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長は、こども青少年局長をもって充てる。

3 副委員長は、こども青少年局理事及びこども青少年局企画部長をもって充てる。

4 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長等の職務）

第 3 条 委員長は、推進本部会議の事務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序でその職務を代行する。

（プロジェクト会議の開催）

第 4 条 委員長は、こども・子育て支援対策にかかる施策の調査及び検討を行わせるため、推進本部会議のもとプロジェクト会議を開催する。

2 プロジェクト会議のメンバーは、別表 2 に掲げる職にある者及び委員長の指名する職にある者をもって充てる。

3 委員長が特に必要と認めるときは、プロジェクト会議のもとワーキングチームによる会議を開催することができる。

4 ワーキングチームのメンバーは、委員長の指名する本市職員をもって充てる。

（庶務）

第 5 条 推進本部会議の庶務は、こども青少年局企画部企画課において処理する。

（施行の細目）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。
 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。
 この要綱は、令和 2 年 6 月 3 日から施行する。
 この要綱は、令和 3 年 4 月 7 日から施行する。
 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 推進本部会議委員

区長(こども・教育部会担当区長)代表 (2)	こども青少年局幼保施策部長
政策企画室政策調査担当部長	経済戦略局企画総務部長
市民局総務部長	建設局総務部長
福祉局総務部長	都市整備局企画部長
健康局総務部長	教育委員会事務局総務部長
こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長	教育委員会事務局生涯学習部長
こども青少年局子育て支援部長	教育委員会事務局指導部長

別表 2 プロジェクト会議委員

人事室	こども青少年局
人事課長	企画部企画課長
政策企画室	企画部こどもの貧困対策推進担当課長
企画部政策調査担当課長	企画部青少年課長
市民情報部広報担当課長	企画部放課後事業担当課長
経済戦略局	子育て支援部管理課長
スポーツ部スポーツ課長	幼保施策部幼保企画課長
市民局	幼保施策部幼稚園運営企画担当課長
ダイバーシティ推進室人権企画課長	中央こども相談センター運営担当課長
ダイバーシティ推進室男女共同参画課長	建設局
区政支援室地域安全担当課長	公園緑化部調整課長
財政局	都市整備局
財務部財務課長	企画部住宅政策課長
福祉局	教育委員会事務局
障がい者施策部障がい福祉課長	総務部教育政策課長
健康局	生涯学習部生涯学習担当課長
健康推進部健康施策課長	指導部初等・中学校教育担当課長
〔区役所〕	
委員長の指名する区人権生涯学習主管課長 (1)	
委員長の指名する区保健福祉課長または福祉担当課長 (1)	

「大阪市こども計画」（素案）にかかるパブリック・コメント手続きの実施結果について

○募集期間　：　令和6年12月　日（　）～令和　年　月　日（　）

○募集方法　：　持参、送付、ファックス、電子メール

○素案の公表方法

- ・大阪市役所（1階市民情報プラザ）、各区役所区民情報コーナー、大阪市サービスカウンター、男女共同参画センター子育て活動支援館、総合生涯学習センター・市民学習センター、各区図書館、各区こども・子育てプラザ、青少年センターに設置
- ・大阪市ホームページにて公表

○集計結果

- ・提出人数　：　　件パブリック・コメント後に作成
- ・意見件数　：　　件

（提出人数の内訳）

<受付方法別>

	持参	送付	ファックス	電子メール

<居住区>

大阪市内	大阪市外	不明

<性別>

男性	女性	その他	不明

<年齢別>

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明

○意見内容の分類及び件数

[illegible]

策定経過

年月日	内容
令和5年3月22日	令和4年度 第3回 こども・子育て支援会議
令和5年6月27日	令和5年度 第1回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和5年10月17日	令和5年度 第1回 こども・子育て支援会議
令和5年11月30日 令和6年～1月31日	「大阪市こども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童)・(就学児童)」 実施
令和5年11月30日 令和6年～1月31日	「大阪市こども・若者育成支援に関する若者意識調査」 実施
令和6年2月27日	令和5年度 第2回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和6年3月14日	令和5年度 第2回 こども・子育て支援会議
令和6年6月26日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議 こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会
令和6年7月16日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議 こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会
令和6年8月9日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和6年8月21日	こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会
令和6年10月3日	令和6年度 第2回 こども・子育て支援会議 教育・保育・子育て支援部会
令和6年11月6日	令和6年度 第1回 こども・子育て支援会議